

第5次多摩市地域福祉活動計画

2023(令和5)年度から 2028(令和10)年度



社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会

はじめに



社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会
会長 紀 初子

このたび、多摩市社会福祉協議会（多摩市社協）では、「第五次多摩市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

今日、様々な社会状況の変化を背景に、福祉ニーズも多様化し、制度のはざまの問題や複合的で複雑な福祉課題を持つ世帯など、これまでの公的な福祉サービスだけでは対応しきれないケースが増えています。また、人と人とのつながりが希薄化し、地域で支えあう機能の低下が進んでいるともいわれています。

この計画では、これらの課題に取り組むためこれまでの構成を大きく組み替え、基本理念「つながり 支えあい 安心するまちづくり」の実現に向けた基本目標の6年後の目指す姿を掲げ、どのように市民や地域の多様な活動団体等が地域福祉活動を推進するのか、その中で多摩市社協は、どのような役割を果たしていくのかを示しました。さらに、事業実施計画と多摩市社協が長年市民と取り組んできたまちづくりの10のエリアごとに、地域の特性や課題を踏まえた「エリア別小地域福祉活動計画」を合わせて策定しました。

今、日本では「地域共生社会」への取り組みが進められています。これは、「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくというもので、多摩市社協が取り組んできた“まちづくり”と重なるところです。また多摩市においても「地域共生社会」の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」に取り組みが始まっています。さらに、こうした状況を踏まえながら、多摩市社協では皆さんと共に考え取り組んできた“人のつながり”、“自治会や管理組合、ボランティア団体やNPOのつながり”、“地域の大学や企業、市内社会福祉法人のつながり”など、これまで積み重ねてきた活動を基に、地域福祉活動をさらに深化させていきたいと考えております。

なお、多摩市において、本地域福祉活動計画と並行して策定された「第5次多摩市地域福祉計画」と綿密に連携しながら、「つながり 支えあい 安心するまちづくり」を進めてまいります。皆様には、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力頂きました多摩市地域福祉活動計画策定委員会の委員及び各地区の地域福祉推進委員会の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの皆様に心から御礼を申し上げます。

With・After コロナにおける地域福祉の再構築をめざして

第5次多摩市地域福祉活動計画策定委員会委員長
法政大学現代福祉学部 教授 宮城 孝



この約3年余りに及ぶコロナ禍は、私たちの暮らしに多くの影響を与えました。皆さん自身や知人・友人のこの3年間に思い起こすと様々なでき事があったかと思います。特に地域福祉の面から見ると、これまで対面で行われていた様々な福祉活動が長く休止せざるを得なかったこと、児童や高齢者、障害のある方など社会的に弱い立場の人にとって、長いマスク生活はより大きなストレスをかけたかと思います。また、社会福祉協議会の生活福祉資金の特例貸付に膨大な人々が相談や申し込みをしており、経済的な困窮に陥った方も沢山いらっしゃると思います。様々な社会参加活動が休止されたことにより、心身が脆弱化したり、認知症が進行してしまった方も身近にいるのではないかと思います。

このような大きな社会的環境の変化の中で、この第5次多摩市地域福祉活動計画の策定作業が進められました。この3年間のコロナ禍が多摩市の地域福祉に与えた影響を考えますと、コロナ禍で傷ついた様々な活動や住民の暮らしをどう再構築していくのかが問われているかと思います。その点から言えば、本計画の内容にありますように、コロナ禍で弱くなった人と人とのつながりを再び、また新たに創り出していくことこそが求められているのではないかと思います。

その点で多摩市社会福祉協議会は、10のエリアごとに地域福祉推進委員会を組織化し、各地域の特性に応じた地域福祉活動を展開する基盤があります。本計画でも各エリアにおける小地域福祉活動計画の内容が示されています。集合住宅に住む方が多い多摩市において、超高齢化が一層進展していくこの6年間は、非常に重要な期間になるかと思います。多摩市の地域住民が一人でも多く、地域福祉を他人事ではなく自分事としてとらえ、どんな形でも結構ですので、共に地域に関わっていくことを願いますとともに、本計画がその一助になれば幸いです。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 計画策定の背景と目的	1
(2) 近年の地域福祉に関する動向	2
2 地域福祉とは	8
第2章 計画の概要	9
1 地域福祉活動計画とは ～地域福祉計画との連携～	9
2 計画の期間	11
第3章 計画策定にあたって必要な視点	12
1 重層的な地域の捉え方	12
2 10のコミュニティエリアに基づく地域づくりの推進	13
第4章 多摩市の地域福祉の現状と課題	15
(1) 課題のまとめ	15
(2) 「第4次活動計画」から「第5次活動計画」に向けて	16
第5章 計画の考え方	24
1 基本理念	24
2 基本目標	25
3 計画の体系図	26
第6章 活動計画(住民参加型計画)	28
第7章 事業実施計画(前期)	40
1 計画の概要	40
2 社協の使命・計画の基本理念・基本方針	41
3 事業方針	42
4 新規・重点・拡充事業	42
5 施策・取り組み	44
第8章 支えあいの仕組みをつくるために ～エリア別小地域福祉活動計画～	57
第9章 計画の実現に向けて	80
1 推進体制及び進行管理	80
(1) 計画の普及啓発	80
(2) 具体的な計画の推進と進行管理	81
資料編	83
1 統計からみる多摩市の現状	83
2 アンケート調査集計結果	96
(1) アンケート調査からみる課題のまとめ	96
(2) 地域の現状と課題	100
3 多摩市社協の事業からみる相談件数の推移	116
4 本計画の策定における検討組織について	118

(1) 第5次多摩市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	118
(2) 第5次多摩市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	120
(3) 第5次多摩市地域福祉活動計画幹事会及び作業部会名簿.....	121
(4) 策定経過.....	122
5 用語解説.....	125

●計画書に記載されている用語のうち、専門的な用語等については「※」が付いており、125ページの「5 用語解説」にて解説を記載しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

日本の社会は、都市化が進む中で、家族構成の変化（核家族化）、生活様式の多様化等の社会構造の変化により、これまで日本の社会が築いてきた家族や地域のつながりが希薄となり、孤独死や虐待、引きこもり、8050問題などが、大きな社会問題となっています。

こうした中、国では2016（平成28）年7月に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

一方、2020（令和2）年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により、住民同士のつながりや地域福祉活動、ボランティア※活動などにも大きな制限が出ているほか、学校等の長期休校における子どもたちの心身への影響、閉じこもりによる高齢者の虚弱化の進行、社会的孤立の問題等も顕在化しています。人と人とのつながりや誰かを支えたり支えられたりすることは、地域福祉において重要な視点です。感染症対策を行いながらも、住民同士のつながりが途切れることのないよう、地域福祉活動の継続を推進していく必要があります。

多摩市社会福祉協議会（以下「多摩市社協」という。）では、2017（平成29）年に「第4次多摩市地域福祉活動計画」を策定し、地域で活動する自治会や民生委員・児童委員※、各種関係機関やボランティア団体の皆さんが連携しながら、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念に、地域福祉活動を展開してきました。

この度、「第4次多摩市地域福祉活動計画」の期間が終了することから、新たに2023（令和5）年度から2028（令和10）年度までを期間とする「第5次多摩市地域福祉活動計画」（以下「第5次活動計画」という。）を策定しました。計画の策定にあたっては、市民アンケートや「多摩市地域福祉活動計画策定委員会」等から市民生活の実態を踏まえ、市民と共に取り組む計画として作成しました。

この計画は、市民・地域・企業・団体・専門職をはじめ、行政や多摩市社協等の多様な主体が協働※で地域福祉活動を推進するための指針となるものです。

(2)近年の地域福祉に関する動向

①国の動向

◆社会福祉法の改正、地域共生社会と重層的支援体制整備事業の創設

2020（令和2）年に地域共生社会の実現のための社会福祉法が一部改正され、地域住民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指すことが明記されました。さらに、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、「重層的支援体制整備事業」が示され、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが具体的に示されています。

改正社会福祉法（令和2年6月12日公布）抜粋

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

②多摩市の動向

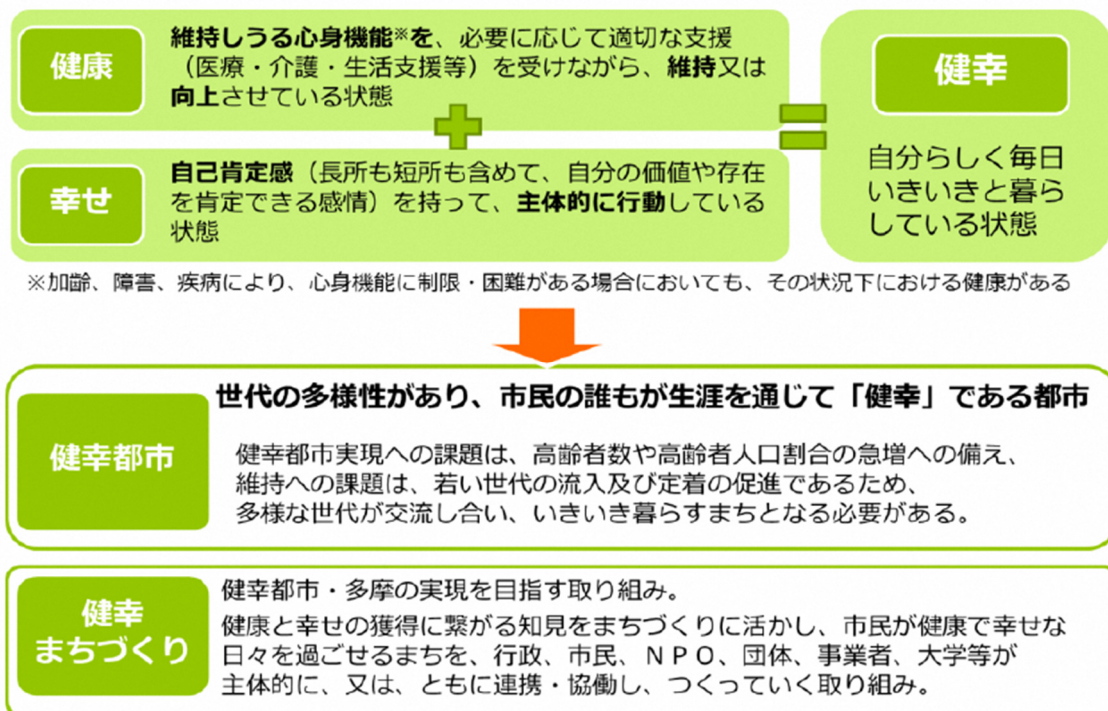
◆健幸都市の実現について

「健幸」とは、「健康」と「幸せ」の両方が備わり、自分らしく毎日いきいきと暮らしていける状態のことで、身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障がいであっても、子どもから高齢者まで、誰もが幸せを実感できるまちが健幸都市（スマートウェルネスシティ）です。

まちづくりの総合的な指針となる「第五次多摩市総合計画」の第3期基本計画では、「健幸まちづくりのさらなる推進」を計画の基盤となる考え方として示されています。

本計画においても、多摩市健幸まちづくり基本方針に基づき、健幸都市の実現や維持に向けて、多様な世代が交流しあい、いきいきと暮らすまちづくりを目指します。

■「健幸」の定義



◆多摩市版地域包括ケアシステム※

加齢、障害、疾病に伴う心身機能の低下、生活困窮、子育て・子育て上の困難などに直面した際には適切な支援を受けることが必要です。支援を効果的に実施するには関係機関が有機的に結びつき、対象者の生活の場面を想定しながら、支援を切れ目なく一体的に実施することが重要です。

（分野内連携と分野横断的連携）

この取り組みは、高齢者支援、障がい者支援、生活困窮者支援、生活保護、引きこもり対策、子育て困難家庭支援、犯罪被害者支援等、何らかの困難を抱える市民を支援する事業全般を対象とします。各分野内で支援者間の連携を図るとともに、部門を超えた支援者間の連携の充実を図り、横断的な相談・支援体制（多摩市版地域包括ケアシステム）の構築を行います。これにより、高齢の親に障がいのある子ども、介護と子育てなど、複数の課題を抱える世帯に対してより有効な支援を提供できることを目指します。

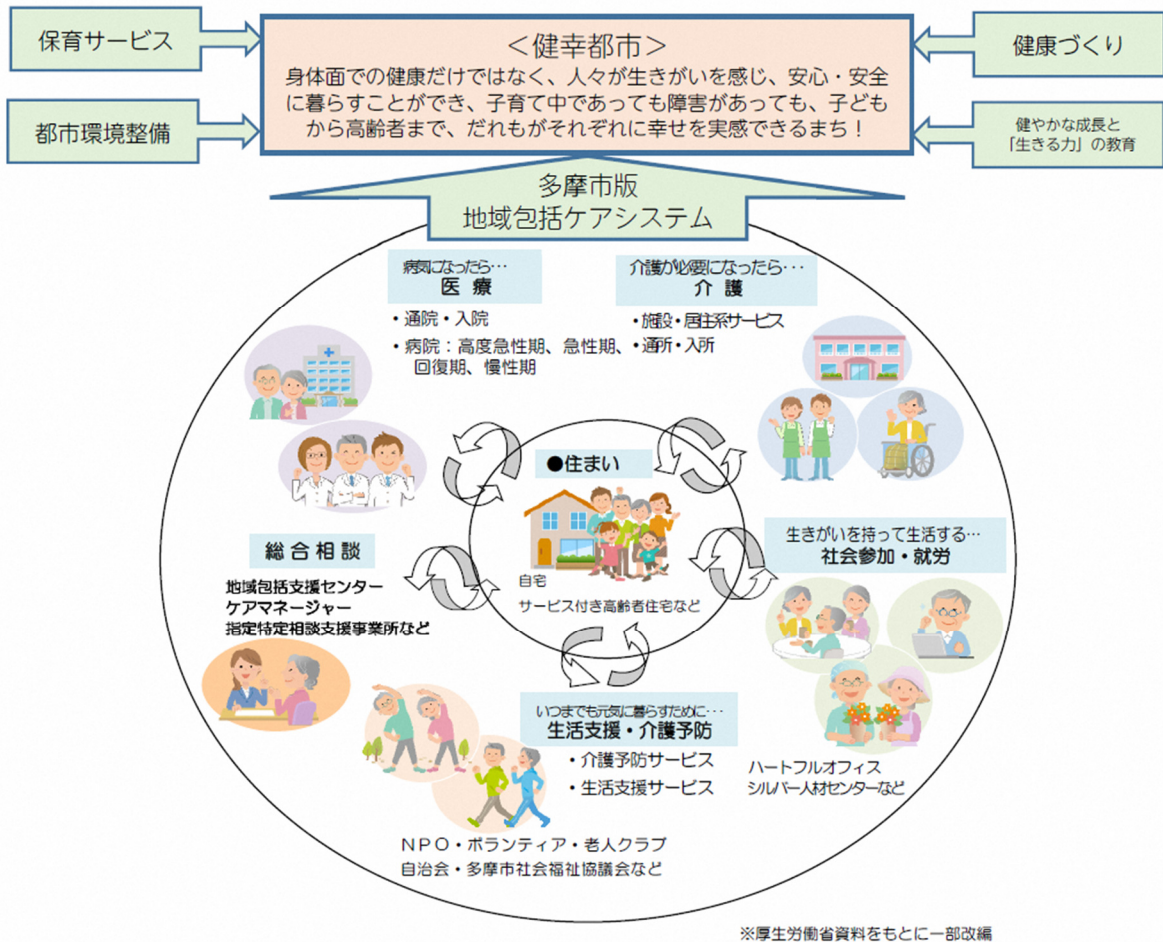
（急速な高齢化への対応）

多摩市版地域包括ケアシステムが市民の期待に応えた機能を果たせるよう、自助・互助・共助・公助のそれぞれの充実を図ることが重要です。公助である生活保護等の適切な実施、共助である介護保険等の適切な運営（在宅医療介護の必要な質・量の確保）、自らの健康管理等の自助の推進を図ります。加えて、今後の後期高齢者※人口割合の増加、高齢者独居や老々世帯の増加に伴い需要が伸びると見込まれる見守りや生活支援について、互助の促進も行いながら、高齢者を一人にしない地域づくりや、一人でも健康的に食事ができる環境づくりに努めます。

多摩市には趣味等でつながった「知縁」というつながりもありますが、加齢により心身機能が低下すると行動可能範囲が狭まり、社会性の維持や地域での支え合い体制のためにも、身近な地域でのつながりが重要となるため、知縁に加えて、身近な地域でのつながりである「地縁」を豊かにする取り組みが重要です。

多摩市は誰もが幸せを実感できるまち「健幸都市（スマートウェルネスシティ）」を目指していますが、下図イメージにあるように「多摩市版地域包括ケアシステム」は、この下支えの1つになるものです。

■ 「健幸都市」への取り組みと「多摩市版地域包括ケアシステム」



また、上記のような既存の枠組みを活かしつつ、2024（令和6）年度から、「市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業」として、社会福祉法に位置づけられた、「重層的支援体制整備事業」を新たに実施する予定です。

③新たな社会課題

◆SDGs※の視点

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。SDGsは国際社会の共通目標である一方、理念である「誰一人取り残さない」社会の実現は地域福祉において目指すべき地域共生社会の実現にもつながります。



◆新型コロナウイルス感染症の流行拡大

2020（令和2）年以降、世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大したことにより、社会のシステム及び経済活動に大きな変化が起きました。経済・雇用の不安定化、働き方の変化等、人々の生活にあらゆる影響を及ぼしています。このような変化の中において、高齢の方、障がいのある方、女性、子ども等、社会的に弱い立場にある方への影響が特に大きく、福祉的な支援が果たす役割も大きくなっています。

国、地方自治体、団体、企業等はそれぞれの立場に応じて支援を広げていくとともに、オンラインツールの活用や新たなつながりの構築など、新しい生活様式に対応した仕組みづくりが求められています。

◆ヤングケアラーについて

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。大人が行うような家事や家族の世話などを日常的に行うことで、学業・就職・友人関係等に影響が起る可能性があります。

2021（令和3）年の「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」において、厚生労働省・文部科学省として今後取り組むべき施策として、早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度の向上が重要であるとまとめられました。

◆孤独・孤立対策

2021（令和3）年2月、社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について総合的な対策を推進するための企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、内閣官房に、孤独・孤立対策担当室が設置されました。孤独・孤立に関わる各事業の担当が各省庁に点在している中、政府一体となって孤独・孤立問題に取り組むことを目指すものです。

さらに、2021（令和3）年12月には孤独・孤立対策の重点計画が策定されました。「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」「状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる」「見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との『つながり』を実感できる地域づくりを行う」「孤独・孤立対策に取り組むNPO[※]等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する」ことを基本方針とし、関係省庁、NPO等の関係団体の連携によって孤独・孤立対策を推進するための計画です。

◆成年後見制度[※]利用支援の推進

成年後見制度は、認知症、知的障害、その他精神上的の障害等があることによって、財産の管理や日常生活に支障がある人たちを支援する制度です。成年後見制度利用促進法は、成年後見制度の利用の促進に関する総合的・計画的な推進を図るため、2016（平成28）年に施行されました。多摩市では、2020（令和2）年3月、調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市の5市で構成する、共通する課題に広域的に取り組む中核機関としての「一般社団法人多摩南部成年後見センター」と、身近な地域の相談支援を行う中核機関としての「多摩市社会福祉協議会権利擁護センター」等に機能を分散して、成年後見制度の利用を促進していくため、5市共通の計画として「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市 成年後見制度利用促進基本計画」を策定するとともに、多摩市の実情に応じた計画として、「多摩市成年後見制度利用促進基本計画」を「多摩市地域福祉計画（令和2年度～令和4年度）」に位置付け一体的に策定しました。

多摩南部成年後見センターと市のそれぞれの役割を組み合わせ、利用者がより良いメリットを実感できるよう、成年後見制度の利用促進を図っていきます。

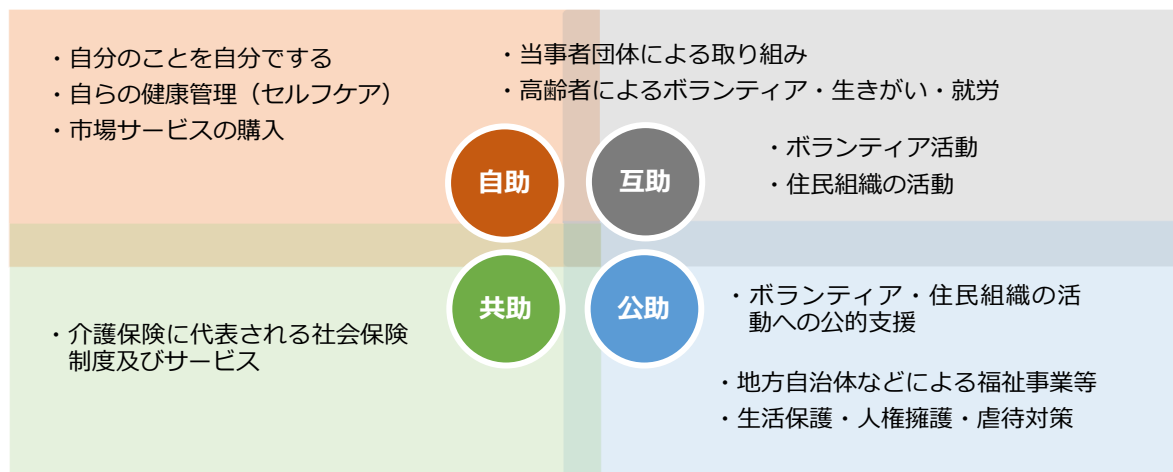
◆再犯防止の推進

就労支援、住居確保等の適切な支援を通じて、犯罪をした人の社会からの孤立を防ぎ、社会復帰を目指します。国では2017（平成29）年12月に、再犯防止推進計画が閣議決定されています。多摩市では、2020（令和2）年度に策定した「再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念」を基に、「多摩市再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等の孤立を防ぎ、地域社会の一員として社会復帰できる「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

2 地域福祉とは

- 人はライフステージ*を通じて、しばしば一人では解決が難しい何らかの課題や生きづらさを抱えることがあります。医療や介護、その他様々な福祉制度などが、生涯における多様な困難を低減する仕組みとしてありますが、多様化・複雑化する課題に対し、公的な制度だけでは全ての解決は難しく、制度の狭間で課題を抱えこんでしまうケースもあります。
- 地域福祉とは、誰もが、住み慣れた地域で安心してその人らしい尊厳のある生活を送れるよう、行政や福祉関係者、市民等が互いに協力して「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。また、地域福祉では、高齢者、障がい者、子どもなどを縦割りでとらえるのではなく横断的に支援する必要があります。さらには、生活困窮者やダブルケア、ひきこもり等、複合的な課題も視野に入れた包括的な支えあいのあり方を考えていくことが求められています。
- 市民、福祉関係者、多摩市社協、行政などが、それぞれの役割を果たすとともに、自分のことを自分とする「自助」、住民組織の活動など自発的に相互に支えあう「互助」、社会保険制度など費用負担の制度的な裏付けをもとに相互に支えあう「共助」、税による公の負担に基づく「公助」を重層的に組み合わせ、全ての人々を社会的孤立・排除等から援護し、地域社会の一員として包み支えあう、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の理念に基づき地域福祉を推進する必要があります。
- これからの地域福祉では、地域共生社会の実現に向け、誰もが「我が事」として参加し、地域「丸ごと」つながることで、「支え手」「受け手」の関係が地域の様々な場面において、自然な形で相互に表れる地域を創っていくことが求められます。

■助けあいの基盤となる「自助」「互助」「共助」「公助」



第2章 計画の概要

1 地域福祉活動計画とは ～地域福祉計画との連携～

「地域福祉活動計画」は、市民の皆さんが主体となって活動を行うための「住民参加型計画」です。

市民、自治会・住宅管理組合、ボランティア・市民活動団体、社会福祉法人※、民間事業所、福祉関係機関など様々な主体と多摩市社協とが相互に連携・協働して、地域の課題解決に取り組むための道筋を示したものです。多摩市と取り組みを連携して進めるために、多摩市の策定する地域福祉計画と合わせて策定しています。

市民、地域活動団体など様々な主体の活動を支援するため、多摩市（行政）との連携のもとで行う多摩市社協の取り組みの方向性も示し、具体的な取り組みについては「事業実施計画（前期・後期）」（※1）を定めます。

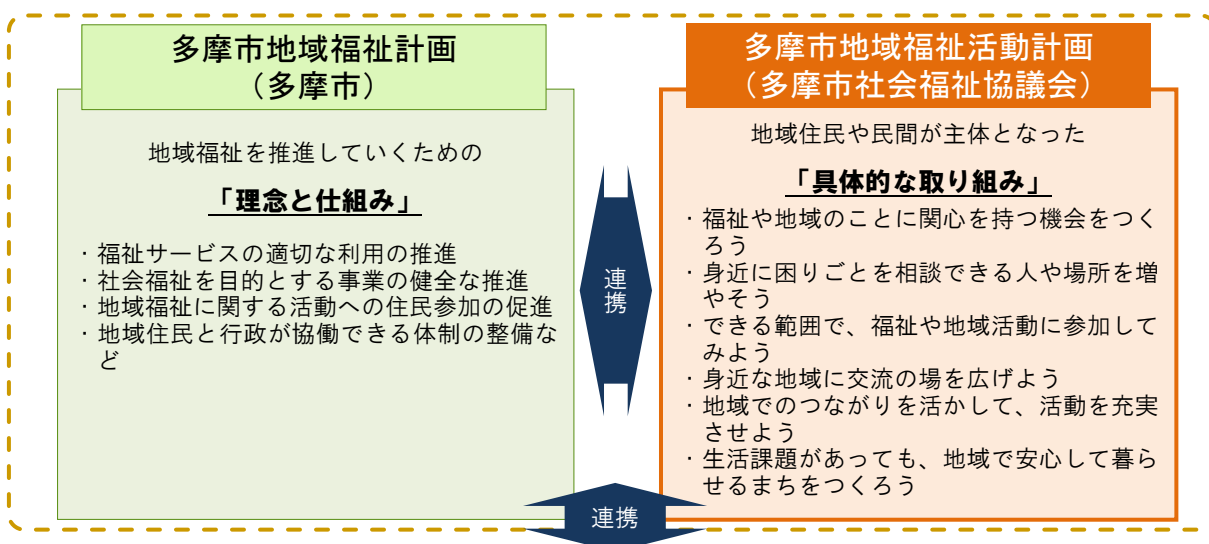
（※1）

【事業実施計画】

地域福祉活動計画の策定を受け、多摩市社協が取り組むべき課題・役割・事業を明らかにし、その実現に向けた具体的な取り組みを示したものです。

前期：2023（令和5）年度～2025（令和7）年度（第7章P40参照）、後期：2026（令和8）年度から2028（令和10）年度の3年間ごとの計画とし、計画の推進にあたっては、「地域福祉活動計画推進委員会」（P81参照）の中で計画の進捗状況を検証、評価し、その後の計画の発展に反映させていきます。

【市の計画との関係】



多様な主体の地域福祉活動を推進

ボランティア
・NPO

地域住民

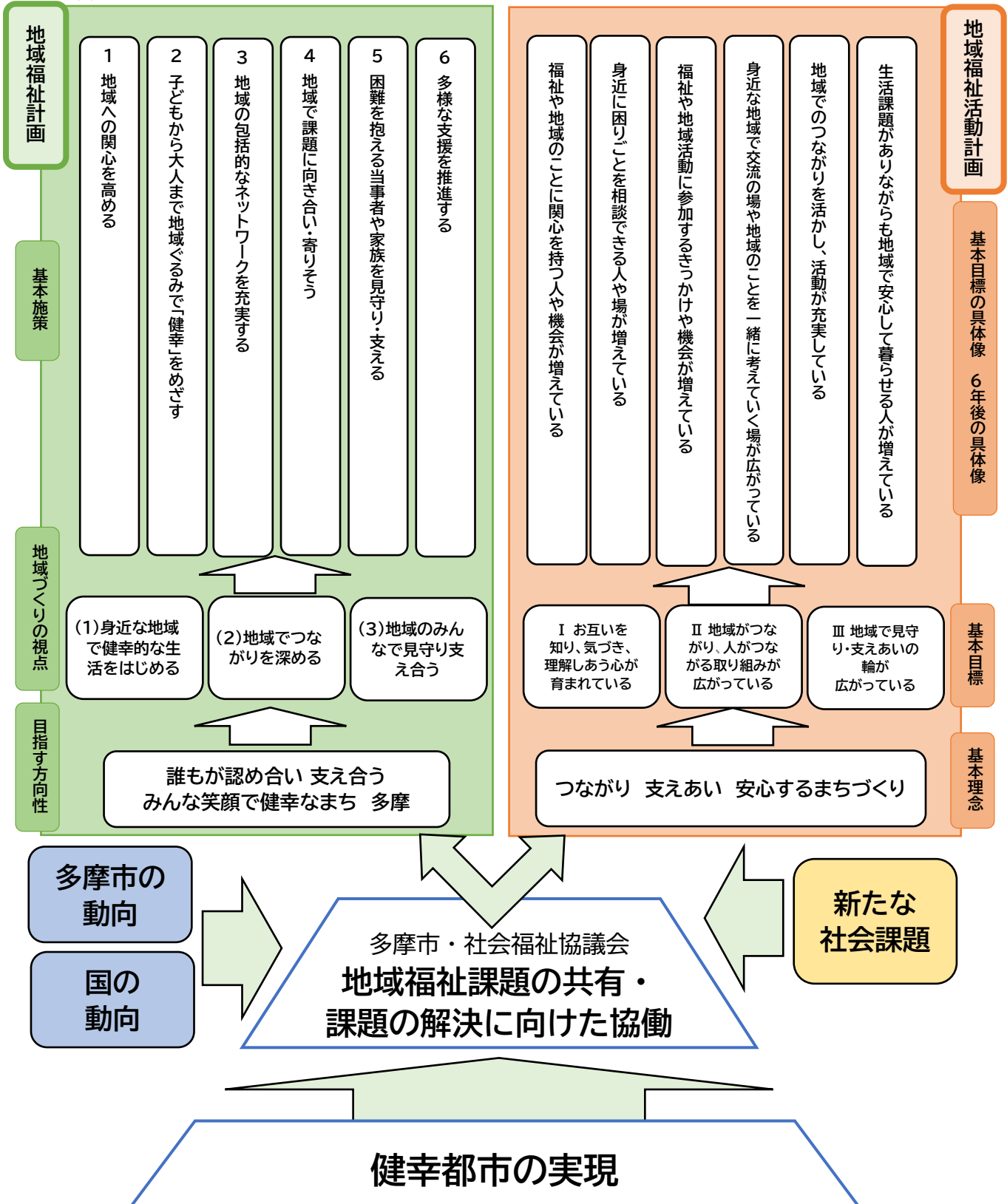
自治会・町会・
住宅管理組合等

民生委員・
児童委員*

民間事業者
・社会福祉施設

当事者団体

■課題の共有と施策展開のイメージ



2 計画の期間

本計画は、市の「多摩市地域福祉計画」及び関連計画との整合を図るため、2023（令和5）年度から、2028（令和10）年度までの6年間を計画期間とします。

なお、計画期間中に多摩市社協が具体的に取り組んでいくこと（「第7章 事業実施計画（前期）」部分）については、2023（令和5）年度から2025（令和7）年度までを前期事業実施計画、2026（令和8）年度から2028（令和10）年度までを後期事業実施計画とします。

また、現時点では、前期事業実施計画のみを定め、多摩市社協が設置する「地域福祉活動計画推進委員会」において、計画に基づく取り組み状況の評価、進行管理を行い、地域福祉を取り巻く状況の変化などを勘案しながら、事業計画に的確に反映しつつ、後期事業実施計画の策定に向けて、見直しを行っていきます。

■計画の期間

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
【多摩市社会福祉協議会】 地域福祉活動計画	第5次活動計画 （前期事業実施計画：令和5年度～令和7年度） （後期事業実施計画：令和8年度～令和10年度）					
【多摩市】 地域福祉計画	第5次計画（令和5年度～令和10年度）					

第3章 計画策定にあたって必要な視点

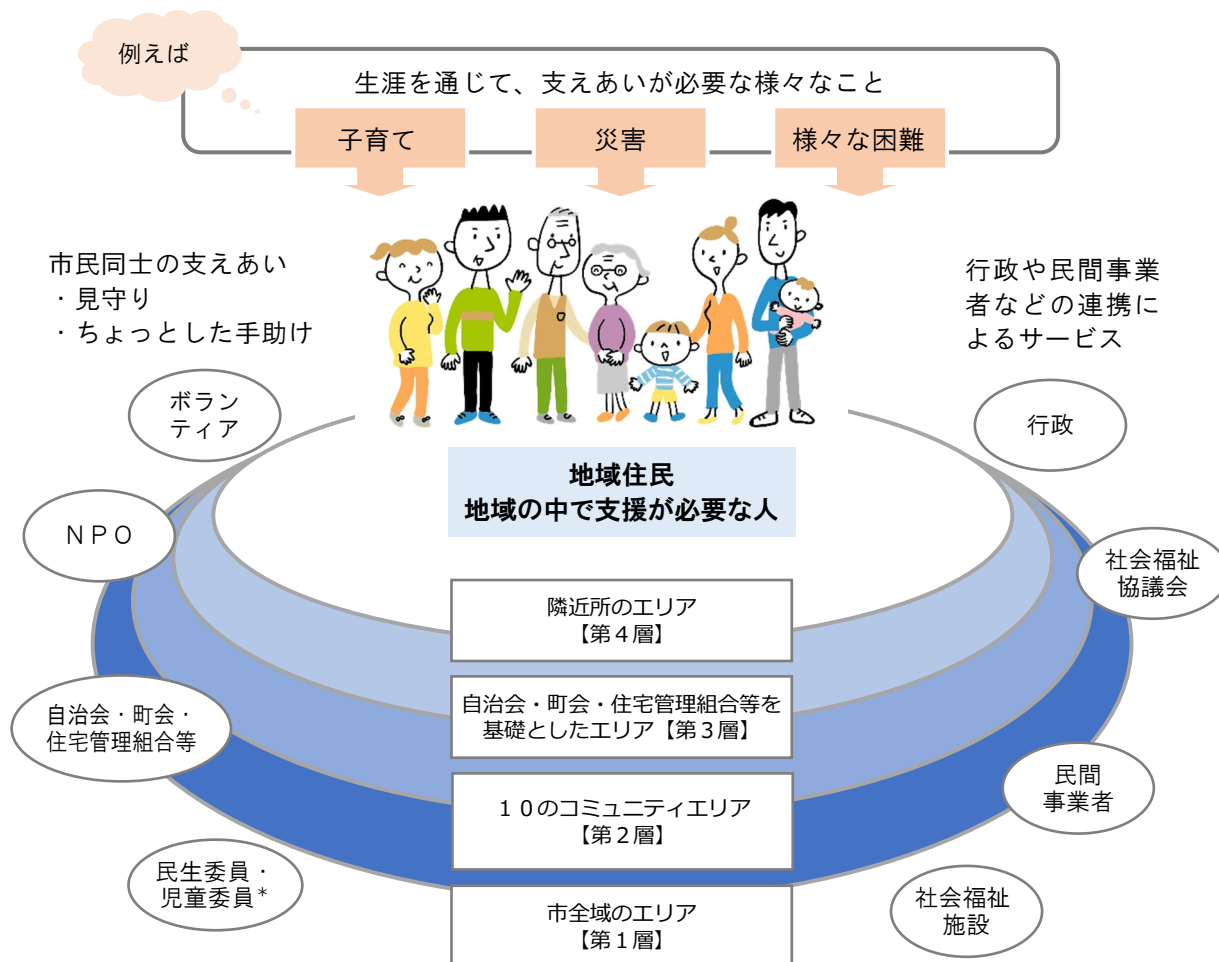
1 重層的な地域の捉え方

隣近所や自治会・町会・住宅管理組合など、市民に最も身近な活動から全市的な活動まで、取り組み内容によって活動の範囲を変えるなど、福祉の支援を必要とする人を重層的に支えることができる地域づくりが重要となります。

また、地域の暮らしにおけるニーズが多様化する中、特に市民の支えあいによる「互助」を進めることが効果的な問題解決につながり、地域福祉の重要なポイントとなります。

そして、よりきめ細かい地域福祉活動を推進していくためには、対象や事象によって地域の範囲の捉え方を変え、その範囲に応じた課題を把握し、解決に向けて取り組んでいくことが重要であると考え、地域を4つの層として重層的に捉えて課題の把握と取り組みの検討を行っています。

■多摩市の地域福祉における4つの層



2 10のコミュニティエリアに基づく地域づくりの推進

多摩市では、地域のつながりの深い圏域として、2001（平成13）年度から、10のコミュニティエリアを設定し、まちづくりの拠点としてのコミュニティセンターを中心に、コミュニティ環境の整備を進めています。

また、コミュニティエリアごとに、地域福祉推進委員会※がつくられ、エリアごとに特徴あるコミュニティ活動の推進が図られています。

一方で、10のコミュニティエリアは、それぞれ居住環境や年齢構成が異なるため、地域ごとの特徴に合わせた福祉ニーズへの支援と対応が求められます。また、各エリアにおいて、地域福祉の担い手となる人材の発掘・養成と活動の支援に取り組む必要があります。

今後このコミュニティエリアが、福祉分野の取り組みを充実する基盤となります。

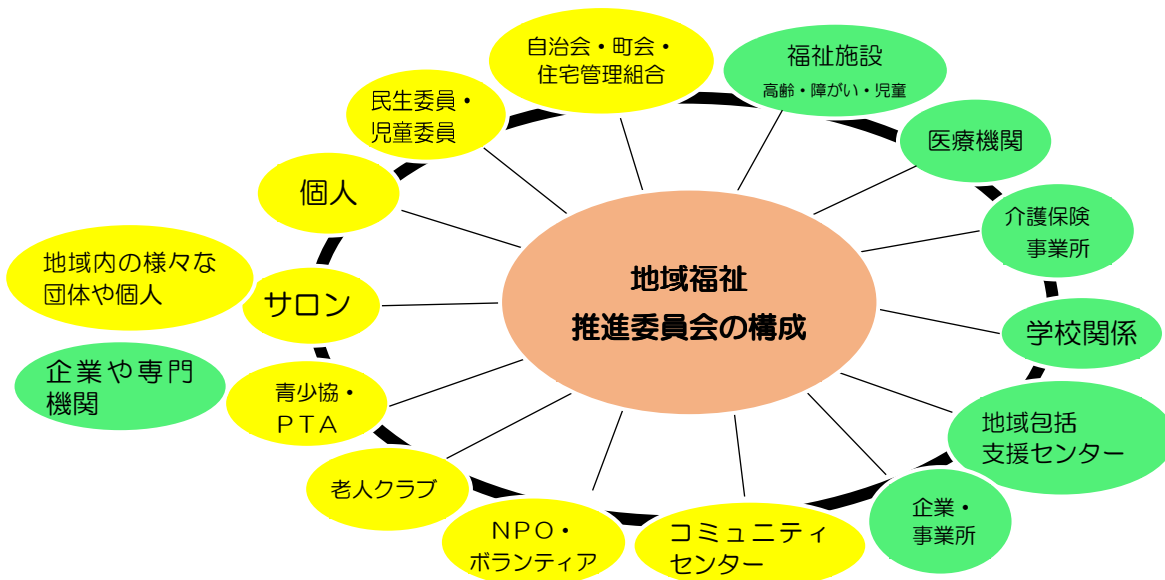
○ 地域福祉推進委員会とは

地域福祉推進委員会は、市内10のコミュニティエリアを基準とし、急速に進む高齢化や、孤立や見守り、災害時の助けあいなど制度だけでは解決できない課題に対し、地域住民が主体となって課題の解決に向けた検討や活動に取り組む委員会です。

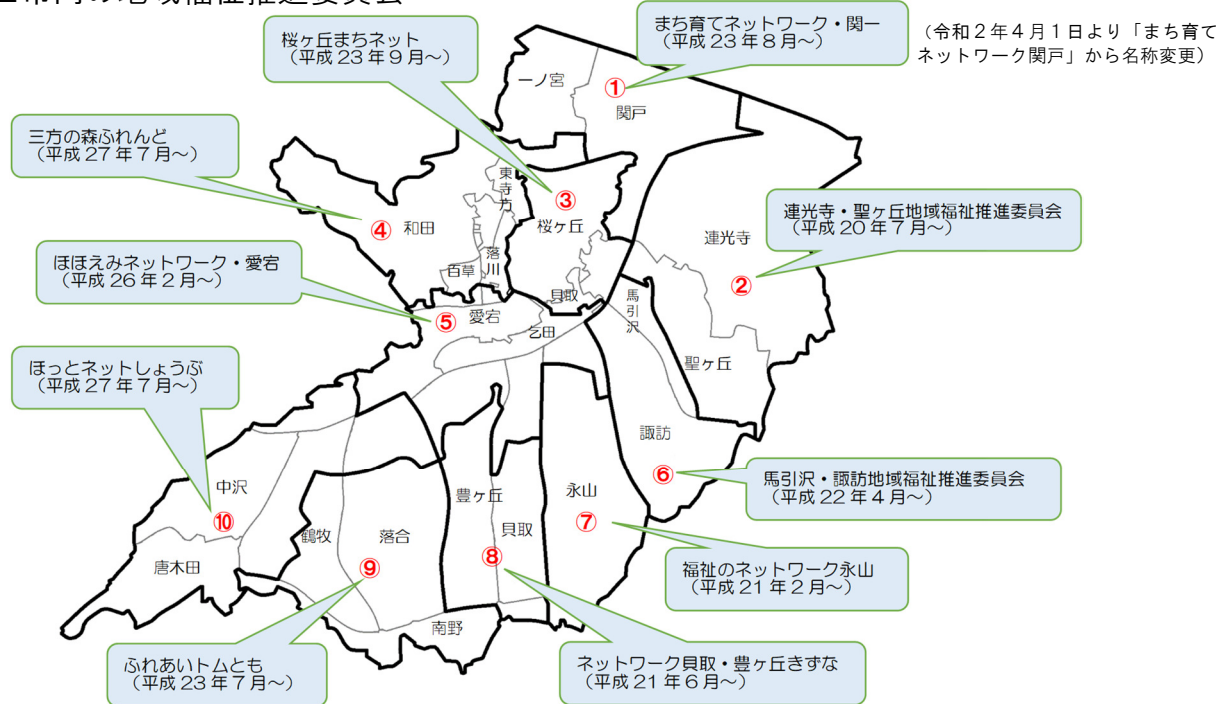
地域福祉コーディネーター※は、地域内の様々な団体や個人、企業や専門機関が連携・協力しあい、地域の福祉問題や課題解決に取り組んでいけるよう、事務局兼コーディネーターとして、様々な社会資源と地域福祉推進委員会をつなぎ、運営支援をしています。

■ 地域福祉推進委員会構成図

概ね年6回の全体会と月1回のコアメンバーによる世話人会を実施



■市内の地域福祉推進委員会



2008（平成20）年度に最初の地域福祉推進委員会が立ち上がり、2015（平成27）年度に10カ所目が立ち上がりました。現在は、各コミュニティエリアに1カ所ずつ設置されています。

■10のコミュニティエリアの設定

町字名	地域包括支援センター※の管轄	地域福祉推進委員会
○関戸1～5丁目 ○関戸(地番) ○一ノ宮1～4丁目	北部地域包括支援センター	まち育てネットワーク・関一
○連光寺1～6丁目 ○連光寺(地番) ○一ノ宮(地番) ○聖ヶ丘1～5丁目	東部地域包括支援センター	連光寺・聖ヶ丘地域福祉推進委員会
○桜ヶ丘1～4丁目 ○関戸6丁目 ○貝取(地番)	西部地域包括支援センター	桜ヶ丘まちなつと
○東寺方(地番) ○東寺方1丁目 ○落川(地番) ○百草(地番) ○和田(地番) ○和田1261番地(百草団地)	西部地域包括支援センター	三方の森ふれんど
○愛宕1～4丁目 ○東寺方・和田各3丁目 ○乞田(地番) ○永山・貝取・豊ヶ丘各1丁目	北部地域包括支援センター	ほほえみネットワーク・愛宕
○馬引沢1～2丁目 ○諏訪1～6丁目	東部地域包括支援センター	馬引沢・諏訪地域福祉推進委員会
○永山2～7丁目	中部地域包括支援センター	福祉のネットワーク永山
○貝取2～5丁目 ○豊ヶ丘2～6丁目 ○南野1丁目	中部地域包括支援センター	ネットワーク貝取・豊ヶ丘きずな
○落合2～6丁目 ○鶴牧3～5丁目 ○南野2～3丁目	多摩センター地域包括支援センター	ふれあいトムとも
○唐木田1～3丁目 ○中沢1～2丁目 ○山王下1～2丁目 ○落合1丁目 ○鶴牧1・2・6丁目	多摩センター地域包括支援センター	ほっとネットしょうぶ

基幹型地域包括支援センター（多摩市役所高齢支援課内）

第4章 多摩市の地域福祉の現状と課題

(1)課題のまとめ

1. 必要な人に情報が行き届かず、相談先がわからない
2. 現役世代が地域活動をする余裕がない
3. 子ども・若者のひきこもりや 8050 など複合課題に対してどうしたらよいか分からない
4. 高齢者以外（子ども、障がい者、多世代、外国人）の集まれる場が少ない
5. 地域活動をしたい気持ちはあるけれど一歩が踏み出せない
6. 単身高齢者世帯では、今後の生活不安を感じる方が多い。また、単身高齢者が増える傾向にある
7. 担い手の高齢化で地域活動者が減少する一方、若い世代の担い手が増えない（新しい担い手が増えない）
8. 生活困窮など支援が必要な人が増えている



【課題から見えるキーワード】

①「知る・学ぶ・気づく」

- ・様々な人々が地域で暮らしていることを知り、学びながら、身近な地域のちょっとした変化に関心を持ち、気づいてもらう。

②「参加する・集う・つながる」

- ・関心のあるテーマや地域の活動に参加する。
- ・サロン等の通いの場など、身近な地域の集まりの場に参加しながら、地域のことについて話し合ってみる。

③「支えあう・支援につなげる」

- ・自分にできる役割を見つけ、できることから無理のない範囲で活動してみる。
- ・様々な人たちと交流し、つながりを深めていく。
- ・「困った時はお互い様」の気持ちで、見守りや支えあい活動を行う。

(2)「第4次活動計画」から「第5次活動計画」に向けて

「地域福祉活動計画」は、市民の皆さんが主体となって活動を行うための「住民参加型計画」です。

市民、自治会・町会・住宅管理組合等、ボランティア・市民活動団体、社会福祉法人、民間事業所、福祉関係機関など様々な主体と多摩市社協とが相互に連携・協働して、地域の課題解決に取り組むための道筋を示したものです。

「福祉」に関心を持たない人から活発に活動している人まで、それぞれの状況に応じ「福祉」への関わりは様々です。「福祉」に関心を持たない人が急に地域活動やボランティア活動に始めることはとてもハードルが高いことです。誰もが安心して暮らしやすい地域をつくっていくためには、福祉の裾野を広げることが大切です。

福祉への関心の度合いに合わせ、出来そうなことを出来る範囲で行える環境づくりをすることで、第一歩が踏み出しやすくなります。

まずは「知り合う」から、そしていつかは「つながり・支えあい」が持てる地域を目指していくことが大切です。

これらのことを踏まえ、「**知り合う・つながる・支えあう**」を第5次活動計画の共通のテーマ（キーワード）としました。

①「知り合う」から「つながり・支えあい」へ

昔から何世代にもわたり住み続けている人や、転勤で移り住んでいる人など、多摩ニュータウンがある多摩市に住んでいる理由は様々です。生活スタイルが人それぞれであるように、住み慣れた地域で安心して暮らしているとの感じ方もそれぞれ違います。

今日では、個人のプライバシーが守られ、制度やサービスが充実したことで個人の困りごとが複雑化して分かりにくい世の中となっています。普段から相談できる環境があれば、困りごとでも深刻にはならないかもしれません。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていると感じるためには、関わり合いの少なくなった地域において、「いつもと違う」「おかしいな」と感じる小さな変化に目を向けていくことが大切です。それが「**気づき**」です。

気づくためには、日頃から周囲に気にかけることや何かに気持ちを向けることが大切です。

困りごとを抱える人に気づいたら、なぜ気づいたのかを考え、誰かに伝えるといった行動をとることが大切です。こうした行動が人と人とを「つながる」きっかけをつくり、必要な支援や相談機関につながります。また、そのような方々を支えていくための居場所づくりや見守りの仕組みにもつながります。

困った時、不安な時、悩んでいる時に、気かけ相談にのってくれる人が側にいる状況をつくるためには、普段の生活からの「つながり」が大切です。

お互いに知り合い、お互い様の心を持つことが第一歩となり、「支えあい」の基本となります。

② 支えあいの仕組みをつくるためのステップ

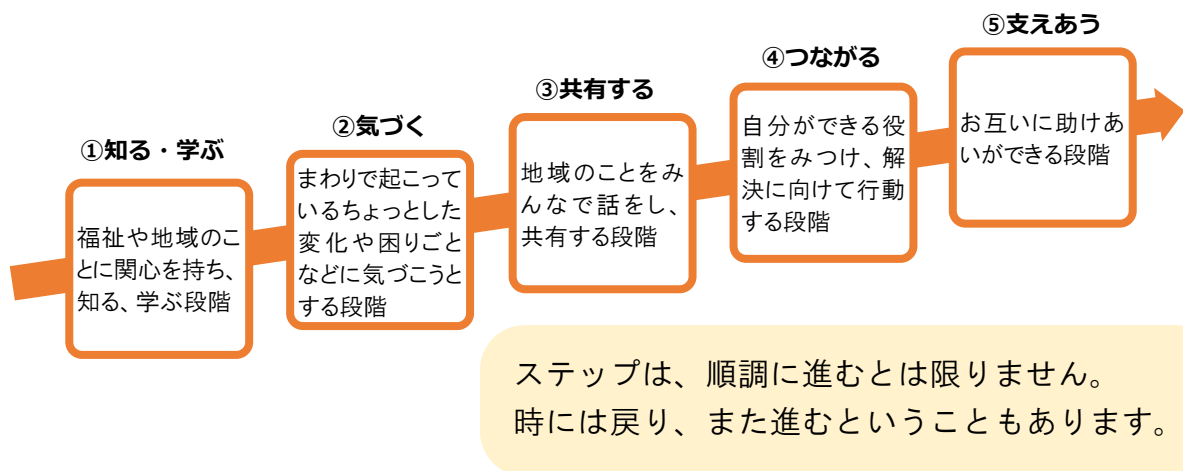
第5次活動計画では、共通のテーマ（キーワード）として「知り合う・つながる・支えあう」としています。

このキーワードを形にするために、段階的に進める「ステップ方式」により、取り組みへのきっかけを分かりやすくしました。

個人や地域の現状を各ステップにあてはめて考えることで、それぞれの立場で取り組める内容を明確にすることができます。

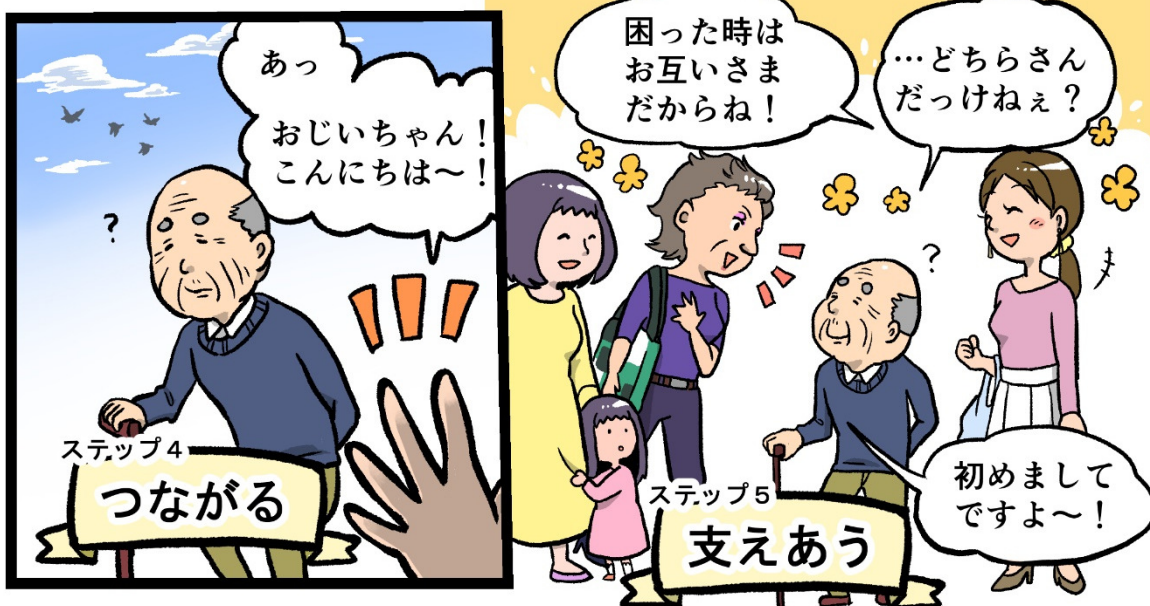
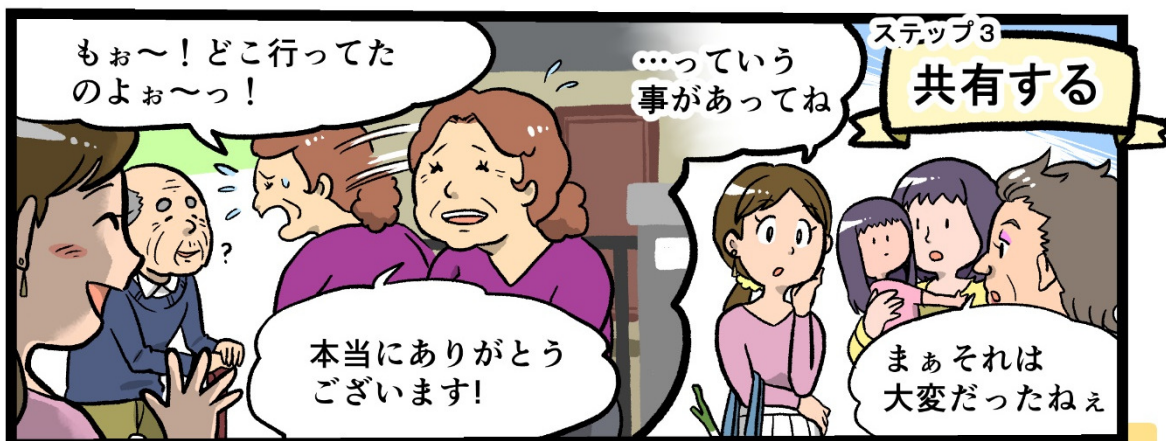
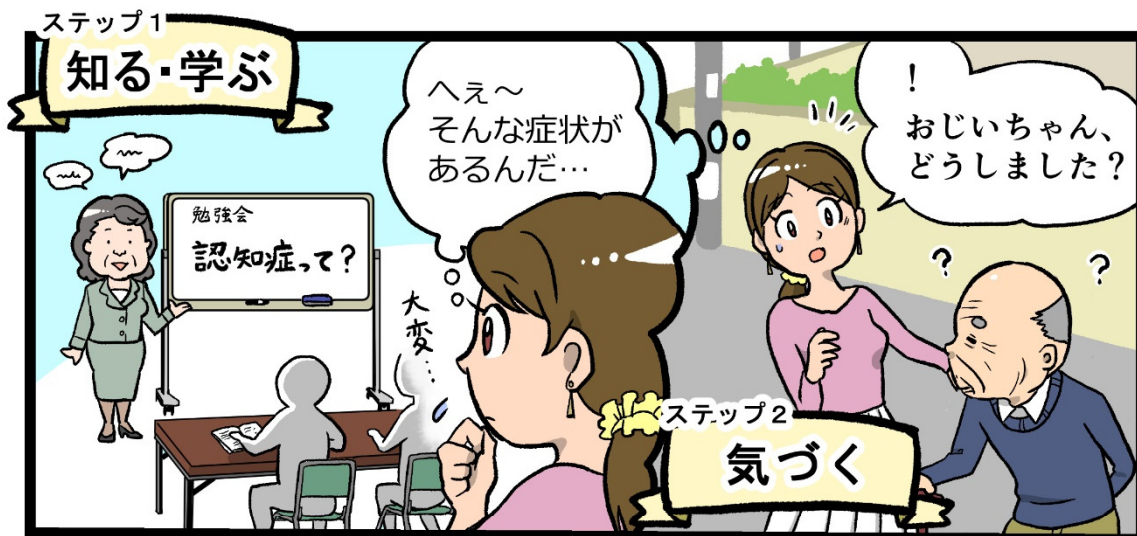
■ 具体的に進めていくためのステップについて

これから何か地域で活動したいと思っている人、まだそのきっかけもなく関心を持っていない人、すでに地域で支えあいの活動を行っている人など、地域では様々な方がいます。今自分がどの段階にあるのか、自分でできることは何かなどを考える指標の一つとして、ステップでわかりやすく例示いたします。「知り合う」から「つながる」そして「支えあう」へとステップアップし、地域での支えあいの輪がひろがるように、多摩市社協としてもコーディネート※していきたいと考えます。

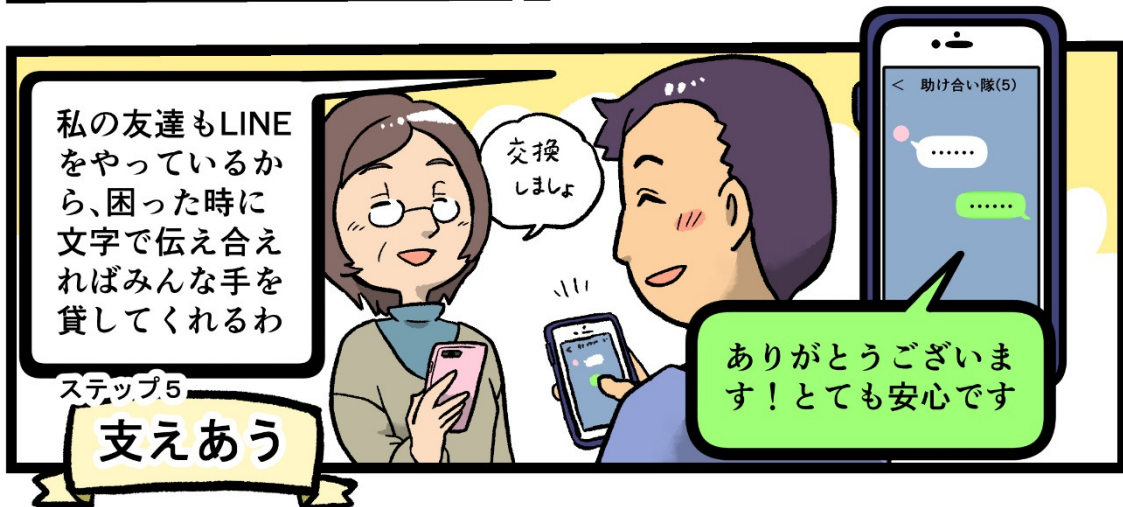
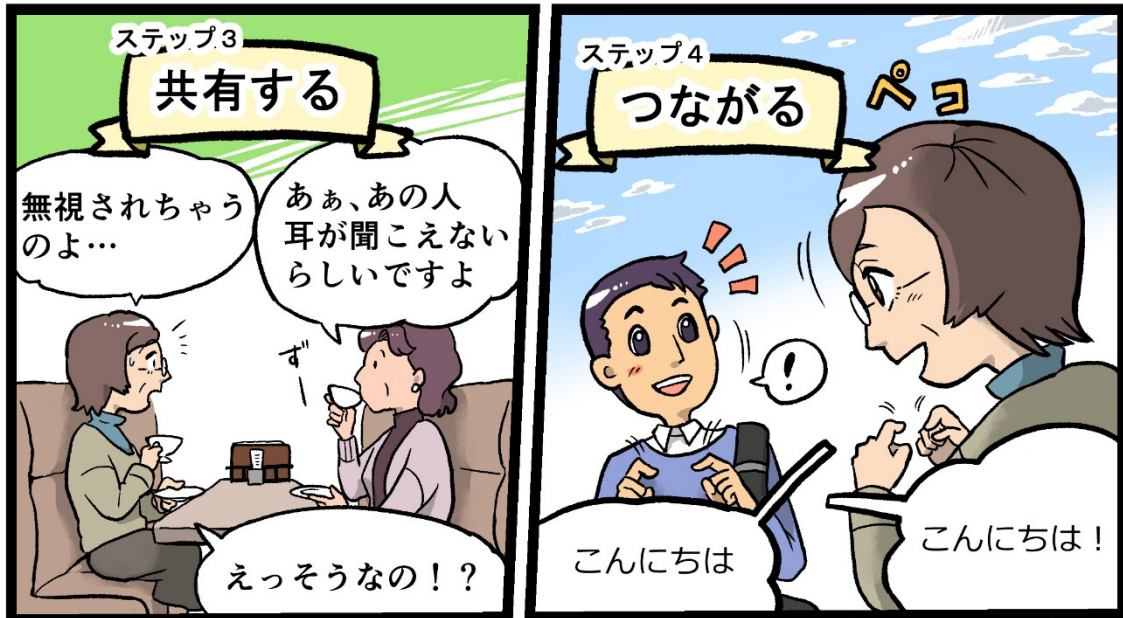
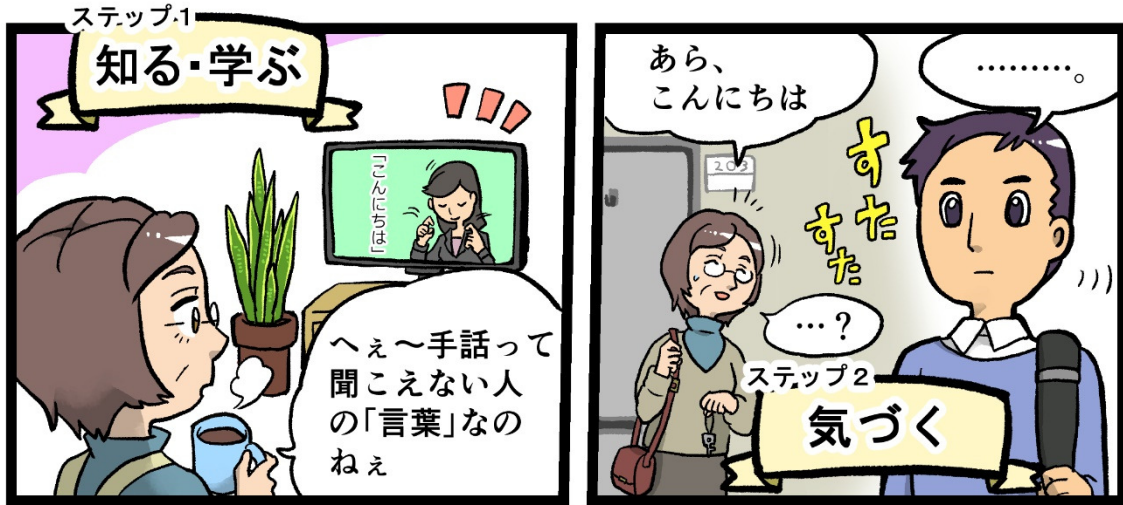


マンガでみるステップ～日頃からのつながりが大切です！～

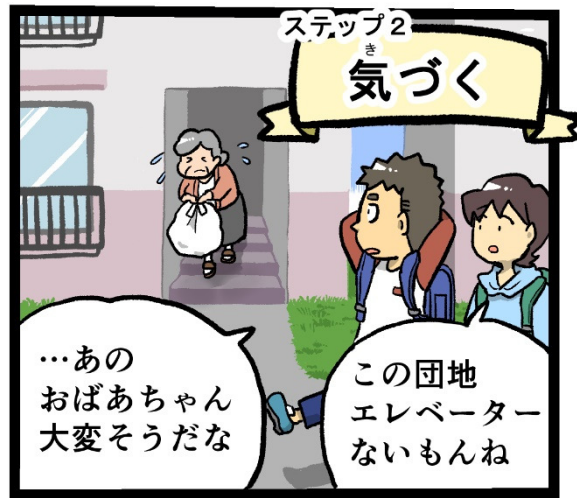
★あれっ！最近あの人よくみかけるなあ・・・



★あの人、挨拶してくれないなあ・・・



★あそこの家の人って・・・



★突然災害が・・・

ステップ1

知る・学ぶ

町内会の災害講座、なかなかためになったね

地震はおさまったけど色々壊れちゃったなあ

おぎゃあ、おぎゃあ、ほぎゃあ

大丈夫かな

…あの家の赤ちゃん、ずっと泣いてるね…

ステップ2

気づく

確かあそこは赤ちゃん小さい子がいたわね

ステップ3

共有する

ごっちゃんり...

地震で家の中がめちゃめちゃなのに子育てで何も手につかなくて...

ステップ4

つながる

片付け、お手伝いしますよ!

ステップ5

支えあう

私はお子さんの相手を!

困った時はお互いさまです

ありがとうございます...助かります!

【行動変容ステージモデル（参考：厚労省 HP）】



人が行動（生活習慣）を変える場合は、5つのステージを通るという考え方です。行動変容のステージをひとつでも先に進むには、その人が今どのステージにいるかを把握し、それぞれのステージに合わせた働きかけが必要になります。それぞれのステップがどのような状況を示しているのかを表しています。

①無関心期

6カ月以内に行動を起こす気がない段階
⇒気づきを促す必要があるステージ

②関心期

6カ月以内に行動を起こす気がある段階
⇒変化が有益になることを認識する必要があるステージ

③準備期

1カ月以内に行動を起こす気がある段階
⇒課題を明らかにし、対処法を考えるステージ

④実行期

行動を変化させて実行している段階
⇒自己効力感を高めるサポートが必要なステージ

⑤維持期

6カ月以上行動を維持できている段階
⇒フォローやサポートを続けるステージ

行動変容のプロセスは、常に「無関心期」から「維持期」に順調に進むとは限りません。いったん「実行期」や「維持期」に入ったのに、その後行動変容する前のステージに戻ってしまう「逆戻り」という現象も起こり得ます。

第5章 計画の考え方

1 基本理念

2017（平成29）年3月に策定した「第4次多摩市地域福祉活動計画」では、基本理念として「誰もが安心して暮らせる 福祉のまちづくり」を掲げ、3つの基本目標に向けて、その具体的取り組みである10の施策ごとに、主として多摩市社協の事業を中心に計画を策定しました。（※2020（令和2）年3月に策定した「第4次多摩市地域福祉活動計画・後期計画」では9の施策）

新たな「第5次多摩市地域福祉活動計画」では、「第4次活動計画」策定後の「地域共生社会」の実現に向けた国、東京都、多摩市の施策の動向を踏まえるとともに、第4章で明らかとなってきた多摩市の「地域の現状と課題」を鑑み、計画を組み立てました。

第5次活動計画の基本理念は、第4次活動計画の基本理念の方向性を継承しつつ、「地域共生社会」の実現に向けた多様性や地域の主体性を一層重視したものとしました。

【第4次活動計画の基本理念】

誰もが安心して暮らせる 福祉のまちづくり



【第5次活動計画の基本理念】

つながり 支えあい 安心するまちづくり



2 基本目標

基本理念を実現するために、3つの基本目標を定め、事業を推進していきます。

第5次活動計画は、市民の皆さんが親しみやすく、理解しやすい、取り組みやすいことをコンセプトとし、第4次活動計画の3つの基本目標を継承しながら、6年後の地域の具体的な指標として、3つの基本目標を掲げました。

基本目標1

お互いを知り、気づき、理解し合う心が育まれている

基本目標2

地域がつながり、人がつながる取り組みが広がっている

基本目標3

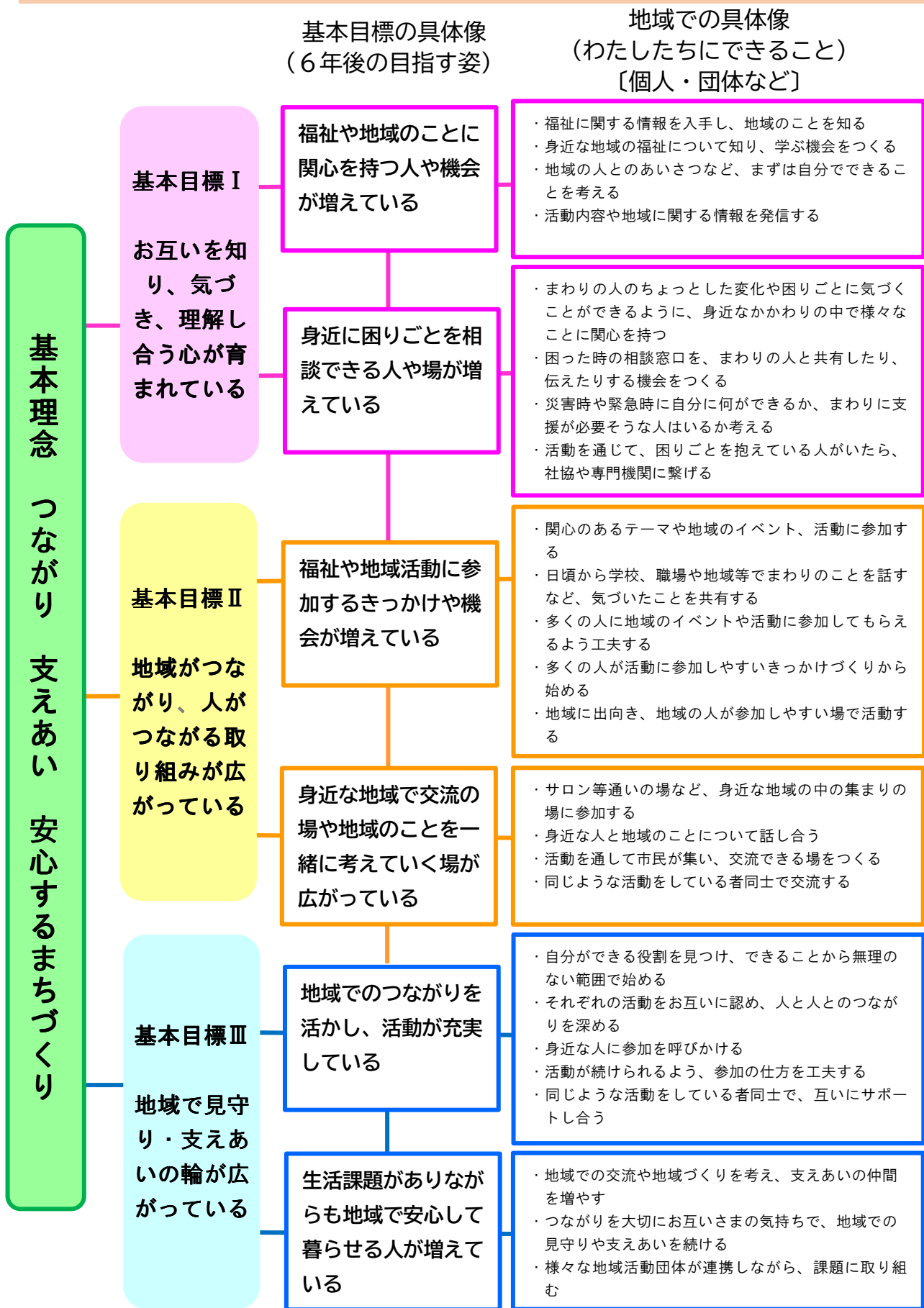
地域で見守り・支えあいの輪が広がっている

「第5次活動計画」では「住民参加型計画」の考えのもと、3つの「基本目標」の実現に向け、第5次活動計画の共通のテーマ（キーワード）「知り合う・つながる・支えあう」に沿って、それぞれの「基本目標」の具体的な将来像をイメージした6つの「基本目標の具体像（6年後の目指す姿）」を掲げています。

また、「基本目標の具体像（6年後の目指す姿）」を「ステップ方式」を取り入れながら、その具体的な取り組みとして、最初に「地域での具体像」～わたしたちにできること～（個人・団体など）という地域主体の具体的な取り組み例を掲げ、多摩市社協の役割や取り組みは、地域主体の取り組みに連携して地域を支援するものであることが分かるようにしました。

「第5章 計画の考え方」及び「第6章 活動計画（住民参加型計画）」をまとめた第5次活動計画の「計画の体系」は次頁のとおりです。

3 計画の体系図



社協に求められる役割 (取り組み)

- ・福祉を身近に、関心を持ってもらえるように、広報紙、ホームページ、メルマガ、SNS などを通じて多世代に向けた情報を発信する
- ・子どもたちから地域の方々まで、幅広い年代に福祉に関心を持ってもらえるよう福祉学習の機会を増やす
- ・福祉・地域活動団体と連携した「福祉」に関する普及・啓発を実施する

- ・相談をワンストップで受け止め、複合的な課題にも市や専門機関と連携して対応していく
- ・必要な人に必要な情報が届くようにする
- ・潜在している複合的な課題やニーズに合わせた福祉勉強会などを開催し、気づきの視点を高める場をつくる
- ・地域に職員が出向き、気づきを相談できる場を拡充する

- ・地域の現状を伝えあい、地域の課題を我が事として考えるきっかけづくりの場をコーディネートしていく
- ・まわりのできごとなど、気づきを共有するネットワークの場づくりを進める
- ・身近な地域で気軽に参加できる地域活動を創出する

- ・誰もが集い、交流できる場づくりを進める
- ・市民の心のよりどころとなったり、当事者同士のつながりや悩みを把握する場となるような居場所づくりを支援する
- ・住民から寄せられる気づきやちょっとした相談を地域の皆さんと一緒に考えていく場づくりを進める
- ・地域活動者などボランティア同士の交流の場づくりを進める

- ・災害時や緊急時にもお互いに支えあい、困っている人を助けることのできる関係性をつくる
- ・地域で活動できる人や困っている人を把握し、つなぎ役を担う
- ・活動者の新たな担い手の発掘、育成に取り組み、地域活動やボランティアの育成に取り組む
- ・市内の企業や大学等と連携したネットワークをつくり、「地域貢献活動」を推進する

- ・単身高齢者が安心して暮らせる仕組みをつくる
- ・地域課題への取り組みを支援し、見守りや支えあいの取り組みを共に進める
- ・多様な福祉サービスの提供体制を強化する
- ・多様な専門機関が連携・協働して活動できる仕組みづくりを進める

社協の施策・取り組み

- 広報媒体の拡充・情報発信の強化
- 福祉を身近に感じる機会の提供

- 様々な（多種多様な）相談を受けられる窓口の強化
- 潜在・複合的な課題へのアプローチ

- 地域福祉活動への参加のきっかけづくり
- 地域活動の創出支援

- 多世代の交流の場づくり
- 同じ課題や関心事を持つ人の居場所づくり

- ニーズに応じた担い手の発掘・育成
- ネットワークを活かした地域活動の推進

- 見守り・支えあい活動の支援
- 生活支援に係る事業の強化

第6章 活動計画(住民参加型計画)

「地域福祉活動計画」は、市民の皆さんが主体となって活動を行うための「住民参加型計画」です。この章では、活動計画の基本理念のもと、3つの基本目標を達成するため、市民の皆さんや自治会・町会・住宅管理組合等、ボランティア・市民活動団体、社会福祉法人、民間事業所、福祉関係機関等、様々な主体となる皆さんが、多摩市社協と連携・協働しながら、地域の課題解決に取り組んでいただくための具体的な指標を示しました。

基本目標の具体像（6年後の目指す姿）

福祉や地域のことに関心を持つ人や機会が増えている

地域での具体像（わたしたちにできること） 〔個人・団体など〕

- ・福祉に関する情報を入手し、地域のことを知る
- ・身近な地域の福祉について知り、学ぶ機会をつくる
- ・地域の人とのあいさつなど、まずは自分でできることを考える
- ・活動内容や地域に関する情報を発信する

まちがきれい
になると
うれしいね！



福祉について
考えて
みましょう…



多摩市社協の施策・取り組み

- 広報媒体の拡充・情報発信の強化
- 福祉を身近に感じる機会の提供

◆関連する SDGs



<コラム> ～身近な学習の機会です！～

「地域出前講座～福祉体験学習～」

多摩ボラセンでは、ボランティア活動に関することや福祉についての理解向上のための講座を、地域のボランティアや当事者の方と一緒に市内各地域に出向き開催しています。参加した方からは「高齢者疑似体験は、目も見えづらいし、耳も聞こえづらい。階段の上り下りも大変で、高齢者の方の苦勞を知ることができた」「車椅子の方が困っていたら声をかけ手助けしたい」等の声をいただいています。

楽しみながら体験することで、新しい発見や気づきがあり、助けあいの心が育まれています。



◆地域出前講座
(左は高齢者疑似体験、右は車いす体験)

6年後の目指す姿

身近に困りごとを相談できる人や場が増えている

地域での具体像（わたしたちにできること） 〔個人・団体など〕

- ・ まわりの人のちょっとした変化や困りごとに気づくことができるように、身近なかかわりの中で様々なことに関心を持つ
- ・ 困った時の相談窓口を、まわりの人と共有したり、伝えたりする機会をつくる
- ・ 災害時や緊急時に自分に何ができるか、まわりに支援が必要そうな人はいるか考える
- ・ 活動を通じて、困りごとを抱えている人がいたら、社協や専門機関に繋げる



多摩市社協の施策・取り組み

- 様々な（多種多様な）相談を受けられる窓口の強化
- 潜在・複合的な課題へのアプローチ

◆関連する SDGs



<コラム> ~ご相談ください！~

「身近な相談窓口」

「困りごとをどこに相談したらいいのかわからない」「ちょっと気になることを気兼ねなく聞いてみたい」福祉に関する困りごとが起こった時、コミュニティセンターなどで行っている、福祉なんでも相談等気軽に相談できる窓口が、地域には色々あります。

その他にも多摩市社協の職員がお受けする、障がいを持つ方の個別相談、ボランティア相談、成年後見相談、また専門職によるふくし法律相談、親なきあと相談、言葉のこと相談があり、困りごとの解決に向けて関係機関とも連携していきます。

困ったときは、身近な地域にある相談窓口をお尋ねください。



<コラム> ~同じ悩みをわかちあいませんか？~

「悩みをわかちあう地域家族会」

社会が目まぐるしく変化する昨今では、様々な要因のために、ひきこもり、生活困窮、子育ての問題など、「だれもが」「いつでも」生きづらさや困難を抱えています。

そのような時、同じ思いや悩みを持つ経験者の方と話すことができる集いの場があることをご存知ですか。ひきこもりや不登校のお子さんを持つ方々の家族会では「安心して話ができ、人ともつながり、道が開けた」「話をじっくりと聞いてもらい、ここが自分の“居場所”となっている」など、つながることで気づきや問題解決のきっかけを見出す機会にもなっています。



6年後の目指す姿

福祉や地域活動に参加するきっかけや機会が増えている

地域での具体像（わたしたちにできること） 〔個人・団体など〕

- ・ 関心のあるテーマや地域のイベント、活動に参加する
- ・ 日頃から学校、職場や地域等でまわりのことを話すなど、気づいたことを共有する
- ・ 多くの人に地域のイベントや活動に参加してもらえるよう工夫する
- ・ 多くの人々が活動に参加しやすいきっかけづくりから始める
- ・ 地域に出向き、地域の人々が参加しやすい場で活動する



多摩市社協の施策・取り組み

- 地域福祉活動への参加のきっかけづくり
- 地域活動の創出支援

◆ 関連する SDGs



<コラム> ～参加してみよう！ボランティア活動～

「夏のボランティア体験」

「ボランティア活動をやってみたいけれど、きっかけがない・・・」という皆さんのために、夏休み期間を利用して、様々なボランティア活動の中から、自分に合いそうなもの、できそうなものを選んで体験できる企画です！

参加した方より「体験を通じて、やりたい活動を見つけることができました。気軽に体験できるのでみんなにもすすめたい！」「(高齢者施設での体験がきっかけで) 将来は高齢者と子どもと一緒に過ごせる施設を運営してみたい。」などの声もあり、活動のきっかけ、さらには、将来のことまで考えるきっかけにもなっています。



◆夏のボランティア体験
(高齢者施設でのボランティア活動)

<コラム> ～地域に横のつながりを作ろう～

「地域福祉推進委員会」

「一人暮らし高齢者の見守りはどうしたら？」「不審者情報があるけれど、学校から帰る子どもは大丈夫？」「災害が起こったらどうすれば？」など、地域課題を共有し、話し合う場として地域福祉推進委員会があります。市内の10のコミュニティエリアごとに、自治会・町会・住宅管理組合等、民生委員・児童委員、老人クラブなどの地縁団体と、企業、大学、地域包括支援センターなどの専門機関が一緒になって、地域に横のつながりを作り、地域性に合わせ課題解決に向けた活動や情報共有をしています。

地域の皆さんにより主体的に運営されており、多摩市社協では事務局兼コーディネーターとして運営支援をしています。

2カ月に1回程度コミュニティセンター等で開催しています。個人での参加も可能です。

一緒に地域のことを考えてみませんか？

* 地域福祉推進委員会の詳細は、P13を参照ください。

* 各エリアの活動計画は、P57～P79を参照ください。

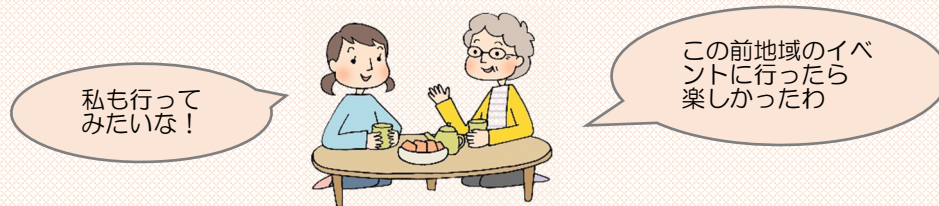


6年後の目指す姿

身近な地域で交流の場や地域のことを一緒に考えていく場が広がっている

地域での具体像（わたしたちにできること） 〔個人・団体など〕

- ・ サロン等通いの場など、身近な地域の中の集まりの場に参加する
- ・ 身近な人と地域のことについて話し合う
- ・ 活動を通して市民が集い、交流できる場をつくる
- ・ 同じような活動をしている者同士で交流する



多摩市社協の施策・取り組み

- 多世代の交流の場づくり
- 同じ課題や関心事を持つ人の居場所づくり

◆関連する SDGs



<コラム> ~みんなが集える「場」~
「ふれあい・いきいきサロン」

子育て中の親子からご高齢の方まで、地域の誰もが楽しく気軽に立ち寄れる仲間づくりと出会いの場として、多摩市内には100カ所を超えるサロンが活動しています。集会所等を活用し、茶話会や体操、手芸や折り紙など、自由に開催頻度や内容などを決め、地域の皆さんが主体的に活動しています。

「仲間に会うのが楽しみ」「ご近所で情報交換ができるのが良い」など、サロン活動を通じて顔見知りが増え、ゆるやかな見守りや閉じこもり防止等につながっています。

是非、お住いの地域のサロンに参加してみませんか？

また、サロン活動を始めてみたい方は、お気軽にご相談ください。



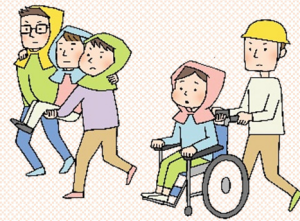
6年後の目指す姿

地域でのつながりを活かし、活動が充実している

地域での具体像（わたしたちにできること） 〔個人・団体など〕

- ・自分ができる役割を見つけ、できることから無理のない範囲で始める
- ・それぞれの活動をお互いに認め、人と人とのつながりを深める
- ・身近な人に参加を呼びかける
- ・活動が続けられるよう、参加の仕方を工夫する
- ・同じような活動をしている者同士で、互いにサポートし合う

避難訓練で災害
時の想定をして
おこう



困ったときも
安心だね

多摩市社協の施策・取り組み

- ニーズに応じた担い手の発掘・育成
- ネットワークを活かした地域活動の推進

◆関連する SDGs



<コラム> ~皆さんの支援が繋がっています~「フードドライブ・子ども食堂」
~食で支え、つながるフードボランティア!~

【フードドライブとは】

「フードドライブ」とは、ご家庭で使いきれない食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や子ども・誰でも食堂等に寄付する活動です。「もったいない!」を「ありがとう!」に変えるフードドライブは、食品ロスの削減と食の支援につながる身近なボランティア活動です。誰もが気軽に参加できる活動ですので、皆さんも取り組んでみませんか?

【食料支援をしているフードバンク団体や子ども食堂、支援受けている方からの声】

子ども食堂を運営している方から

「食料支援を必要としているご家庭が非常に増えているため、食料確保が難しい状況です。」

支援を受けた市民の方から

「皆さまの温かいお気持ちが支えになっています。子ども食堂は私たちの大切な居場所です。」

などの声が寄せられています。詳しくは動画をご覧ください→



皆さまからいただいた食品やお菓子は、お困りの世帯や、子ども食堂・誰でも食堂で活用されています。

子ども食堂・誰でも食堂の詳細は、ホームページで
ご覧いただけます。

「[多摩市社協子ども食堂・誰でも食堂](#)」で検索🔍

6年後の目指す姿

生活課題がありながらも地域で安心して暮らせる人が増えている

地域での具体像（わたしたちにできること） 〔個人・団体など〕

- ・ 地域での交流や地域づくりを考え、支えあいの仲間を増やす
- ・ つながりを大切にお互いさまの気持ちで、地域での見守りや支えあい続ける
- ・ 様々な地域活動団体が連携しながら、課題に取り組む



多摩市社協の取り組み・施策

- 見守り・支えあい活動の支援
- 生活支援に係る事業の強化

◆関連するSDGs



<コラム> ～周りに頼れる家族がいなくても～

「福祉サービス利用援助事業」 「高齢者あんしんサポート事業」

「福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない。」「銀行に行ってお金を引き出したいけれど、自信がなくて誰かに相談したい。」「計画的にお金を使いたいけど、いつも迷ってしまう。」毎日の暮らしのなかにはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。

このような場合には、生活支援員（市民・登録制）と社協職員（専門員）がチームとなって、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、地域で安心して暮らせるようにサポートする「福祉サービス利用援助事業」があります。

●利用者さんの声

「いろいろ届く郵便物の内容を教えてくれ、細かい手続きもやってくれて大助かり。」

「足腰が弱くなり、銀行まで出かけられないけど、代わりに生活費を引き出して届けてくれて、支払い手続きもやってくれるから助かるわ。」

高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者の方も増えるなか、「今は元気で自分でできるけど、急に入院になったときに手続きや入院費の支払いを代わりにやってくれる人がいないから不安でしかたない」「自分が亡くなったときの葬儀や家財の整理をしてくれる人がいない、どうしたらいいだろう」という声も。

そんな将来の不安の解消に向けて多摩市社協では新たに、急な入院時や死亡時における手続き等に不安を感じている単身高齢者が安心して生活が送れるよう必要な支援を行う「高齢者あんしんサポート事業」に取り組んでいきます。

将来に不安のある方は、お気軽に権利擁護センターにご相談ください。

入院費用や公共料金の支払いどうしたらいいかしら



郵便物の内容がわからなくなってしまったなあ



私たちがお手伝いいたします



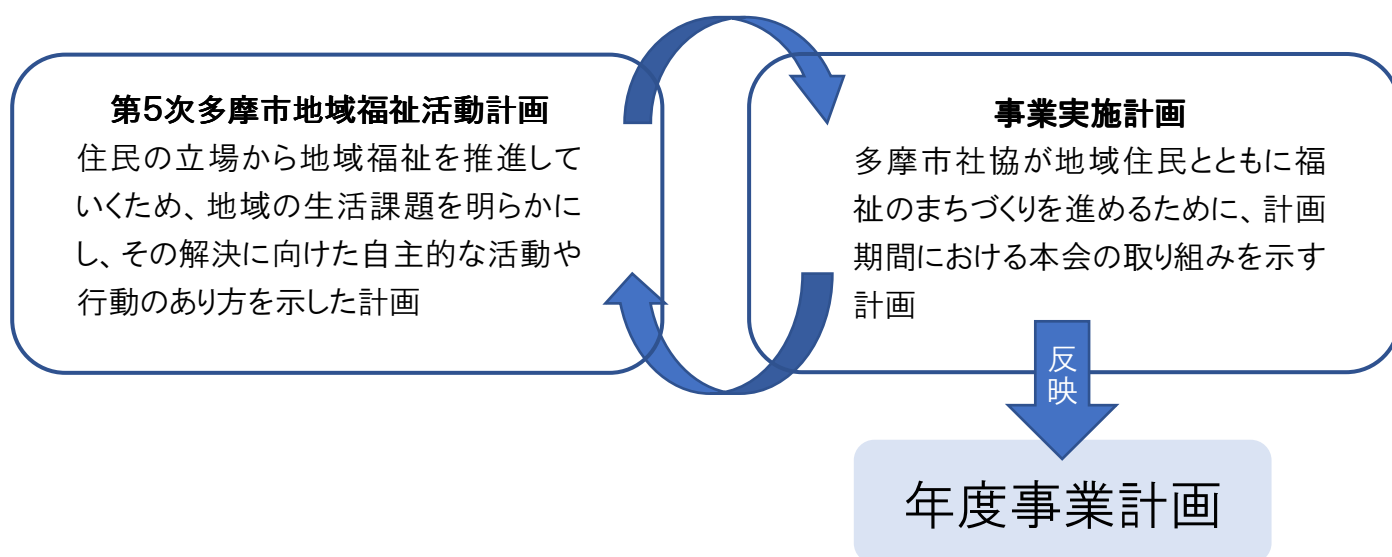
第7章 事業実施計画（前期）

1 計画の概要

■事業実施計画とは

本計画は、2023(令和5)年度から 2028(令和10)年度を計画期間とする「第5次多摩市地域福祉活動計画」の策定を受け、多摩市社協が取り組むべき事業や組織・経営基盤の強化に向けた取り組みを示す計画です。

■事業実施計画の位置づけ



■計画策定の背景

一つの世帯に複数の課題が存在し、世代や属性を超え、これまでの支援体制では対応が困難な状況や深刻化・顕著化しています。多摩市社協を取り巻く地域社会においても、環境の変化等により、個人や世帯が抱える課題は多様化・複雑化しています。

多摩市による施策・取り組み、地域の中で展開される様々な主体による活動が効果的に結びついていくための中核的な役割を担う多摩市社協が、これまでの実践をさらに発展させていくことで、市民の福祉ニーズに添えていくことが求められています。

多摩市社協では、今後の地域福祉をめぐる動向を見据え、地域福祉推進の方向性や事業経営の在り方等を明らかにするとともに、新たな課題に対応した施策・取り組みを展開します。

■計画の期間

第5次活動計画の計画期間に基づいて、2023(令和5)年度から 2025(令和7)年度を前期実施計画、2026(令和8)年度から 2028(令和10)年度を後期実施計画とし、3年目に見直しを行います。

2 社協の使命・計画の基本理念・基本方針

使命

誰もが安心して暮らせる 福祉のまちづくり

社会福祉協議会は、社会福祉法で地域福祉の推進を図ることが定められた社会福祉法人です。

多摩市社協は、この使命を果たすため、市民や関係機関・団体、事業所、行政等と連携・協働し、地域福祉活動を推進しています。

基本理念

つながり 支えあい 安心するまちづくり

活動計画と同一の基本理念のもとに、「地域共生社会」の実現を目指し、重層的・包括的支援体制の構築に向けた「断らない相談支援」「社会参加支援」「伴走支援」「支えあいの地域づくり」などの取り組みを多摩市社協全体で推進していきます。

基本方針

活動計画の基本理念の実現に向けて、基本目標の具体像（6年後の目指す姿）を目指し、多摩市社協に求められる役割を踏まえ取り組みを進めます。なお、時代の変化に対応するため中間で見直しを図ることとし、まず前期3カ年の年次計画を定め、後期3カ年の計画改正へとつなげていきます。

【基本目標の具体像(6年後の具体像)】

1. 福祉や地域のことに関心を持つ人や機会が増えている
2. 身近に困りごとを相談できる人や場が増えている
3. 福祉や地域活動に参加するきっかけや機会が増えている
4. 身近な地域で交流の場や地域のことを一緒に考えていく場が広がっている
5. 地域でのつながりを活かし、活動が充実している
6. 生活課題がありながらも地域で安心して暮らせる人が増えている

3 事業方針

- 個別課題の支援から地域に共通する課題を引き出し、住民とともに新たな支援の仕組みを作り出していくコミュニティソーシャルワーク[※]の推進に多摩市社協全体で取り組みます。
- 既存事業の充実・強化を幅広く図り、制度の狭間にある福祉課題や地域生活課題に対応できるよう個別支援機能を高めます。
- 継続して取り組んできた地域福祉推進委員会運営を中心に、相談支援機関等との連携を深めながら、福祉の地域づくりを充実させていきます。

4 新規・重点・拡充事業

事業実施計画(前期)では、基本理念、基本方針を踏まえ、事業方針のもとに、以下の4つの「新規事業」、5つの「重点事業」、3つの「拡充事業」を展開することにより、市民の生活課題の解決や、市民が主体となった地域福祉活動を推進します。

特に多摩市の特徴でもある、急速な超高齢化が進み、今後単身高齢者世帯の増加や生活困窮問題(子どもの貧困問題)、引きこもりや閉じこもりといった潜在化している社会課題などに積極的に取り組むとともに、住民とともに新たな支援の仕組みを創り出していくコミュニティソーシャルワークの推進に多摩市社協全体で取り組みながら、福祉のまちづくりを充実させていきます。

■新規事業

○子ども向けボランティア通信の発行(施策・取り組み1)

- ・小学生や中学生、高校生など、子どもたちが福祉を身近に感じ、ボランティア活動に関心を持ってもらえるよう、子ども向けボランティア通信を発行します。

○当事者の活動への参加支援や場づくり(施策・取り組み7)

- ・障がいやひきこもり家族会などの運営支援を行うとともに、若い世代も含めた当事者の様々なつながりの中から、関心の持てる活動や場づくりに取り組みます。

○子ども・若者応援事業の実施(施策・取り組み10)

- ・子ども食堂の運営支援や学習支援[※]、多様な体験機会の提供など、多摩市社協のネットワークを活用しながら、子ども・若者たちの健やかな成長を支える取り組みを推進します。

○高齢者あんしんサポート事業の推進(施策・取り組み12)

- ・急な入院時や死亡時における手続き等に不安を感じている単身で生活する高齢者に対して、安心して自立した地域生活が送れるよう、日常の金銭管理や入院時や施設入所時の支援、葬儀・埋葬手続き等を支援する「高齢者あんしんサポート事業」を推進します。

■重点事業

○地域出前事業(福祉体験学習)の展開(施策・取り組み2)

- ・福祉体験学習を通じて、子どもたちの「人を思いやる力」「自分で考え行動する力」などを育みながら、楽しく福祉やボランティア活動に関心を持ってもらえるように、福祉体験学習メニューの充実を図り、福祉体験学習ができる場の提供を推進していきます。

○複雑化するケースの社会参加のための活動の創出(施策・取り組み4)

- ・8050(9060)問題[※]や引きこもり・閉じこもりといった複雑化・潜在化したケースに対し、多摩市社協内にプロジェクトチームを設置し、課題解決に向けた検討と社会参加のための活動や場づくりに多摩市社協全体で取り組みます。

○多機関連携による相談支援体制の構築(施策・取り組み4)

- ・地域福祉コーディネーターの積極的なアウトリーチ[※]を実践するとともに、関係機関や地域のネットワークとの連携・協働した、重層的な相談支援体制の構築に取り組みます。

○災害ボランティアの育成(施策・取り組み9)

- ・大規模災害に備え、平時から地域でお互いが支えあい、助けあい活動に取り組めるよう、「災害ボランティア講座」を開催し、災害ボランティアの育成に取り組みます。

○フードドライブ[※]・フードパントリー[※]事業の推進(施策・取り組み10)

- ・ひとり親世帯や子ども・若者の貧困問題等に対応するため、フードドライブ・フードパントリー事業を推進し、多摩地域企業・大学等連絡会(ゆるたまネット)や多摩市内社会福祉法人ネットワーク連絡会などとも連携しながら、対象世帯や市内の子ども・誰でも食堂、フードバンク[※]団体等への支援に積極的に取り組みます。

■拡充事業

○新たな SNS[※]コンテンツを活用した情報発信(施策・取り組み1)

- ・多世代が福祉に関心を持ってもらえるよう、YouTube、LINE、Instagram といった SNS 媒体を活用した情報発信を推進し、市民に「福祉」や「地域」の情報を届けます。

○ボランティア出張相談窓口の拡充(施策・取り組み3)

- ・市内の大学に出向き、「ボランティア出張相談(ボランティアカフェ)」を定期開催しながら、学生の“力”をボランティア活動へつなげられるようコーディネートします。

○地域福祉推進委員会の ICT[※]活用(施策・取り組み6)

- ・地域課題や問題を共有し、その課題解決を地域住民主体で取り組んでいく地域のプラットフォームである地域福祉推進委員会に、今後、若い世代や現役世代などの幅広い世代に参加してもらうため、ICT を活用したオンライン併用での開催に取り組みます。

5 施策・取り組み

基本目標の具体像（6年後の目指す姿）

福祉や地域のことに関心を持つ人や機会が増えている

【社協に求められる役割（取り組み）】

- ・福祉を身近に、関心を持ってもらえるように、広報紙、ホームページ、メルマガ、SNS などを通じて多世代に向けた情報を発信する
- ・子どもたちから地域の方々まで、幅広い年代に福祉に関心を持ってもらえるよう福祉学習の機会を増やす
- ・福祉・地域活動団体と連携した「福祉」に関する普及・啓発を実施する

施策・取り組み1 広報媒体の拡充・情報発信の強化

取組の方向性 (内容)		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
年次計画	拡充 新たな SNS コンテンツを活用した情報発信 (ボラ担当)	●検討	●実施	→
	新規 子ども向けボランティア通信の発行 (ボラ担当)	●検討	●発行	→
	ふくしだよりの充実 (総務係)	●紙面内容の見直し検討	●実施	→
	拡充 ホームページ・フェイスブック・メルマガジン等の運営 (総務係)	●HP リニューアル実施 ●FB 実施	→	●見直し ●見直し

	拡充 地域福祉推進委員会の SNS 導入支援 (まち担当)	●導入検討	●各エリア試行実施支援	●実施
--	--	-------	-------------	-----

施策・取り組み2 福祉を身近に感じる機会の提供

取組の方向性 (内容)	<p>「福祉フェスタ」等のイベントや「地域出前事業（福祉体験学習）」等の啓発・理解促進事業などを通じて、子どもたちをはじめ多世代が、「福祉」を身近に感じる機会を提供します。</p> <p>障がいのある方に対する理解を深めるため、当事者団体と連携し、対象や年代別の理解促進プログラムを実施します。</p> <p>成年後見制度に関する制度説明の講座を実施し、より多くの市民が成年後見制度を知る機会を設けます。</p>			
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
年次計画	福祉フェスタの開催 (総務係)	●感染症流行防止に対応した開催		→
	福祉大会の開催 (総務係)	●50周年記念式典の開催(外部会場で実施)	●実施	→
	重点 地域出前事業 (福祉体験学習)の展開 (ボラ担当)	●福祉体験学習メニューの検討・作成・周知	●年10回以上	●年15回以上
	ボランティアパークの開催 (ボラ担当)	●見直し・検討・実施		→
	障がい者理解促進のプログラムの開催 (センター係)	●年間2事業実施	●年間3事業実施	●年間4事業実施
	成年後見制度等の普及・啓発講座の開催 (権利擁護)	●成年後見制度等に関する講座の開催 (年4回)		→

6年後の目指す姿

身近に困りごとを相談できる人や場が増えている

【社協に求められる役割（取り組み）】

- ・ 相談をワンストップで受け止め、複合的な課題にも市や専門機関と連携して対応していく
- ・ 必要な人に必要な情報が届くようにする
- ・ 潜在している複合的な課題やニーズに合わせた福祉勉強会などを開催し、気づきの視点を高める場をつくる
- ・ 地域に職員が出向き、気づきを相談できる場を拡充する

施策・取り組み3 様々な（多種多様な）相談を受けられる窓口の強化

取組の方向性 (内容)	誰もが身近な地域で様々な相談を気軽に受けられるよう、「福祉なんでも相談」や「ボランティア出張相談（ボランティアカフェ）」、「成年後見制度等の相談会」の拡充を図ります。 ひきこもりや、ヤングケアラーなどの複合的な課題を抱えた方の課題等に対しては、関係機関等と連携して講座を開催します。			
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	
拡充 ボランティア出張相談窓口の拡充 (ボラ担当)	● 市内大学で新たに1校実施に向けた調整	● 市内大学で新たに1校実施	● 市内大学で新たに1校実施に向けた調整	
権利擁護・成年後見相談会の開催 (権利擁護)	● 専門職と共催で成年後見制度等に関する相談会を定期的開催			→
福祉なんでも相談の充実 (まち担当・センター係)	● 社協内の各部署が連携し、なんでも相談に対応 ● ひきこもりや、ヤングケアラーなどの複合的な課題に関する講座を関係機関と連携して実施	● 新規1地区でなんでも相談開始	● 新規1地区でなんでも相談開始	→

施策・取り組み4 潜在・複合的な課題へのアプローチ

取組の方向性 (内容)	重層的な相談支援体制を展開し、地域のネットワークの活用やアウトリーチによる相談を実施し、多様化、複雑化するケースの早期発見につなげていきます。また、複合的・複雑化したケースを発見した場合は、関係機関につなぐほか、多摩市社協内連携により課題解決に向けた検討・対応を行います。			
年次計画		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
	多摩市社協内横断のケースカンファレンスの開催 (まち担当)	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報を共有できるシステム等の検討 ★ 全所管PJで検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じてケース検討開始 	→
	重点 複雑化するケースの社会参加のための活動の創出 (まち担当)	<ul style="list-style-type: none"> ● ケース・事例検討PJ等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● ケースに合わせてプログラム検討 	→
	重点 多機関連携による相談支援体制の構築 (まち担当)	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕組みの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施 	→
	参加支援のコーディネート (まち担当・ボラ担当)	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕組みの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施 	→

6年後の目指す姿

福祉や地域活動に参加するきっかけや機会が増えている

【社協に求められる役割（取り組み）】

- ・地域の現状を伝えあい、地域の課題を我が事として考えるきっかけづくりの場をコーディネートしていく
- ・まわりのできごとなど、気づきを共有するネットワークの場づくりを進める
- ・身近な地域で気軽に参加できる地域活動を創出する

施策・取り組み5 地域福祉活動への参加のきっかけづくり

<p>取組の方向性 (内容)</p>	<p>市民が地域福祉活動に参加するきっかけとなるよう各種入門講座を実施するとともに、子どもたちをはじめ多世代が活動体験できる機会の創出に取り組みます。</p> <p>ボランティア活動が、高齢者の介護予防及びフレイル予防*につながることを啓発しながら、介護予防ボランティアポイント事業の活動メニュー（受入先）を拡充し、登録者（活動者）の増大を図ります。</p>			
<p>年次計画</p>		<p>令和5年度 (2023年度)</p>	<p>令和6年度 (2024年度)</p>	<p>令和7年度 (2025年度)</p>
<p>市民活動入門講座の開催 (ボラ担当)</p>		<p>●年2回以上</p>		<p>→</p>
<p>夏のボランティア体験の拡充 (ボラ担当)</p>		<p>●体験メニュー100メニュー以上 ●参加者400人以上</p>		<p>→</p>
<p>介護予防ボランティアポイント事業の拡充 (ボラ担当)</p>		<p>●受入先の増大（新規1団体以上） ●新規登録者数20人以上</p>		<p>→</p>

施策・取り組み6 地域活動の創出支援

<p>取組の方向性 (内容)</p>	<p>10のコミュニティエリアごとに配置した地域福祉コーディネーター（エリア担当職員）が、地域のネットワーク（地域福祉推進委員会）や通いの場等を活用しながら、地域支援（地域課題の解決）、個人支援（相談や専門機関へのつなぎ）を行います。</p> <p>今後は若い世代や、現役世代など幅広い世代の参加を鑑み、オンラインによる開催等、ICTを活用し、参加者を増やしていくための多様な参加方法を取り入れながら支援を行います。</p> <p>地域福祉推進委員会の無い地域では、住民懇談会等を開催するなど、地域課題や住民ニーズを把握し、住民主体による地域福祉活動の創出に向けた支援を行います。</p> <p>また、通いの場を継続するための支援やサロンのない地域には継続してサロンの立ち上げ支援を行います。</p>			
<p>年次計画</p>		<p>令和5年度 (2023年度)</p>	<p>令和6年度 (2024年度)</p>	<p>令和7年度 (2025年度)</p>
<p>拡充 地域福祉推進委員会のICT活用 (まち担当)</p>		<p>●地域福祉推進委員会のオンライン併用開催支援</p>	<p>→</p>	<p>→</p>
<p>住民懇談会（座談会）等の開催 (まち担当)</p>		<p>●必要に応じ随時開催</p>	<p>→</p>	<p>→</p>
<p>サロン活動等、通いの場の創出 (まち担当)</p>		<p>●コミュニティエリアで1カ所</p>	<p>●コミュニティエリアで1カ所</p>	<p>●コミュニティエリアで1カ所</p>

6年後の目指す姿

身近な地域で交流の場や地域のことを一緒に考えていく場が広がっている

【社協に求められる役割（取り組み）】

- ・ 誰もが集い、交流できる場づくりを進める
- ・ 市民の心のよりどころとなったり、当事者同士のつながりや悩みを把握する場となるような居場所づくりを支援する
- ・ 住民から寄せられる気づきやちょっとした相談を地域の皆さんと一緒に考えていく場づくりを進める
- ・ 地域活動者などボランティア同士の交流の場づくりを進める

施策・取り組み7 多世代の交流の場づくり

<p>取組の方向性 (内容)</p>	<p>豊ヶ丘にある「健幸つながるひろば とよよん」では、住民サポーターによる運営支援を継続し、企業や大学等多機関協働によるプログラム展開や、住民ニーズや課題に応じたプログラム展開をすることにより、地域のコミュニティスペースとして、多世代・多様な主体が交流できる場づくりを推進します。</p> <p>障がいやひきこもりの家族会などの運営支援や、若い世代も含めた当事者の様々なつながりの中から、関心の持てる活動や場づくりを ICT 等の活用も含め検討・実施し、新たな地域活動者の発掘を図ります。</p>			
<p>年次計画</p>		<p>令和5年度 (2023年度)</p>	<p>令和6年度 (2024年度)</p>	<p>令和7年度 (2025年度)</p>
	<p>健幸つながるひろばの運営支援 (まち担当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民サポーターによる運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多機関協働によるプログラム展開の充実 	<p>→</p>
	<p>新規 当事者の活動への参加支援や場づくり (まち担当・センター係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ニーズ調査 ● 要綱等検討 ● オンラインの場づくりの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 試行実施1カ所 ● オンラインサロンの試行実施1回 	<ul style="list-style-type: none"> ● 内容精査と拡充 ● オンラインサロン要綱等の整備
	<p>障がい当事者や家族会への運営支援 (センター係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 連携した運営の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営支援の継続 	<p>→</p>

施策・取り組み8 同じ課題や関心事を持つ人の居場所づくり

<p>取組の方向性 (内容)</p>	<p>多摩ボラセン登録団体が集い、交流したり学習したりする機会を設け、活動の活性化が図れるよう、コーディネートを行います。</p> <p>また、市内でボランティア・NPO・市民活動をしている活動者を対象に、それぞれの課題を共有する機会を設けるなど、活動のフォローアップが図れるようコーディネートを行います。</p> <p>成年後見人や生活支援員が集い、情報交換や課題の共有、学習する機会を設け、成年後見人や生活支援員への支援に取り組みます。</p>			
<p>年次計画</p>		<p>令和5年度 (2023年度)</p>	<p>令和6年度 (2024年度)</p>	<p>令和7年度 (2025年度)</p>
	<p>多摩ボラセン登録団体連絡会の運営支援 (ボラ担当)</p>	<p>●連絡会運営のあり方の検討・見直し</p>	<p>●連絡会運営を支援</p>	<p>→</p>
	<p>ボランティア活動者等のフォローアップの実施 (ボラ担当)</p>	<p>●年1回以上実施</p>	<p>→</p>	<p>→</p>
	<p>成年後見人の支援 (権利擁護)</p>	<p>●親族後見人懇談会と専門職後見人懇談会を開催 (年各1回)</p>	<p>→</p>	<p>→</p>
	<p>生活支援員のフォローアップの実施 (権利擁護)</p>	<p>●生活支援員研修及び情報交換会を開催 (年2回)</p>	<p>→</p>	<p>→</p>

6年後の目指す姿

地域でのつながりを活かし、活動が充実している

【社協に求められる役割（取り組み）】

- ・ 災害時や緊急時にもお互いに支えあい、困っている人を助けることのできる関係性をつくる
- ・ 地域で活動できる人や困っている人を把握し、つなぎ役を担う
- ・ 活動者の新たな担い手の発掘、育成に取り組み、地域活動やボランティアの育成に取り組む
- ・ 市内の企業や大学等と連携したネットワークをつくり、「地域貢献活動」を推進する

施策・取り組み9 ニーズに応じた担い手の発掘・育成

取組の方向性 (内容)	<p>移動販売時の買い物荷物持ち（買い物支援）や子ども食堂での弁当や食品の配達など、力がある男性向けのボランティア活動ニーズが多くでてきているため、主に退職間近の高齢男性などを対象に、退職後の地域での活躍の場づくりのコーディネートを行います。</p> <p>災害時や緊急時に、地域でお互いが支えあい、助けあい活動に取り組めるよう、「災害ボランティア講座」を開催し、災害ボランティアの育成に取り組みます。同時に災害時要配慮者支援の啓発に取り組みます。</p> <p>ボランティアニーズはあるも、活動者がいないなどの理由によりマッチング*が難しいケースについては、ニーズに応じたボランティア育成講座等を開催し、ボランティアの育成に取り組みます。</p> <p>高次脳機能障害*や精神障害等見た目ではわかりづらい障がいを抱えた人や家族への理解を深め事業に携わるボランティアの育成に取り組みます。</p> <p>認知症や障がいのために判断力が十分でない方が、地域生活を安心して送れるよう支援をする生活支援員の増強を図ります。</p> <p>福祉に理解のある幅広い方々に呼びかけをし、社協活動協力員の拡充を図るとともに、活動内容の見直しを行い、活動の場の拡充を図ります。</p>			
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
年次計画	男性の活躍の場の創出（地域活動者の育成） (ボラ担当)	● 地域活動者の集いの開催 (年3回以上)	● 男性ボランティアグループの立ち上げ支援	● 男性ボランティアグループの支援
	重点 災害ボランティアの育成 (ボラ担当)	● 災害ボランティア講座の開催 (年1回以上) ● 災害ボラセン訓練の実施 (年1回以上)		

		●災害ボランティア登録者数の増大(60人以上)	●左記65人以上	●左記70人以上
	冊子「災害時要配慮支援のメッセージ」の改訂(ボラ担当)	●見直し検討	●改訂・発行	●発行
	ニーズに応じた活動者の育成(ボラ担当)	●ニーズに応じて育成講座を開催		→
	ボランティアの育成(センター係)	●開催内容の検討	●実施	●実施
	生活支援員の養成(権利擁護)	●生活支援員募集の事業説明会及び新任研修会の開催(年3回)		→
	社協活動協力員の活動の充実(総務係)	●活動内容の見直し・検討	●実施	→

施策・取り組み10 ネットワークを活かした地域活動の推進

取組の方向性 (内容)	<p>「多摩地域企業・大学等連絡会(ゆるたまネット)」の事務局を担い、それぞれの事業所等の有機的なつながりを推進し、ネットワークを活かして、支援を求められることが多い「ヒト、モノ、コト、カネ、場所」の問題に対して、できる取り組み(地域貢献活動)のコーディネートを行います。</p> <p>ゆるたまネット、多摩市内社会福祉法人ネットワーク連絡会、多摩ボラセン登録団体連絡会などのネットワークを活かして、フードドライブ及びフードパントリー事業の推進を図り、さらには、多摩ボラセン運営委員会内に子ども若者応援事業検討専門委員会を設置し、生活課題を抱える子ども・若者を中心とした支援に取り組めます。</p> <p>また、子ども・若者の支援に取り組む財源を確保するため、子ども・若者応援基金の用途を明確にし、広く周知を行います。</p> <p>ふくしだよりやチラシ等の配架や自販機の設置に協力いただける新規福祉協力店の開拓を図ります。</p>			
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
年次計画	多摩市内社会福祉法人ネットワーク連絡会の運営支援(総務係)	<ul style="list-style-type: none"> ●法人連携による地域福祉活動支援取り組みの継続 ●若い世代を対象とした福祉啓発の取り組み 	→	→

		<ul style="list-style-type: none"> ●災害時における法人による地域支援の取り組み 			→
	多摩地域企業・大学等連絡会（ゆるたまネット）の運営支援（ボラ担当）	<ul style="list-style-type: none"> ●企業等との協働活動（地域貢献活動）の推進（1以上の活動をコーディネート） 			→
	重点 フードドライブ・フードパントリー事業の推進（ボラ担当・総務係）	<ul style="list-style-type: none"> ●フードドライブ窓口の拡充（市内6事業所以上） ●フードパントリーの実施 ●福祉フェスタ等イベントを通じての食料寄付募集 ●貸付相談に伴う一時食料支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内7事業所以上 ●ニーズ状況に応じて対象者含めて見直し検討・実施 	●実施	→
	新規 子ども・若者応援事業の実施（ボラ担当）	<ul style="list-style-type: none"> ●事業検討専門委員会を設置し検討 	●実施		→
	子ども・若者応援基金の周知（ボラ担当）	<ul style="list-style-type: none"> ●基金目標額 150万円以上 			→
	福祉協力店の拡充（総務係）	<ul style="list-style-type: none"> ●新規協力1事業所以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●新規協力1事業所以上 	●新規協力1事業所以上	

6年後の目指す姿

生活課題がありながらも地域で安心して暮らせる人が増えている

【社協に求められる役割（取り組み）】

- ・単身高齢者が安心して暮らせる仕組みをつくる
- ・地域課題への取り組みを支援し、見守りや支えあいの取り組みを共に進める
- ・多様な福祉サービスの提供体制を強化する
- ・多様な専門機関が連携・協働して活動できる仕組みづくりを進める

施策・取り組み11 見守り・支えあい活動の支援

取組の方向性 (内容)	地域福祉コーディネーター等が、潜在化・複雑化した課題やニーズの早期発見に取り組み、コミュニティエリアより小地域（自治会・町会・住宅管理組合等）での支えあい活動（通いの場やゴミ出し等）の創出の支援を行います。また、自治会・町会・住宅管理組合ご近所ふくし応援助成金の仕組みを、自治会・住宅管理組合より小グループでも助成できるよう、検討を行います。 「自治会・住宅管理組合ご近所ふくし応援助成金」や「福祉団体補助金」、「ボランティア活動等振興助成金」、「子ども・若者応援助成金」等の活用を推進し、多くの地域福祉活動を行う団体への支援を行います。			
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	
年次計画	自治会・町会・管理組合単位での支えあいの仕組みづくり (まち担当)	●新規1団体を想定	●伴走支援 継続1団体	→
	自治会・住宅管理組合ご近所ふくし応援助成金の見直し (まち担当)	●より小グループでの仕組について ニーズ調査	●要綱等の見直し ●予算等の検討	●施行実施
	ボランティア活動等振興助成金交付の実施 (ボラ担当)	●10団体以上支援		→
	子ども・若者応援助成金交付の実施 (ボラ担当)	●10団体以上支援		→

施策・取り組み 1 2 生活支援に係る事業の強化

取組の方向性 (内容)	<p>認知症や障がいを抱えても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう「福祉サービス利用支援事業」や「成年後見制度の利用支援」を推進するとともに、今後、増加が見込まれる身寄りのない単身高齢者であっても、万が一に備えて、急な入院や施設入所、自分自身が亡くなった時の葬儀や家財整理を行えるよう、「高齢者あんしんサポート事業」の展開を図ります。</p> <p>高齢により身体能力や認知機能が衰えた場合でも、視覚障がい者が安全で快適な外出ができるよう、従事者数の確保や関係機関との連携による外出の支援を推進します。</p> <p>聴覚障がいのある方への情報保障について、医療や制度の手続きなど様々な場面にに対応できるよう活動者への研修を実施するとともに、コロナ禍での情報保障について関係機関と連携し、推進します。</p> <p>生活困窮者へ貸付制度の周知を図るとともに、関係機関との連携し必要な生活支援を行います。</p>			
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
年次計画	福祉サービス利用支援事業の推進 (権利擁護)	●新規利用契約25件	●新規利用契約30件	●新規利用契約35件
	成年後見制度の利用支援の推進 (権利擁護)	●新規相談及び成年後見制度利用申立て支援 130件	●新規相談及び成年後見制度利用申立て支援 140件	●新規相談及び成年後見制度利用申立て支援 150件
	新規 高齢者あんしんサポート事業の推進 (権利擁護)	●実施 ●高齢者あんしんサポート事業説明会の開催 (年3回)	→	●分析・検証
	同行援護事業の実施 (センター係)	●従事者登録増 (新規登録者3名)	→	→
	意思疎通支援事業の推進 (センター係)	●活動者のスキルアップ研修の実施	→	→
	生活支援の推進 (総務係)	●貸付事業の実施	→	→

※本章の年次計画にある係名称表記は以下のとおり。

表記名	正式名称 (課・係名)
(総務係)	法人管理課 総務係
(権利擁護)	法人管理課 権利擁護センター
(センター係)	法人管理課 センター係
(まち担当)	地域福祉推進課 まちづくり推進担当
(ボラ担当)	地域福祉推進課 ボランティア担当

第8章 支えあいの仕組みをつくるために ～エリア別小地域福祉活動計画～

【エリア別小地域福祉活動*計画とは】

第6章までは、私たち一人ひとりが暮らす地域において、日頃の近所や地域とのつながりや支えあいの必要性、それぞれができることについて確認してきました。

支えあいの心を育み、支えあいの輪を地域に広め、応援してくれる人が増えてくれば、地域に福祉コミュニティができると考えます。

こうした支えあいの輪を具現化していくための方向性を示したものが、エリア別小地域福祉活動計画です。

地域内にある各地域福祉推進委員会で取り組んできたことや地域の方々の声などを含めて、地域ごとの特色に合わせて方向性を示させていただきました。

ここでは方向性だけを示したものとなるため、今後は、地域福祉推進委員会などを中心に、地域内で意見交換をしながら、地域の皆さんと一緒にこの計画に肉付けを行い、具体的な取り組みへと進めていきたいと考えています。

◆エリア別小地域福祉活動計画について（P60～P79）

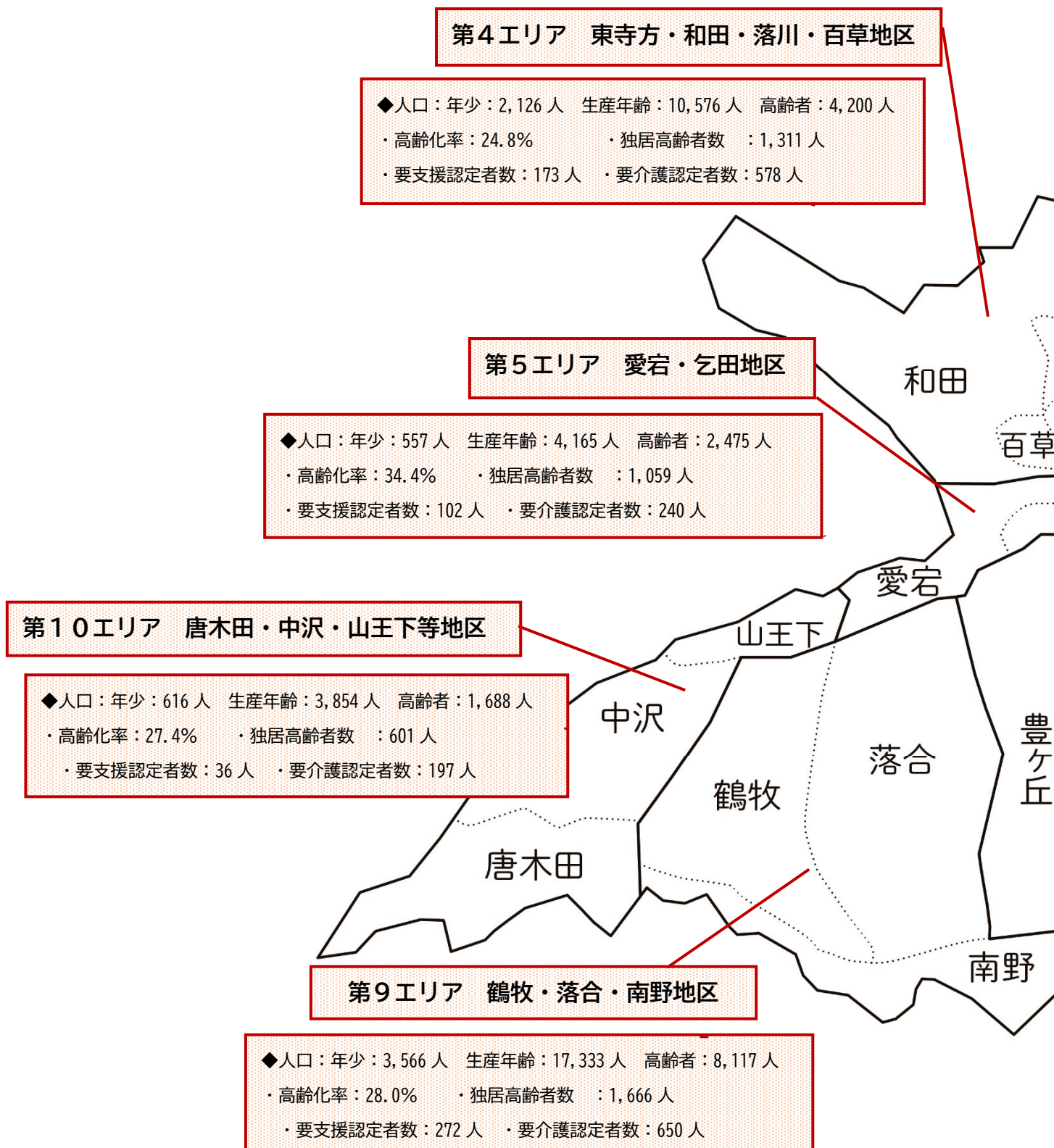
- ・コミュニティエリア内で地域福祉推進委員会が活動しているエリアです。
- ・自治会・町会・住宅管理組合等の数値データは、同委員会の中で把握しているものを掲載しています。

◆地域福祉推進委員会の無い地区の取り組みについて

- ・和田、東寺方、乞田などの地域福祉推進委員会の無い地区については、小域で必要に応じて住民懇談会を開催し、通いの場や住民主体の支えあい活動の創出や取り組みを行っていきます。

◆多摩市10のエリアマップ

(多摩市のコミュニティエリアを基本とし、人口等のデータは令和5年1月1日現在を記載)



第1エリア 関戸・一ノ宮地区

◆人口：年少：1,751人 生産年齢：11,807人 高齢者：3,791人
・高齢化率：21.9% ・独居高齢者数：1,303人
・要支援認定者数：187人 ・要介護認定者数：459人

第2エリア 連光寺・聖ヶ丘地区

◆人口：年少：1,837人 生産年齢：9,439人 高齢者：4,828人
・高齢化率：30.0% ・独居高齢者数：1,182人
・要支援認定者数：174人 ・要介護認定者数：487人

第3エリア 桜ヶ丘地区

◆人口：年少：674人 生産年齢：3,412人 高齢者：2,088人
・高齢化率：33.8% ・独居高齢者数：594人
・要支援認定者数：98人 ・要介護認定者数：255人

第6エリア 馬引沢・諏訪地区

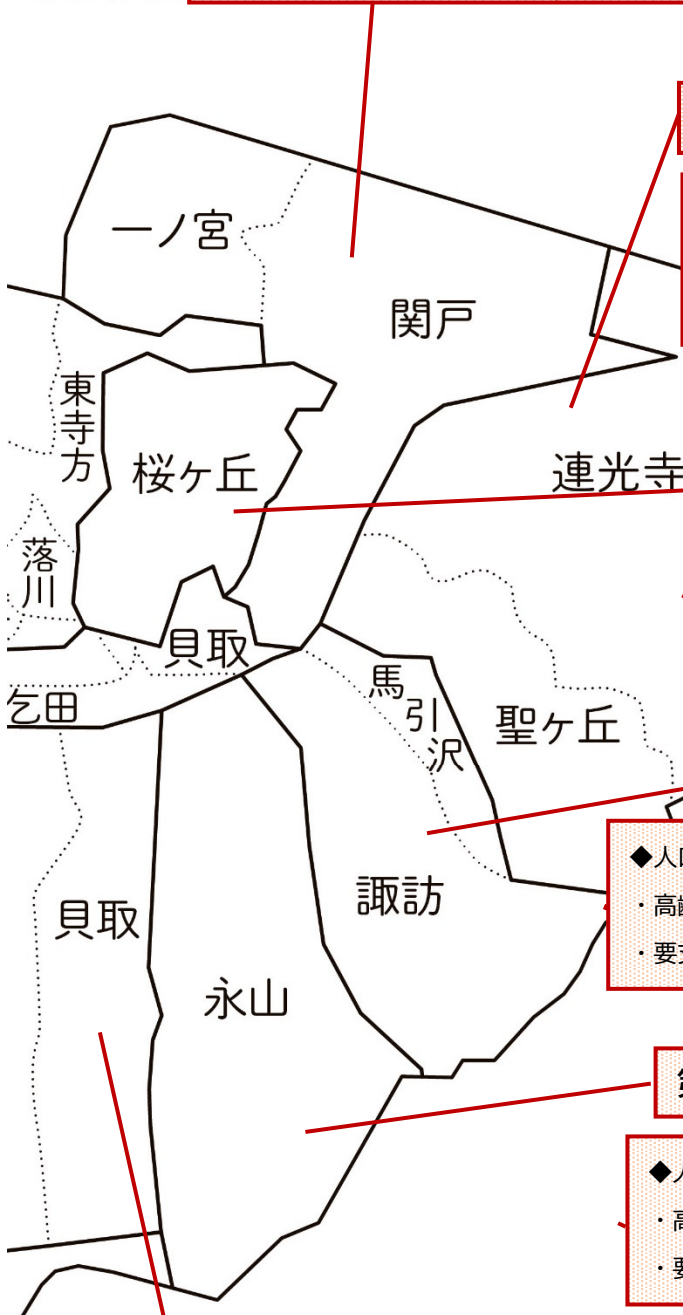
◆人口：年少：1,969人 生産年齢：9,408人 高齢者：3,646人
・高齢化率：24.3% ・独居高齢者数：1,222人
・要支援認定者数：164人 ・要介護認定者数：390人

第7エリア 永山地区

◆人口：年少：1,350人 生産年齢：8,456人 高齢者：5,202人
・高齢化率：34.7% ・独居高齢者数：1,735人
・要支援認定者数：214人 ・要介護認定者数：558人

第8エリア 貝取・豊ヶ丘地区

◆人口：年少：1,587人 生産年齢：10,453人 高齢者：7,239人
・高齢化率：37.5% ・独居高齢者数：1,622人
・要支援認定者数：268人 ・要介護認定者数：693人



第1エリア

関戸・一ノ宮地区 エリア別小地域福祉活動計画



地域の状況

(令和5年1月1日現在)

地域概要：北に多摩川、南に大栗川という2つの河川に挟まれ、水害等の被害が想定される。
関戸、一ノ宮ともに規模の大きい自治会があり、高齢化が進行している。
一方、マンションや、新築住宅などに若い世帯も転入してきている。

自治会数：3団体・住宅管理組合数：0団体 ふれあい・いきいきサロン数：13カ所
子ども食堂数：3カ所



アンケートからみる地域課題 (第5次多摩市地域福祉活動計画アンケートより抜粋)

Q. お住いの地域の課題は何ですか？

- 1位：日常の防災や災害時の対応
- 2位：日常の防犯・治安に関する課題
：高齢者・障がい者への支援
- 3位：近隣住民同士の交流
- 4位：ケアラー（介護者）に関する課題

Q. これからの福祉は何に重点を置くべきですか？

- 1位：高齢者を対象とした福祉活動
- 2位：子育て支援活動
- 3位：生活困窮者への支援
- 4位：障がい者を対象とした福祉活動
- 5位：防災・災害支援活動



地域からの「声」や地域の「強み」

- ・戸建て地域は、住民による見守りが活発に行われている。
- ・マンションも増えてきたが、神社もあり、祭り等伝統的な文化やつながりが、息づいている。
- ・子ども食堂や学習支援などを行っている団体が増えてきている。
- ・小学校の放課後教室など、地域と小・中学校・児童館が連携して活動している。
- ・水害ハザードマップ対象地域という事もあり、防災に関する意識が高く、地域の取り組みが盛ん。
- ・避難所となる連光寺小学校までが坂道で遠く、避難が難しい。
- ・高齢化により、解散した老人クラブがある。
- ・高齢者がスーパー等のある、駅まで買い物に行くのが大変。ホームセンターが欲しい。



こんなことに取り組みます！



目標1：市民や様々な団体が連携して、災害時も含め助けあえる地域にしよう

- 防災企画を通じた「地域のつながり」を推進していきます。（これまでに5回開催）
- 多様な団体の参加によりプラットフォーム（地域福祉推進委員会）の連携を強化します。

目標2：多世代交流を促進して、つながりあう地域にしよう

- 参加しやすい委員会運営と、参加のきっかけの充実を図ります。
- SNS ツールの活用と充実を図り、地域内の多世代がつながる仕組みをつくります。



書き出してみましよう！

★わたしたちにできること（個人・団体など）



**まち育てネットワーク・関一 活動概要
（関戸・一ノ宮地区地域福祉推進委員会）**

地域福祉推進委員会の概要

- ★設立：平成23年8月 ★開催日：偶数月の第4水曜日
- ★拠点：多摩市立関戸・一ノ宮コミュニティセンター（関・一つむぎ館）
- ★構成：自治会、老人クラブ、ふれあい・いきいきサロン、ご近所見守り合いグループ、関戸3丁目防火女性クラブ、民生・児童委員、北部地域包括支援センター、北部高齢者見守り相談窓口、多摩第一小学校地域学校協働本部、多摩中学校地域学校協働本部、青少協問題協議会第一地区委員会、関・一つむぎ館、一ノ宮児童館、あいフィットネスサロンさくら、あい小規模多機能施設おきな、くべる会等

主な活動：まち歩き、まちの縁側、広報紙の発行、防災企画（災害に関するワークショップ、防災講座、防災ゲーム等）、各種講座の開催、世代間交流事業、障がい・認知症について知る講座、エリア内サロン交流会、関戸楽縁祭への協力等

◆あなたも「まち育て」にご参加を！



地域の史跡・名所をばらりと散策
まち歩き



多世代が繋がる・楽しむ
関戸楽縁祭



皆と一緒に「まち育て」
まち育てネットワーク・関一

第2エリア

連光寺・聖ヶ丘地区 エリア別小地域福祉活動計画



地域の状況

(令和5年1月1日現在)

地域概要：既存地域と新規開発による戸建てや集合住宅が混在している地域。高齢化が進行しているが、地域活動が活発で、自治会・住宅管理組合の通いの場や見守り活動等も行われており、学校や企業等との連携も広がっている。

自治会数：16団体・住宅管理組合数：6団体 ふれあい・いきいきサロンの数：16カ所
子ども食堂数：1カ所



アンケートからみる地域課題 (第5次多摩市地域福祉活動計画アンケートより抜粋)

Q. お住いの地域の課題は何ですか？

- 1位：日常の防災や災害時の対応
- 2位：高齢者・障がい者への支援
- 3位：空き家や公共施設などの都市整備
：ケアラー（介護者）に関する課題
- 4位：買い物等の生活支援

Q. これからの福祉は何に重点を置くべきですか？

- 1位：高齢者を対象とした福祉活動
- 2位：子育て支援活動
- 3位：障がい者を対象とした福祉活動
- 4位：防災・災害支援活動
- 5位：生活困窮者への支援



地域からの「声」や地域の「強み」

- ・住民による見守り活動や、サロン・老人クラブなど地域活動が活発に行われている。
- ・学校や近隣の商店街、福祉事業所との連携が広がっている。
- ・新しいコミュニケーション手段に関する関心や取得に意欲的である。
- ・地域活動は楽しくできることが大切。
- ・若い世代が入ってきてくれるような、まちをつくっていく必要がある。
- ・近隣にスーパーやコンビニが少なく、買い物に行くのが大変である。
- ・自治会を退会する人が増えており、役員の担い手探しが困難である。
- ・現役世代は仕事が忙しく、なかなか地域活動に参加できず、若い世代や現役世代が集まれる場や交流できる場が少ない。
- ・全世代が関わられるような行事が減ってしまい、世代間交流が少ない。



こんなことに取り組みます！



目標1：様々な年代の人や団体と連携し、困った時に支えあえる地域にしよう

- 市民と地域にある様々な団体が交流する機会や連携した取り組みづくりを進めていきます。
- 地域課題や困りごとを話し合える機会を設け、住民活動の取り組みにつなげていきます。

目標2：色々なツールを使って、多世代とつながりあえる地域にしよう

- 大学などと連携し、SNS など新たなコミュニケーションツールを学べる機会を設け、地域活動に活かしていけるように支援します。
- SNSなどを活用し、若い世代との交流や情報交換できる場を設け、つながりづくりを進めていきます。



書き出してみましょう！

★わたしたちにできること（個人・団体など）




連光寺・聖ヶ丘地域福祉推進委員会 活動概要

地域福祉推進委員会の概要

- ★設立：平成20年7月 ★開催日：奇数月の最終土曜日
- ★拠点：多摩市立聖ヶ丘コミュニティセンター（ひじり館）
- ★構成：自治会、住宅管理組合、民生・児童委員、老人クラブ、ふれあい・いきいきサロン、コミュニティセンター（福祉部）、聖ヶ丘子ども・おとしより見守り隊、多摩大学、東部地域包括支援センター、ゆいま～る聖ヶ丘、多摩桜の丘学園、デイサービス聖ヶ丘、あいグループホームどんぐり 連光寺児童館、聖ヶ丘学童クラブ、放課後等デイサービスメロディ、小規模多機能施設かりん等

主な活動：自治会グループ、高齢者支援、子育て支援、学校連携、イベント企画等グループによる活動、団体間の情報共有、講座の開催、SNSによる情報発信、広報紙の発行等

◆YouTubeを通して福祉を学んでみませんか？

～  **れんひじユーチューブ・チャンネル**～

地域住民の方と一緒につくるこの YouTube チャンネルでは、福祉と言われている分野をもう一度原点から見直して勉強し直し、将来の福祉はどうあるべきなのか。あるいは、どう変わっていくのかを、できれば皆さんと一緒に考えていきたいとの想いから始めました。

私たちと福祉の未来について考えてみませんか？

取り上げて欲しい人物・事柄などありましたらお気軽にお問合せください。

ご連絡お待ちしております。



第3エリア

桜ヶ丘地区 エリア別小地域福祉活動計画



地域の状況

(令和5年1月1日現在)

地域概要：聖蹟桜ヶ丘駅の南側と永山駅の北側にかけて広がる地区。北側は高台になっており戸建て群が立ち並び、映画のロケ地としても有名。高齢化により空き家も増えているが、近年は若い世代の入居が増えている。

自治会数：5団体・住宅管理組合数：0団体 ふれあい・いきいきサロン数：2カ所
子ども食堂数：0カ所



アンケートからみる地域課題 (第5次多摩市地域福祉活動計画アンケートより抜粋)

Q. お住いの地域の課題は何ですか？

- 1位：日常の防災や災害時の対応
- 2位：近隣住民同士の交流
：防犯や治安に関する課題
- 3位：空き家や公共施設などの都市整備
：ケアラー（介護者）に関する課題

Q. これからの福祉は何に重点を置くべきですか？

- 1位：高齢者を対象とした福祉活動
- 2位：子育て支援活動
- 3位：生活困窮者への支援
- 4位：障がい者を対象とした福祉活動
- 5位：防災・災害支援活動



地域からの「声」や地域の「強み」

- ・自治会・町会、老人クラブなどの活動が活発に行われている。
- ・建替えにより、若い世代の入居が増え、元気のある街になってきた。
- ・小学校区が3つに分かれていて同世代の親子が地域の中で顔を合わせる機会が少ない。
- ・アニメ映画のロケ地として観光スポットになっており、地方から訪れるファンも多い。
- ・高台にあるため、見晴らしのよいスポットが多数存在している。
- ・戸建てが多い特徴から、自治会・町会ごとに災害対策が取られている。
- ・住民の高齢化に伴い、施設入所する方や転居される方が多く、空き家問題も出ている。
- ・敷地面積の広い住宅が多く、ご近所の様子がわかりにくい。
- ・住民活動の拠点となる集会所が高台に一ヶ所しかなく、そこへの移動が困難な高齢者もいる。



こんなことに取り組みます！



目標1：いざという時に多世代・多団体が連携して力を発揮できる地域にしよう

- 情報共有や連携の場づくりを通して自治会・町会を超えて助けあえる地域を目指します。
- SNS 媒体も活用しながら多世代がつながり合える地域を作っていきます。
- 学区の違う子ども達・親世代が交流する機会を設け、地域での子どもたちの見守りにつなげます。

目標2：高齢になっても、やり甲斐・生き甲斐を持って自由に参加できる地域にしよう

- 空き家を活用するなどして、地域交流スペースの開拓を進めます。
- 外出が困難な方も参加できるよう SNS などの活用に取り組みます。



書き出してみましよう！

★わたしたちにできること（個人・団体など）



桜ヶ丘まちネット 活動概要
（桜ヶ丘地区地域福祉推進委員会）

地域福祉推進委員会の概要

- ★設立：平成23年3月 ★開催日：原則年4回
- ★拠点：多摩市立桜ヶ丘コミュニティセンター（ゆう桜ヶ丘）
- ★構成：自治会・町会、老人クラブ、ふれあい・いきいきサロン、桜ヶ丘元気アップ会、桜ゆうゆう会、コミュニティセンター、桜ヶ丘児童館、民生・児童委員、青少協地区委員会、桜ヶ丘いきいき元気センター、桜ヶ丘駐在所、防犯パトロール、西部地域包括支援センター等

主な活動：講座の開催、サロン活動、広報紙の発行、世代間交流事業、まち歩き等

◆桜ヶ丘地区の活動紹介



サロンで文化祭
（油絵・水彩画・レース編み・
絵手紙・鎌倉彫・七宝焼きなど）



多摩消防署見学
（多世代交流）



桜ヶ丘ビューポイント巡り
（介護予防）

第4エリア

百草団地周辺地区エリア別小地域福祉活動計画



地域の状況

(令和5年1月1日現在)

地域概要：多摩市と日野市にまたがる百草団地では高齢化率が50%を超えているが、見守りや介護予防、つながりづくり等の活動が活発である。周辺には戸建て住宅もあるが、丘陵地のため坂が多い。

自治会数：3団体・住宅管理組合数：0団体　ふれあい・いきいきサロン数：3カ所
子ども食堂数：0カ所



アンケートからみる地域課題

(第5次多摩市地域福祉活動計画アンケートより抜粋)

Q. お住いの地域の課題は何ですか？

- 1位：高齢者・障がい者への支援
- 2位：日常の防災や災害時の対応
- 3位：空き家や公共施設などの都市整備
：ケアラー（介護者）に関する課題
：日常の防犯・治安に関する課題

Q. これからの福祉は何に重点を置くべきですか？

- 1位：高齢者を対象とした福祉活動
- 2位：障がい者を対象とした福祉活動
- 3位：子育て支援活動
- 4位：防災・災害支援活動
：生活困窮者支援



地域からの「声」や地域の「強み」

- ・百草団地内の子ども数が少なく、多世代の交流が少ない。
- ・一人暮らし高齢者の孤立・孤食が気になる。
- ・新しい入居者との交流の機会が少ない。自治会加入者が少ない。
- ・団地や商店街などの通いの場の活動が活発だが、商店街のスーパーが撤退してしまった。
- ・災害時の要配慮者を含めた防災対策が必要。
- ・見守りや介護予防、つながりづくり等の活動が活発である。
- ・近隣大学のボランティアサークルと連携した活動がある。



こんなことに取り組みます！



目標1：誰もが安心して暮らせるように、ゆるやかに見守りあえる地域にしよう

- 様々な団体と連携し、地域課題解決に向けた取り組みを行います。
- 自主防災組織[※]を中心に勉強会やLODEなどを活用し、地域の防災力とつながりの強化を図ります。

目標2：多世代交流を促進して、つながりあう地域にしよう

- 多世代交流が出来る機会をつくります。
- 多団体と情報共有し、連携していきます。



書き出してみましよう！

★わたしたちにできること（個人・団体など）



**三方の森ふれんど 活動概要
（百草団地周辺地区地域福祉推進委員会）**

地域福祉推進委員会の概要

- ★設立：平成27年7月 ★開催日：偶数月の第4木曜日
- ★拠点：多摩市立三方の森コミュニティ会館
- ★構成：自治会、老人クラブ、ふれあい・いきいきサロン、自主防災組織、介護予防リーダー、百草団地周辺地区保護者、なな山緑地の会、東寺方児童館、愛生苑、啓光福祉会、民生・児童委員、西部地域包括支援センター、帝京大学ボランティアサークル等

主な活動：参加団体による情報交換、社会福祉法人と連携した定例食事会、講座の開催、世代間交流事業、大学生と連携した交流事業、広報紙の発行等

◆三方の森ふれんどの活動紹介



近隣大学との交流事業
（多世代交流）



なな山緑地自然観察
（多世代交流）



普及啓発講座

第5エリア

愛宕地区 エリア別小地域福祉活動計画



地域の状況

(令和5年1月1日現在)

地域概要：昭和47年から入居が開始され、高齢化率が高い。丘陵地に集合住宅が多く立ち並び、エレベーターの無い団地も多く、ミニバスが通っている。都営団地の建て替えや移転も始まっている。

自治会数：7団体・住宅管理組合数：5団体 ふれあい・いきいきサロン数：1カ所
子ども食堂数：1カ所



アンケートからみる地域課題 (第5次多摩市地域福祉活動計画アンケートより抜粋)

Q. お住いの地域の課題は何ですか？

- 1位：日常の防災や災害時の対応
- 2位：高齢者・障がい者への支援
：地域で孤立してしまうこと
：近隣住民同士の交流
：失業者や生活困窮者に関する課題

Q. これからの福祉は何に重点を置くべきですか？

- 1位：高齢者を対象とした福祉活動
- 2位：子育て支援活動
：障がい者を対象とした福祉活動
- 3位：生活困窮者の支援
- 4位：防犯・見守り活動



地域からの「声」や地域の「強み」

- ・愛宕地区は多くの団地で高齢化率が40%以上を超える。60%を超える団地もある。
- ・商店街からスーパーが撤退して、買い物が不便。移動販売がその需要を支えている。
- ・かえで館、あたご連協等、地域交流の基盤が地域福祉推進委員会以外にもあり、地域内でまつりや運動会など住民同士の交流を大切にしており、活動の歴史が長い。
- ・団地はエレベーターがなく、足や腰の悪い高齢者の外出の妨げとなっている。また、丘陵地特有の坂道が多い地域で、集いの場や活動拠点に行くための移動手段が課題である。
- ・今後、団地の建替えと移転を控えており、住民の多くが、生活環境が変わっていく。
- ・老人クラブ等、既存住人の交流は盛んだが、新旧住民の交流は少ない（自治会加入率減少）。

第6エリア

馬引沢・諏訪地区 エリア別小地域福祉活動計画



地域の状況

(令和5年1月1日現在)

地域概要：馬引沢は生産緑地の残る既存の地域で、諏訪はニュータウンとして造成された集合住宅が多くある。馬引沢と諏訪地区では居住形態も高齢化率も異なる。諏訪地区では民間の大規模マンションや、都営団地の建て替えも行われている。

自治会数：8団体 住宅管理組合数：6団体 ふれあい・いきいきサロン数：10カ所
子ども食堂数：3カ所



アンケートからみる地域課題 (第5次多摩市地域福祉活動計画アンケートより抜粋)

Q. お住いの地域の課題は何ですか？

- 1位：高齢者・障がい者への支援
- 2位：日常の防災・災害時の対応
- 3位：ケアラー（介護者）に関する課題
- 4位：地域での孤立
：近隣住民同士の交流

Q. これからの福祉は何に重点を置くべきですか？

- 1位：高齢者を対象とした福祉活動
- 2位：子育て支援活動
- 3位：障がい者を対象とした福祉活動
- 4位：防犯・見守り活動
- 5位：地域での自助・相互活動への支援



地域からの「声」や地域の「強み」

- ・子ども・誰でも食堂や学習支援などを行っている団体などが商店街などで増えている。
- ・地域のために動きたいと考えている人は結構いる。もっと気軽に地域活動に参加できるような仕組みができると良い。
- ・余計なことはしない！という空気を変えたい！
- ・自治会・管理組合の役員の担い手がいない。
- ・世代間や地域の様々な団体同士のつながりが希薄。
- ・コミュニティセンター（地域活動の拠点）がない。



こんなことに取り組みます！



目標1：多様な世代・団体がつながり、協働する地域にしよう

- 顔の見える関係を築くために、地域のイベントなどを通して住民や団体などがつながる機会をつくります。
- 地域福祉推進委員会の情報交換から立ち上がった「見守りウォーキング」を継続しながら、防犯を通じて地域のつながりをつくります。

目標2：SNSを活用し、地域の活性化を目指そう

- タイムリーな情報を市民に届けられるよう、SNSを活用した情報発信します。



書き出してみましょう！

★わたしたちにできること（個人・団体など）



馬引沢・諏訪地区地域福祉推進委員会 活動概要

- ★設立：平成22年4月 ★開催日：偶数月の第3土曜日
- ★拠点：多摩市立諏訪福祉館等
- ★構成：自治会・管理組合、ふれあい・いきいきサロン、民生・児童委員、老人クラブ、青少年問題協議会地区委員会、児童館、学童クラブ、小・中学校、どんぐりパン、ハーモニークラブ、+laugh(アンドラフ)、馬引沢団地ボランティアクラブ、自立ステーションつばさ、トレーニングスタジオエスト、東部地域包括支援センター、多摩市若者会議等

主な活動：見守りウォーキング、地域の魅力再発見まち歩き、広報紙の発行、SNS（インスタグラム）による情報発信等

◆馬引沢・諏訪地区地域福祉推進委員会の活動紹介

まひきー



「得意なものもないし、地域活動と言われても・・・」という方も多いのではないのでしょうか？地域で活動するって特別なことではなく、日頃やっていることが活動につながっていきます。いつでも始められる地域活動！いつやるか？今でしょ！（ひと昔前・・・？）

ぜひ、僕たちと一緒に馬引沢・諏訪で「はじめの一步」を踏み出そうよ！

皆さまから Instagram に掲載する地域のイベント情報などを募集しています！



すわーに



第7エリア

永山地区 エリア別小地域福祉活動計画



地域の状況

(令和5年1月1日現在)

地域概要：ニュータウンの初期入居から50年が経過し、高齢化の進行や建物等の老朽化もみられる。商店街には、見守り相談窓口や福祉系の団体などの通いの場もあり、サロンなど住民主体の活動も活発。

自治会数：6団体・住宅管理組合数：23団体 ふれあい・いきいきサロン数：14カ所
子ども食堂数：1カ所



アンケートからみる地域課題 (第5次多摩市地域福祉活動計画アンケートより抜粋)

Q. お住いの地域の課題は何ですか？

- 1位：日常の防災や災害時の対応
- 2位：高齢者・障がい者への支援
- 3位：近隣住民同士の交流
：ケアラー（介護者）に関する課題
- 5位：買い物の困難等の生活課題

Q. これからの福祉は何に重点を置くべきですか？

- 1位：高齢者を対象とした福祉活動
- 2位：子育て支援活動
- 3位：防災・災害支援活動
- 4位：地域での助けあい活動・自助活動
- 5位：生活困窮者の支援



地域からの「声」や地域の「強み」

- ・高齢化率が高く、独居高齢者も多い。活動の担い手も高齢化しており、次世代にどう関わってもらえるかが課題。
- ・エレベーターのない5階建て団地からは、足腰が弱くなり、外出したいが不安という声がある。
- ・男性が行きやすい集いの場が少ない。
- ・サロンなどの集いの場が多くあり、活動が活発な地域。
- ・防災連絡会を通して、小学校区域ごとに住民のつながりができている。
- ・コミュニティセンター（地域活動の拠点）がない。



こんなことに取り組みます！



目標1：市民や様々な団体が連携して、災害時も含め助けあえる地域にしよう

- 自治会・管理組合単位、ボランティア単位での助けあいの仕組みづくりを支援します。
- 災害時要配慮者について、日頃からの見守りや助けあいの活動につなげていけるよう、取り組みを進めます。

目標2：地域活動に新たな参加者や担い手を増やし、誰もが取り残されない地域にしよう

- 様々な課題を抱える住民の理解のための学習の機会を設けます。
- オンラインの活用などを通して、次世代や課題を抱える住民の地域参加を進めます。



書き出してみましよう！

★わたしたちにできること（個人・団体など）



**福祉のネットワーク永山 活動概要
（永山地区地域福祉推進委員会）**

地域福祉推進委員会の概要

- ★設立：平成21年2月 ★開催日：奇数月の第3土曜日
- ★拠点：多摩市立諏訪福祉館等
- ★構成：自治会・住宅管理組合、ふれあい・いきいきサロン、民生・児童委員、介護予防リーダー、放課後子ども教室、地区内小中学校、児童館、NPO 法人福祉亭、ほっとセンター多摩、ワークセンターつくし、中部地域包括支援センター、中部高齢者見守り相談窓口、ネコサポステーション等

主な活動：瓜生小地区防災組織担当者連絡会、永山小・多摩永山中地区防災情報連絡会、まち歩き、健康散歩（見守りウォーキング）、体操サロン、広報紙の発行等

◆永山地区防災連絡会の活動紹介

永山には、小学校を拠点とした、防災連絡会が2団体あり、地域の顔の見える関係づくり、いざという時に助けあえる地域づくりを進めています。また、高齢化への対策から健康づくりに力を入れ、まち歩きや体操サロン、居場所づくりなどの活動を行っています。今後、若い世代や定年後の地域活動参加を促していけるような取り組みも考えていきます。身近な地域でのつながりづくり、始めてみませんか。



避難所運営訓練



まち歩き

第8エリア

貝取・豊ヶ丘地区 エリア別小地域福祉活動計画



地域の状況

(令和5年1月1日現在)

地域概要：自治会や管理組合が多いが横の連携が希薄。団地では防災を切り口に見守りやサロン活動が活発。歩車分離による、高齢者の移動・買物等の課題がある。

自治会数：8団体・住宅管理組合数：24団体 ふれあい・いきいきサロン数：20カ所
子ども食堂数：1カ所



アンケートからみる地域課題 (第5次多摩市地域福祉活動計画アンケートより抜粋)

Q. お住いの地域の課題は何ですか？

- 1位：高齢者・障がい者への支援
- 2位：日常の防災や災害時の対応
- 3位：ケアラー（介護者）に関する課題
- 4位：空き家や公共施設などの都市整備
- 5位：近隣住民同士の交流

Q. これからの福祉は何に重点を置くべきですか？

- 1位：高齢者を対象とした福祉活動
- 2位：子育て支援活動
- 3位：障がい者を対象とした福祉活動
：防災・災害支援活動
- 5位：生活困窮者の支援



地域からの「声」や地域の「強み」

- ・団地単位での防災の取り組みなどが活発に行われている。
- ・サロン活動など、集会所での集まりの活動が活発。
- ・高齢化率が高く、エレベーターのない団地が多い。買い物やゴミ出しなどが困難になっている人も多い。
- ・高齢化により、自治会・管理組合の役員の成り手がいない。
- ・団地間のつながりが希薄である。
- ・歩車分離により、高齢者が道路のバス停まで降りるのが大変。



こんなことに取り組みます！



目標：災害時にも助けあえる地域を目指し、地域での顔見知りの関係を広げます。

- 住民同士が交流できる場づくりを進めます。
 - ・とよよん（豊ヶ丘商店街のコミュニティスペース）などを活用します。
 - ・居場所づくり・顔見知りの関係づくりのための活動を推進します。
 - ・72時間ゲーム（防災ゲーム）を通じて「地域の見守り」を推進します。
- 団地同士のつながりを強め、お互いに助けあえる地域づくり。
 - ・地域福祉推進委員会を活用し、自治会・住宅管理組合間の情報交換を円滑にします。



書き出してみましょう！

★わたしたちにできること（個人・団体など）



ネットワーク貝取・豊ヶ丘きずな 活動概要 （貝取・豊ヶ丘地区地域福祉推進委員会）

地域福祉推進委員会の概要

- ★設立：平成21年6月 ★開催日：奇数月の第2土曜日
- ★拠点：多摩市立貝取コミュニティセンター（貝取こぶし館）
- ★構成：自治会、住宅管理組合、自主防災組織、ふれあい・いきいきサロン、民生・児童委員、主任児童委員、青少年問題協議会地区委員会、コミュニティセンター、地区内小・中学校、豊小おやじの会、とよよんサポーター、中部地域包括支援センター、中部高齢者見守り相談窓口、見守り協力員、UR 都市機構、児童館、多摩市若者会議、ネコサポステーション等

主な活動：自治会・住宅管理組合情報交換会、広報紙の発行、
防災と見守りの関する取り組み（災害図上演習72時間ゲーム）等

◆健幸つながるひろば「とよよん」の紹介

貝取・豊ヶ丘商店街の中に健幸つながるひろば「とよよん」が令和2年9月にオープンしました。
（運営主体：社会福祉法人 楽友会/運営協力：多摩市社会福祉協議会）月水金の10時～15時に開所し、住民サポーターが中心となり、特技を活かした活動や学校・企業と連携した企画等を実施しています。

子どもからシニア世代まで、多世代の居場所・
つながりづくりの場として活動を広げています。
是非、お気軽にお立ち寄りください。



ホームページのQRコード



第9エリア

鶴牧・落合・南野地区 エリア別小地域福祉活動計画



地域の状況

(令和5年1月1日現在)

地域概要：ニュータウン開発時に建てられた集合住宅やタウンハウス、戸建てが混在している地域と、近年開発された多摩センター駅周辺は大規模な企業・マンションが多い。

自治会数：15団体・住宅管理組合数：23団体 ふれあい・いきいきサロン数：20カ所
子ども食堂数：1カ所



アンケートからみる地域課題 (第5次多摩市地域福祉活動計画アンケートより抜粋)

Q. お住いの地域の課題は何ですか？

- 1位：日常の防災や災害時の対応
- 2位：日常の防犯・治安に関する課題
：自治会やそれに類する機能
- 4位：高齢者・障がい者への支援
：近隣住民同士の交流

Q. これからの福祉は何に重点を置くべきですか？

- 1位：高齢者を対象とした福祉活動
- 2位：子育て支援活動
- 3位：防災・災害支援活動
- 4位：障がい者を対象とした福祉活動
- 5位：防犯・見守り活動



地域からの「声」や地域の「強み」

- ・団地・住宅管理組合が多く、サロンなどの通いの場も多い。
- ・自治会・住宅管理組合単位での防災や見守りに関する取り組みが活発。
- ・商店街では、NPOや福祉団体による居場所づくりや活動が活発である。
- ・スマホやSNSに興味はあるけど使い方がわからない。どう始めたらいいの？
- ・安否確認訓練をしたいけど、どうしたらいいかわからない。
- ・高齢化で自治会活動への参加が難しく、役員の担い手が不足している。
- ・高齢者の多い地域と若い世代が多い地域が混在しており、多世代での交流が少ない。



こんなことに取り組みます！



目標1：自治会・住宅管理組合単位での見守り・支えあいの地域づくりを進めよう

- 防災や少子高齢化等、関心の高いテーマの講演会を開催し、地域の状況を知る機会や課題解決に向けた学習の機会を設けます。
- 自治会・住宅管理組合単位で取り組んでいることの情報交換や、地域課題について意見交換をする機会を設けることで、見守り・支えあいの取り組みの活性化につなげます。

目標2：住民と様々な団体が連携して、誰もがつながりあう地域にしよう

- 地域の課題に対して、地域包括支援センター等の専門機関や学校、NPO等の団体と地域住民をつなげます。
- 災害時も地域で連携し、いざという時に助けあえるよう日頃のつながりをつくります。



書き出してみましよう！

★わたしたちにできること（個人・団体など）



ふれあいトムとも 活動概要
（鶴牧・落合・南野地区地域福祉推進委員会）

地域福祉推進委員会の概要

- ★設立：平成23年7月 ★開催日：奇数月の第1土曜日
- ★拠点：多摩市立鶴牧・落合・南野コミュニティセンター（トムハウス）
- ★構成：自治会、住宅管理組合、老人クラブ、ふれあい・いきいきサロン、民生・児童委員、青少年問題協議会、NPO 法人麻の葉、NPO 法人多摩生活サポートセンター、NPO 法人あいファーム、コミュニティセンター（運営協議会・まちづくり部）、NPO 法人アピユイ、NPO 法人わこうど、多摩センター地域包括支援センター等

主な活動：「防災と見守り」をテーマに地域の情報交換、講座の開催、広報紙の発行等

◆鶴牧・落合・南野地区の地域活動紹介
～ふれあい・つながる・地域の輪～



地域の防災訓練の様子
（祭りなどの地域行事も盛ん）



ふれあい・いきいきサロン
（市内で最も多い）



トムハウス
（地域活動の拠点で様々な団体や個人がつながっている）

第10エリア

唐木田・中沢・山王下等地区 エリア別小地域福祉活動計画

(*山王下等には鶴牧1・2.6丁目、落合1丁目を含みます)



地域の状況

(令和5年1月1日現在)

地域概要：小田急多摩センター駅周辺から唐木田駅までの線路に沿った細長いエリア。多摩センター駅周辺はマンションが多く、若い世代が多い。唐木田は歴史のある既存地域で高齢化が進んでいる。企業や病院、福祉施設も多い。

自治会数：7団体・住宅管理組合数：16団体
子ども食堂数：2カ所

ふれあい・いきいきサロン数：5カ所



アンケートからみる地域課題

(第5次多摩市地域福祉活動計画アンケートより抜粋)

Q. お住いの地域の課題は何ですか？

- 1位：日常の防災や災害時の対応
- 2位：高齢者・障がい者への支援
- 3位：道路の段差などの交通対策
- 4位：地域での居場所（子ども～高齢者）
- 5位：既存の活動・行事の継続

Q. これからの福祉は何に重点を置くべきですか？

- 1位：高齢者を対象とした福祉活動
- 2位：障がい者を対象とした福祉活動
- 3位：子育て支援活動
- 4位：防災・災害支援活動
：防犯・見守り活動



地域からの「声」や地域の「強み」

- ・エリア内に大学・高齢者施設・障がい者施設・児童施設等様々な社会資源がある。
- ・エリア全体には企業、ホームセンター、研修センター等があり地域行事や災害時に連携したい。
- ・小学校の放課後教室など、地域と小・中学校・児童館と連携して活動している。
- ・高齢化により伝統行事の継承ができない。
- ・民間のマンションも増え、既存地域の住民と新しい住民との交流をしたい。
- ・高齢化により、解散した老人クラブがある。
- ・サロンなど地域の通いの場が少ない。



こんなことに取り組みます！



目標1：住民や様々な団体が連携して、居場所を作ろう

- 福祉施設等を活用した地域の居場所をつくります。
- 多世代交流を目的とした居場所をつくります。

目標2：住民や様々な団体と情報共有し、つながり合う地域にしよう

- 近隣の自治会・住宅管理組合等の連携を図り、地域活動の活性化を図ります。
- 災害・防災等をテーマに講演会を開催し、地域の団体や個人がつながる機会をつくります。



書き出してみましょう！

★わたしたちにできること（個人・団体など）



ほっとネットしょうぶ 活動概要
（唐木田・中沢・山王下等地区地域福祉推進委員会）

地域福祉推進委員会の概要

- ★設立：平成27年7月 ★開催日：偶数月の第3土曜日
- ★拠点：多摩市立唐木田コミュニティセンター（からきだ菖蒲館）
- ★構成：自治会・住宅管理組合、民生・児童委員、民生・児童委員協力員、コミュニティセンター、老人クラブ、ふれあい・いきいきサロン、多摩センター地域包括支援センター、唐木田駅前駐在所、大妻女子大学、あいグループホーム
天の川、ゆいま～る中沢、唐木田駅前郵便局、島田療育センター、青少年問題協議会地区委員会等

主な活動：居場所の創出・地域連携に関するグループワーク、大学との連携防災講座、広報紙の発行等

◆ほっとネットしょうぶの活動紹介

住民と様々な団体と情報共有するために・・・施設や企業の紹介をし連携を図り地域の活動につなげます



地域の福祉施設を紹介



近隣大学と連携した防災講座

第9章 計画の実現に向けて

1 推進体制及び進行管理

(1) 計画の普及啓発

本計画の推進にあたっては、地域福祉推進委員会を中心に、市民、自治会・町会・住宅管理組合等、民生委員・児童委員、福祉事業者、行政等と連携し進めていきます。また、広報紙やホームページ、SNS 等を利用し、広く市民へ計画を周知していきます。

地域福祉活動計画の実現に向けて、多摩市社協は、社会福祉法人として自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組む一方で、地域福祉推進の中核的役割を担い、市民、地域活動団体、事業者、行政等との連携・協働を進めながら、地域福祉コーディネーターとしての役割を果たしていきます。

地域でのネットワークづくりに向けた地域住民の話し合いの場づくりを進めるほか、市民の主体的な活動と関わりの中から地域の多様な課題を把握し、必要な支援につなぐなど、課題に対応した事業を展開していきます。

(2) 具体的な計画の推進と進行管理

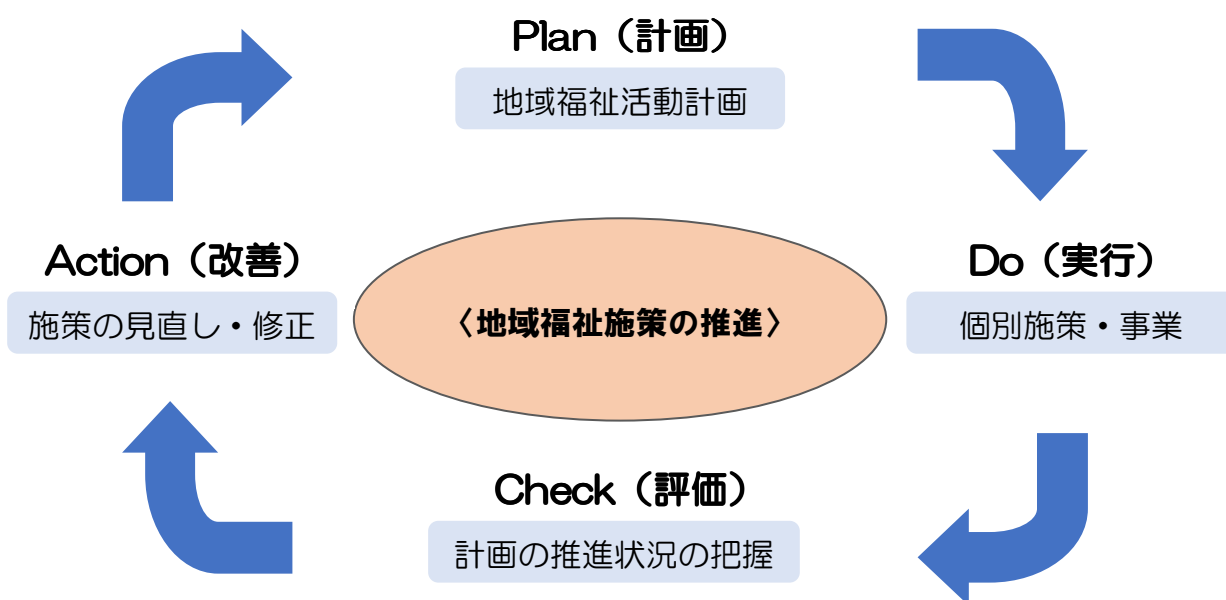
本計画の進行管理は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念に基づき、計画の着実な実行を図るとともに、評価と改善を常に行い、実効性のある計画の推進を目指していきます。

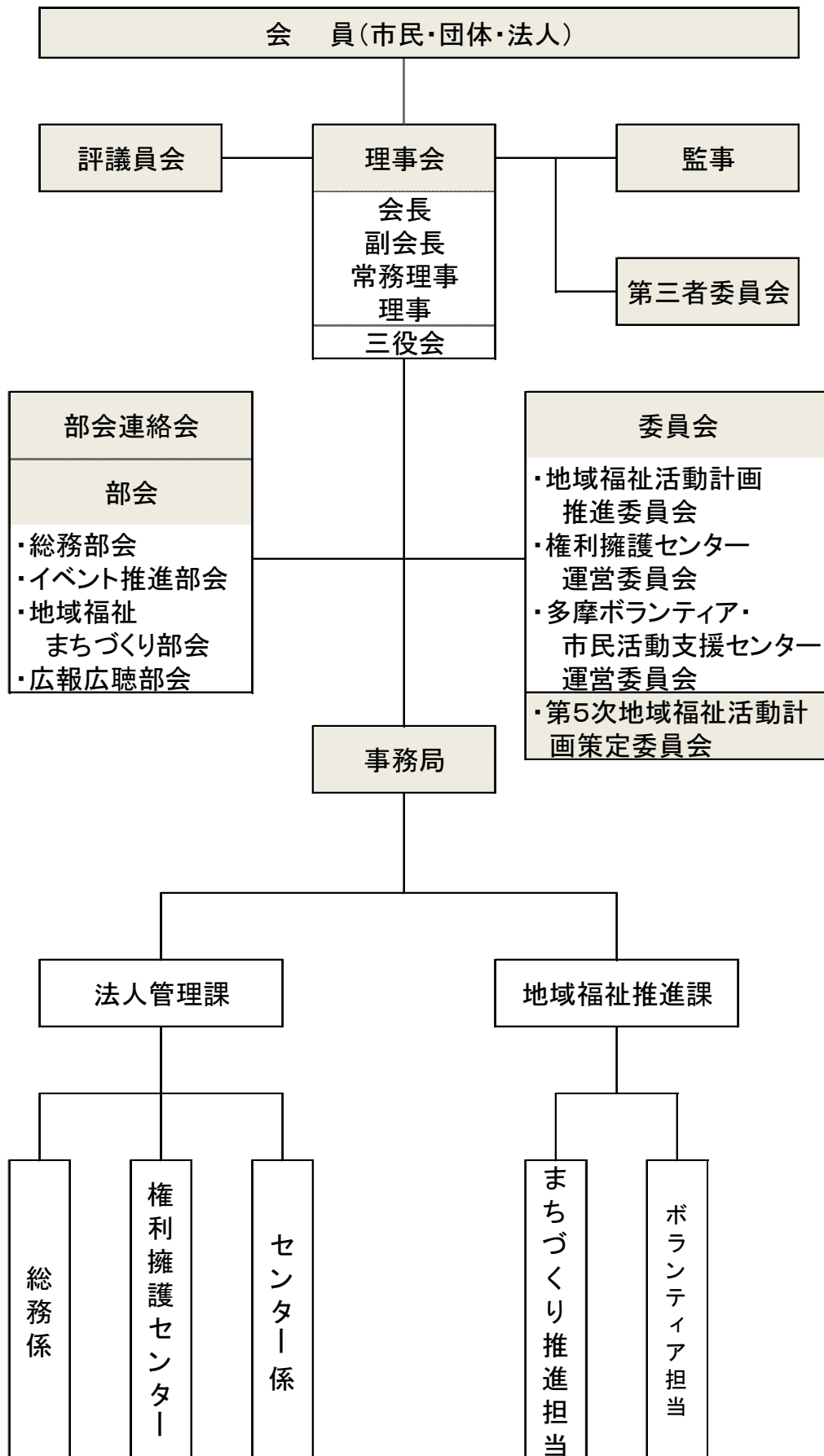
具体的には、本計画の成果と課題を明らかにするために「地域福祉活動計画推進委員会」※において、計画の進捗状況の評価・検証を行い、年度ごとの事業計画を策定していきます。

また、この進行管理においては、限られた財源の中で多摩市社協の使命を果たすため、単に個々事業の改善を行うだけでなく、スクラップ&ビルドの観点から多摩市社協全体の事業について検討を加えていきます。

※地域福祉活動計画推進委員会

地域福祉活動計画における事業の的確な把握及び問題点等の検証を行い、この計画の円滑な推進を確保するために設置する委員会で、計画が理念や目標に向かって実行に移されているか、地域のニーズや変化に対応した取り組みとなっているか、成果を挙げているか等、計画の進捗状況について確認・評価・提言を行う組織です。





資料編

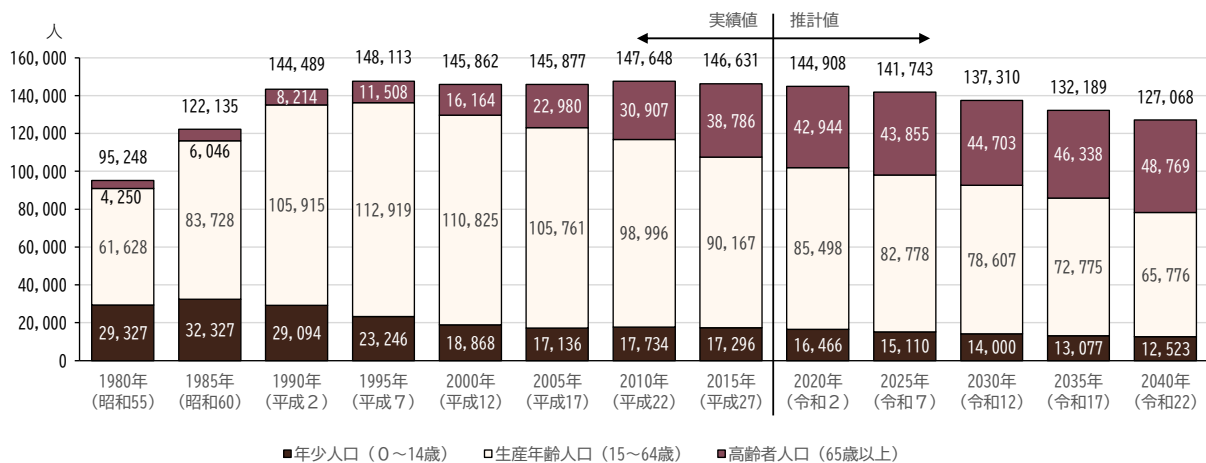
1 統計からみる多摩市の現状

①人口・世帯の状況

本市の人口は、2015（平成27）年から2040（令和22）年にかけて、約2万人減少すると見込まれます。

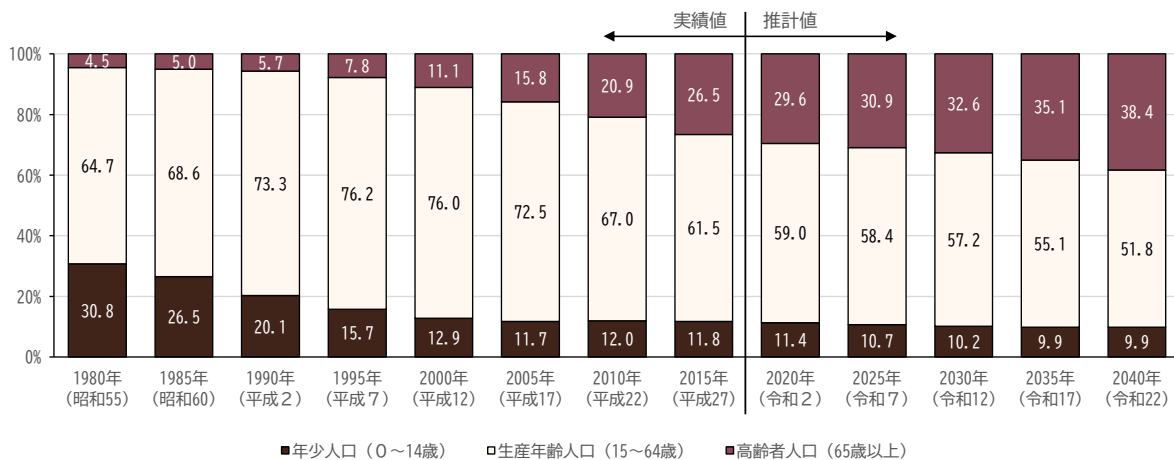
年齢3区分比率では、同期間中、高齢者人口割合のみ増加し、26.5%から38.4%へと11.9ポイント増加すると見込まれます。

■年齢3区分人口の推移・推計



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年）」

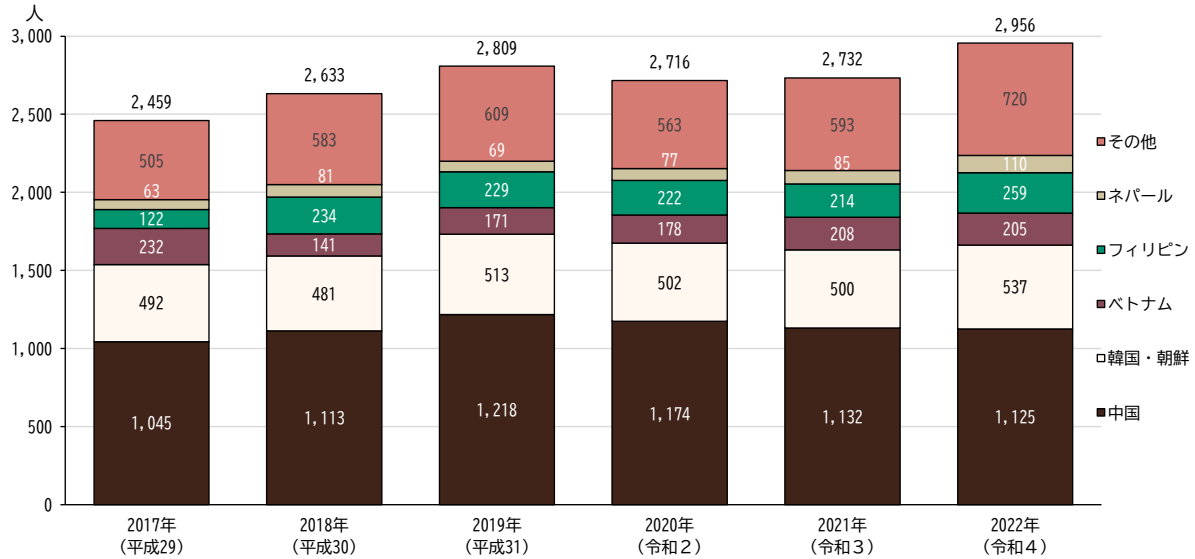
■年齢3区分比率の推移・推計



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年）」

本市の外国人住民人口は、2017（平成29）年から2019（平成31）年にかけて、増加傾向にありましたが、2020（令和2）年には減少しています。国別では、中国及び韓国・朝鮮で全体の6割以上を占めています。

外国人住民人口の推移



資料：東京都総務局統計部（各年10月1日現在）

国籍別外国人人口（上位10位）

国・地域	総数	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	ネパール	台湾	米国	インド	ミャンマー	タイ	その他	前年同月との比較	
													総数	増減数
総数	569,979	225,098	85,752	36,708	33,616	27,349	19,032	19,607	15,547	13,121	7,979	86,170	522,732	47,247
区	475,831	193,743	72,540	27,931	24,857	23,086	16,429	16,024	14,389	11,988	6,450	68,394	435,020	40,811
市	92,747	31,223	13,080	8,514	8,460	4,219	2,589	3,515	1,155	1,111	1,485	17,396	86,408	6,339
八王子市	14,059	5,346	1,803	1,360	1,393	552	319	328	167	157	175	2,459	12,898	1,161
町田市	7,954	2,889	1,014	718	685	181	203	270	145	54	128	1,667	7,244	710
府中市	5,468	1,677	770	429	573	101	188	263	51	67	88	1,261	5,044	424
小平市	5,289	1,695	1,027	351	286	184	129	130	35	64	111	1,277	4,868	421
立川市	5,082	2,097	735	509	404	251	127	158	43	58	42	658	4,699	383
西東京市	4,898	1,976	923	283	317	175	201	166	36	78	66	677	4,680	218
調布市	4,708	1,596	968	347	321	129	175	167	51	59	83	812	4,428	280
三鷹市	3,917	1,137	654	209	178	101	197	357	56	29	61	938	3,527	390
福生市	3,517	522	178	771	393	531	88	110	110	41	116	657	3,386	131
日野市	3,466	1,286	450	337	285	133	61	98	34	104	58	620	3,259	207
武蔵野市	3,253	1,138	459	115	100	197	177	273	63	27	44	660	3,097	156
東村山市	3,239	1,195	458	236	296	255	66	56	12	39	59	567	2,990	249
多摩市	2,956	1,125	537	205	259	110	72	61	66	46	36	439	2,732	224
小金井市	2,919	1,116	273	203	134	239	79	211	24	27	59	554	2,709	210
昭島市	2,912	747	462	316	393	307	48	68	43	54	32	442	2,765	147
国分寺市	2,614	1,165	385	142	109	214	70	94	27	21	31	356	2,565	49
東久留米市	2,346	737	310	175	261	75	53	237	83	24	34	357	2,249	97
青梅市	2,216	328	193	415	453	78	83	66	3	29	60	508	2,002	214
国立市	1,846	674	327	189	75	102	61	83	21	15	22	277	1,666	180
武蔵村山市	1,729	632	141	255	379	27	22	28	2	8	27	208	1,811	△ 82
稲城市	1,607	503	274	110	147	36	37	41	31	21	29	378	1,508	99
羽村市	1,587	218	79	266	267	48	20	53	17	22	17	580	1,399	188
清瀬市	1,380	492	144	102	217	55	33	42	11	13	24	247	1,308	72
狛江市	1,352	392	199	135	131	93	38	53	21	12	35	243	1,305	47
東大和市	1,299	376	212	100	257	31	19	33	1	7	19	244	1,224	75
あきる野市	1,134	164	105	236	147	14	23	69	2	35	29	310	1,045	89

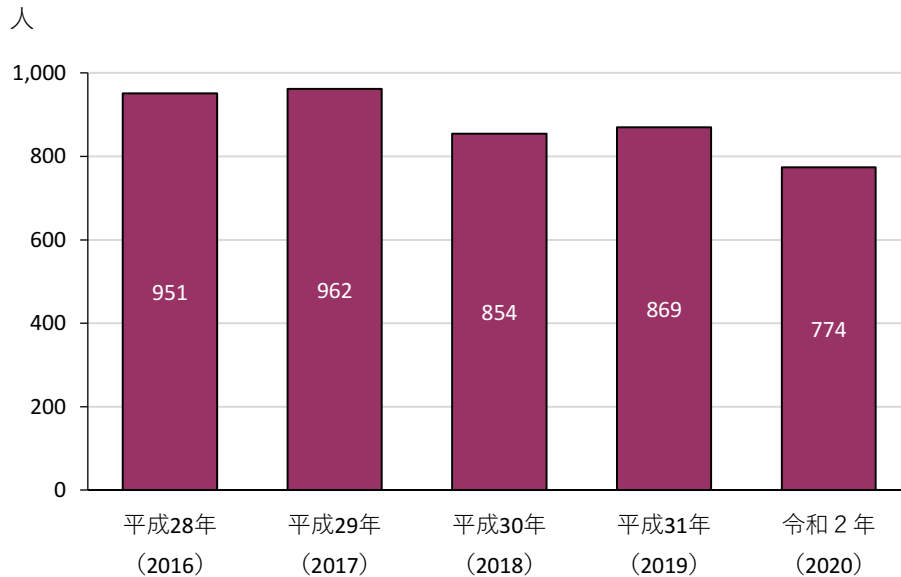
※国籍・地域の名称は在留管理制度に基づく在留カード等の「国籍・地域」欄の表記による。

資料：東京都総務局統計部（2022（令和4）年10月1日現在）

②子どもの状況

出生数の状況については、近年減少傾向にあり、2020（令和2）年では774人となっています。

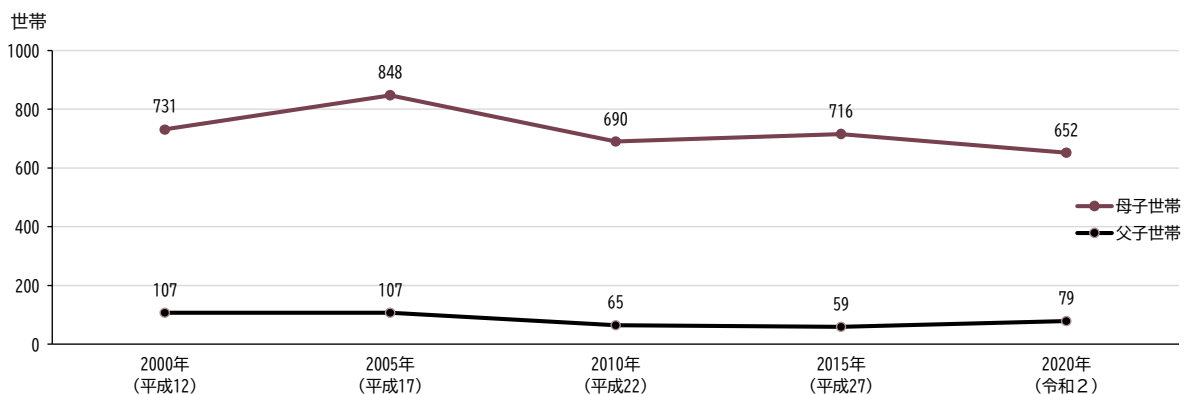
■出生数の推移



資料：統計たま（各年4月1日現在）

ひとり親家庭数については、2000（平成12）年から2020（令和2）年にかけて、母子世帯が731世帯から652世帯に、父子家庭が107世帯から79世帯に推移しています。

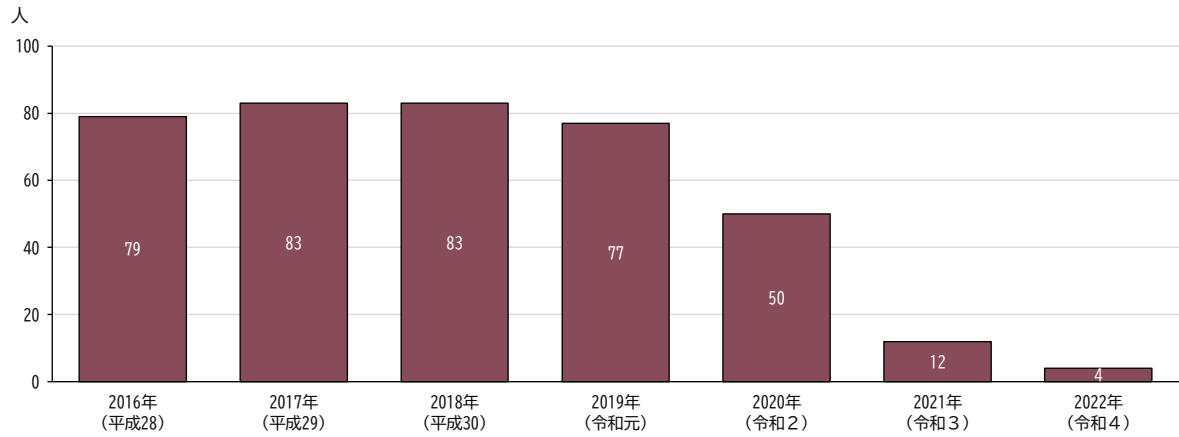
■ひとり親家庭数の推移



資料：国勢調査

認可保育所等の待機児童数は、2018（平成30）年までは80人前後で推移していましたが、2019（平成31）年以降は減少で推移し、令和4年では4人となっています。

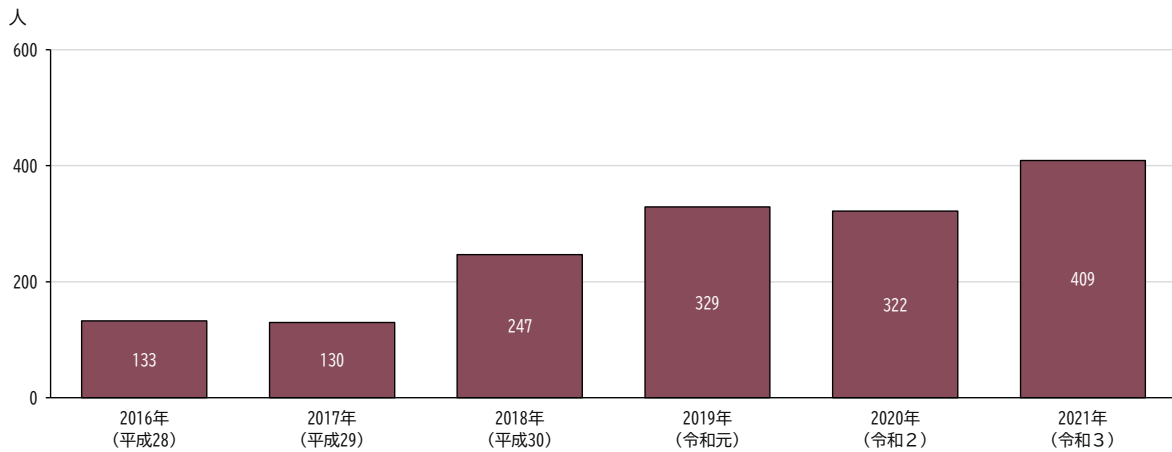
■認可保育所等の待機児童状況



資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

新規虐待相談件数については、2016（平成28）年から2021（令和3）年にかけて、133件から409件に増加しています。

■新規虐待相談件数の推移

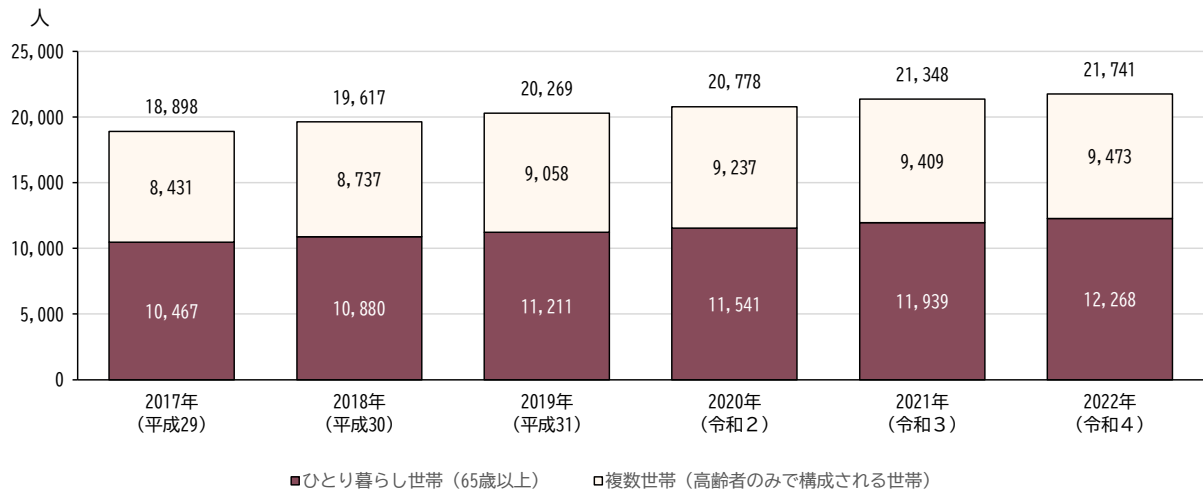


資料：多摩市子ども家庭支援センター

③高齢者の状況

2017（平成29）年から2022（令和4）年にかけて、ひとり暮らし世帯（65歳以上）及び複数世帯（高齢者のみで構成）の数は増加傾向にあります。

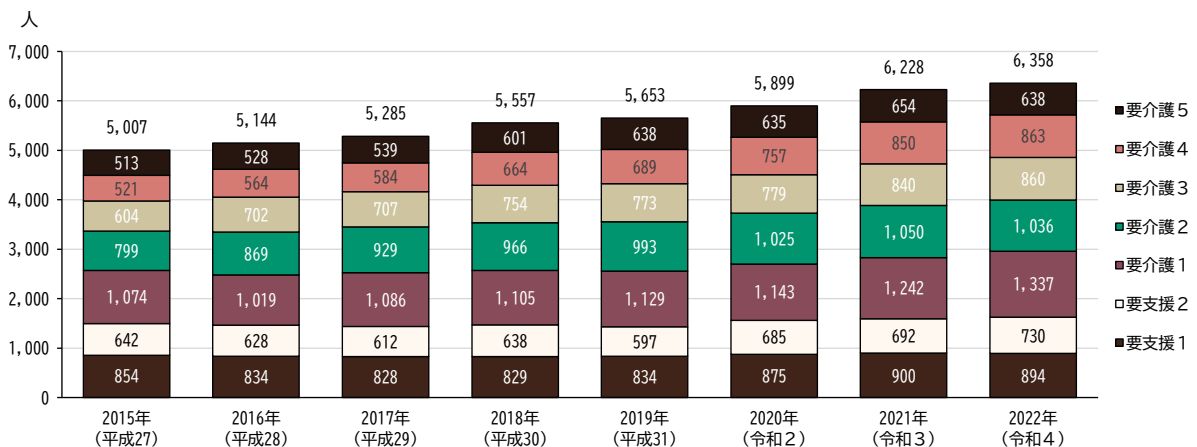
■高齢者世帯の推移



資料：住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

2015（平成27）年から2022（令和4）年にかけて、要支援・要介護認定者数はいずれの介護度も増加傾向にあり、同期間中に、総数では1.27倍に増加しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険課（各年4月1日現在）

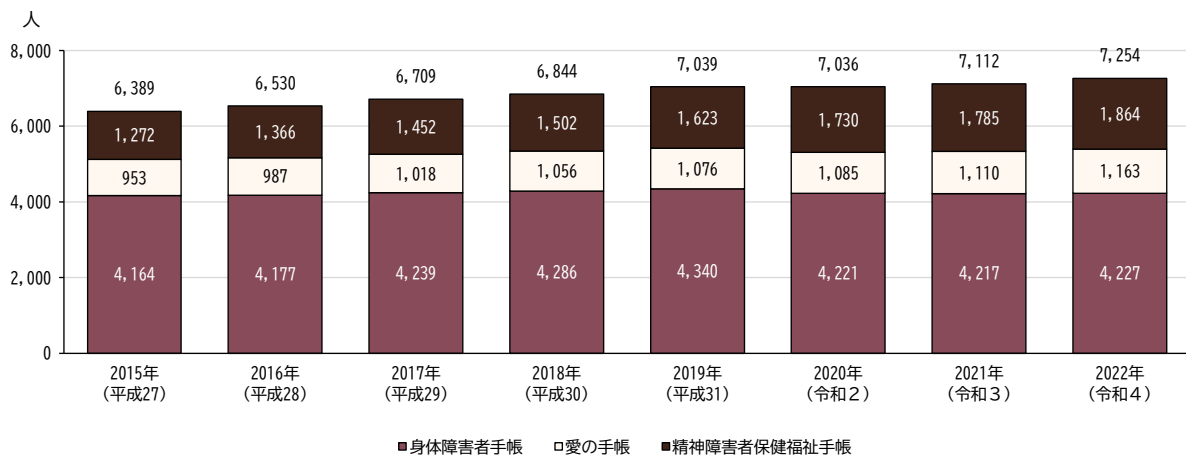
④障がい者の状況

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和4年4月現在、7,254人となっています。このうち、身体障害者手帳所持者が4,227人で全体の約6割を占めており、愛の手帳（知的障がい者・児が対象）所持者が1,163人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,864人となっています。

年齢別に各手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者では65歳以上が約7割を占めています。愛の手帳（知的障がい者・児が対象）所持者では、18～64歳の人7割以上を占めています。精神障害者保健福祉手帳所持者は、18～64歳の人8割強を占めています。

障害支援区別に手帳所持者数をみると、2018（平成30）年から2022（令和4）年にかけて、特に愛の手帳所持者の支援区分4、精神障害者保健福祉手帳の支援区分2、3が大きく増加しています。

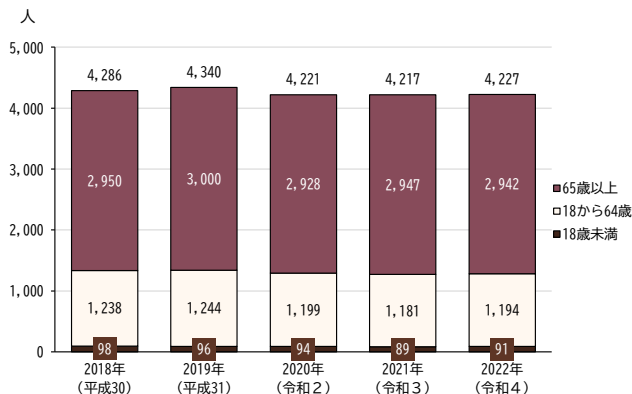
■障がい者手帳所持者数の推移



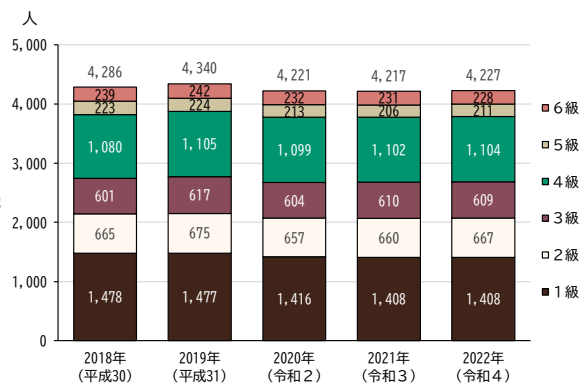
資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

■身体障がい者手帳所持者数の推移

【年齢別】

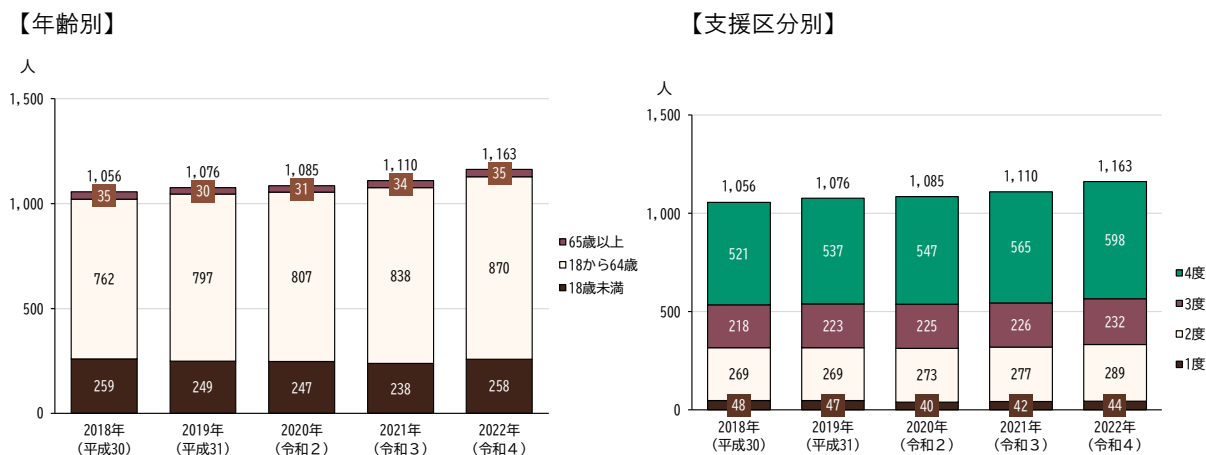


【支援区分別】



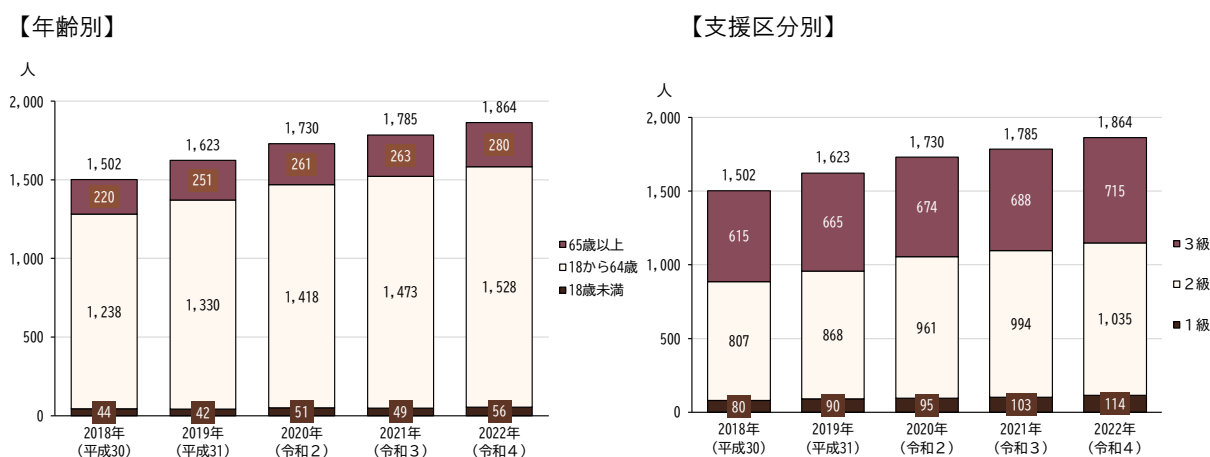
資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

■知的障がい者『愛の手帳』（東京都療育手帳）所持者数の推移



資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

■精神障がい者手帳所持者数の推移

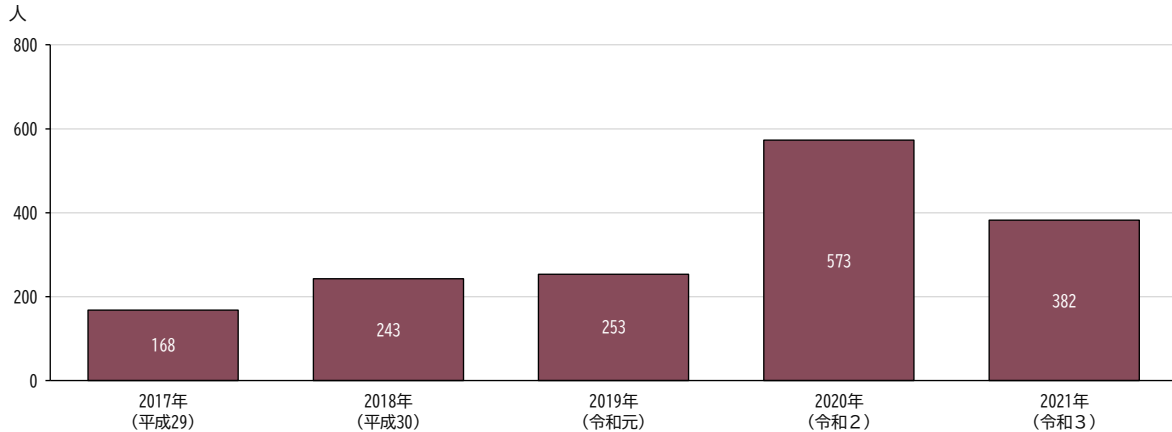


資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

⑤生活困窮者・生活保護の状況

2020（令和2）年、生活困窮者等自立相談支援事業※における新規相談受付数は、2019（令和元）年と比べて2倍以上に増加しました。主な相談内容では、「収入・生活費のこと」や「家賃やローンに支払のこと」が大幅に増加しました。

■生活困窮者等自立相談支援事業における新規相談受付数（実人数）



資料：福祉総務課（各年度末時点）

■生活困窮者等自立相談支援事業における主な相談内容

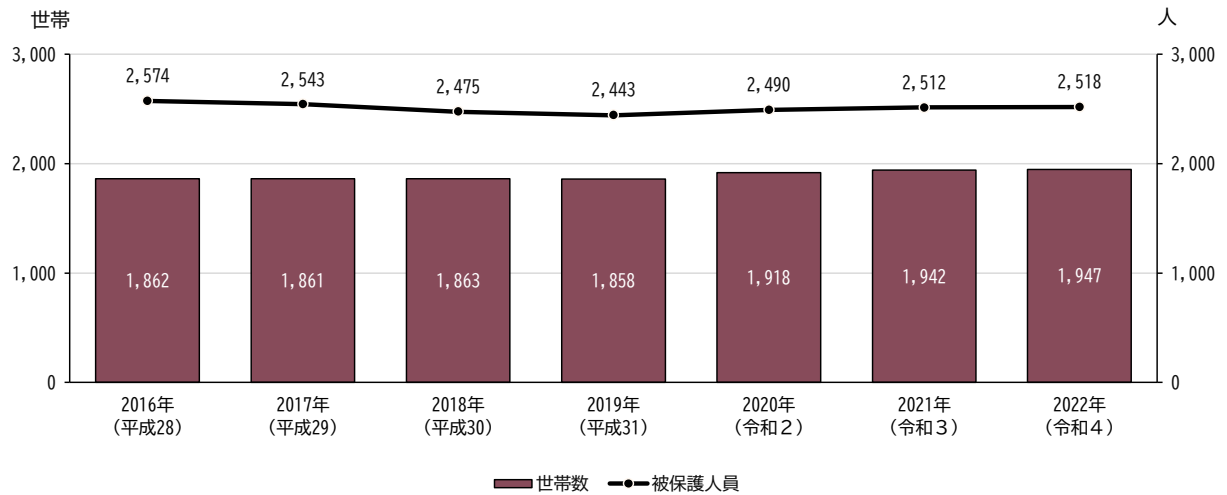
相談内容	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度
収入・生活費のこと	48人	58人	168人	151人	248人	196人
仕事探し・就職について	24人	31人	92人	98人	101人	105人
家賃やローンの支払のこと	13人	6人	52人	66人	309人	146人
住まいについて	16人	16人	60人	67人	111人	80人
税金や公共料金等の支払のこと	6人	7人	48人	35人	74人	43人
病気や健康、障害のこと	5人	5人	64人	58人	53人	61人
債務について	1人	5人	27人	23人	19人	31人
仕事上の不安やトラブル	1人	1人	11人	18人	18人	15人
家族との関係について	2人	6人	26人	29人	24人	33人
ひきこもり・不登校	1人	6人	21人	22人	30人	13人
食べるものがない	1人	0人	4人	5人	6人	11人
その他	14人	27人	39人	21人	70人	15人

※2017（平成29）年度以前は単数回答。2018（平成30）年度以降は複数回答。

資料：福祉総務課（各年度末時点）

生活保護受給世帯数・被保護人員ともに、2019（平成31）年から2022（令和4）年にかけて、わずかな増加傾向となっています。

■生活保護受給世帯数・被保護人員の推移

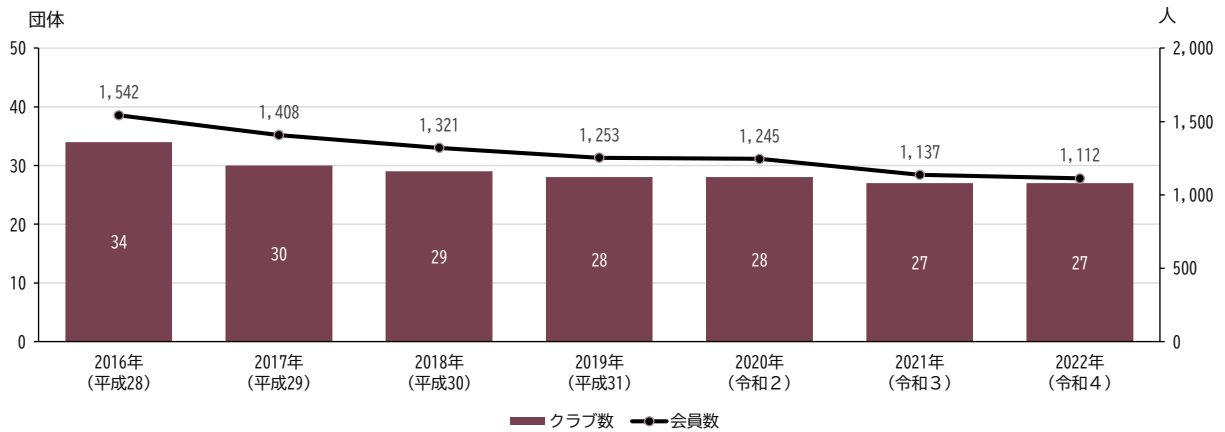


資料：生活福祉課（各年4月1日現在）

⑥老人クラブの状況

2016（平成28）年から2022（令和4）年にかけて、老人クラブ数、会員数ともに減少傾向となっています。

■老人クラブの会員数等の推移

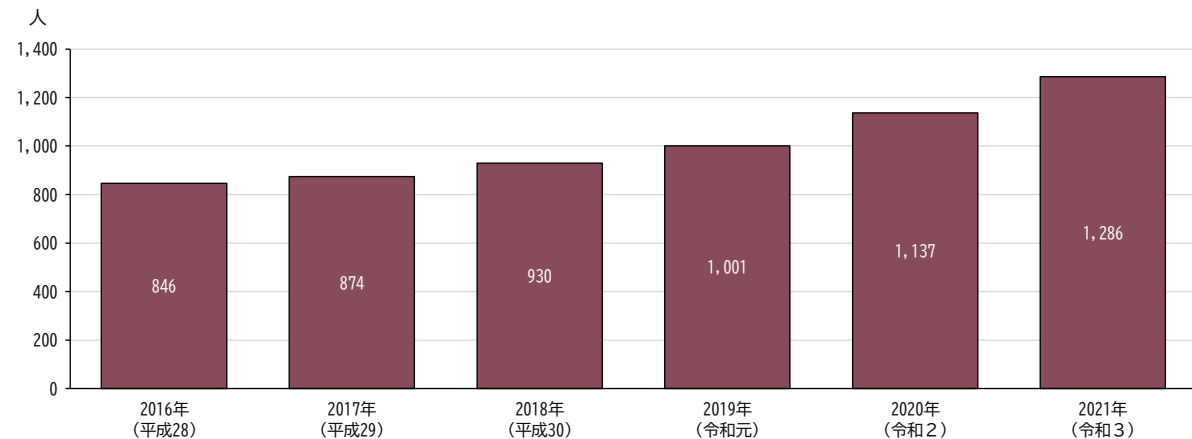


資料：高齢支援課（各年4月1日現在）

⑦シルバー人材センター※の状況

2016（平成28）年から2022（令和4）年にかけて、シルバー人材センター会員数は増加傾向にあり、同期間中に約1.5倍に増加しています。

■シルバー人材センター会員数の推移

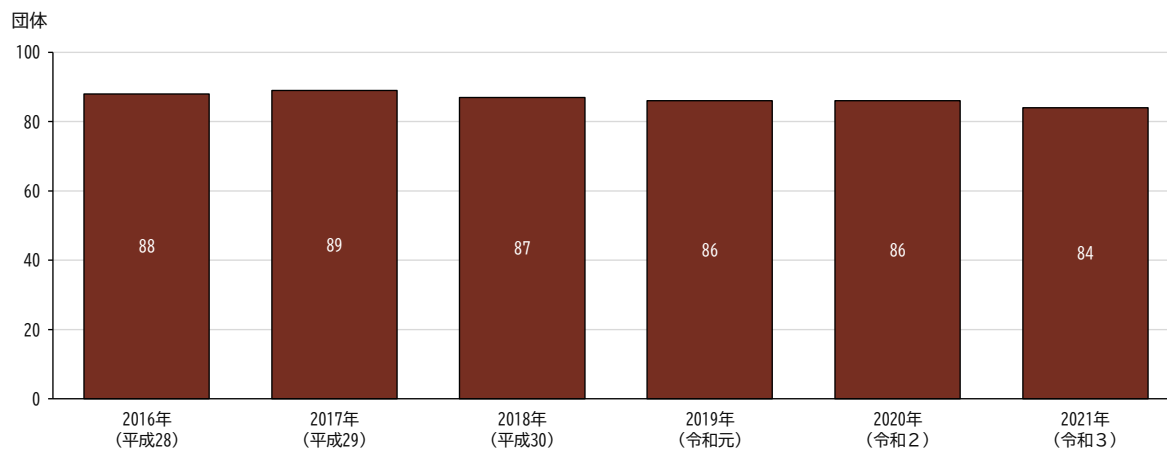


資料：高齢支援課（各年度末現在）

⑧市民活動の状況

2016（平成28）年から2021（令和3）年にかけて、NPO法人数は横ばいで推移しています。

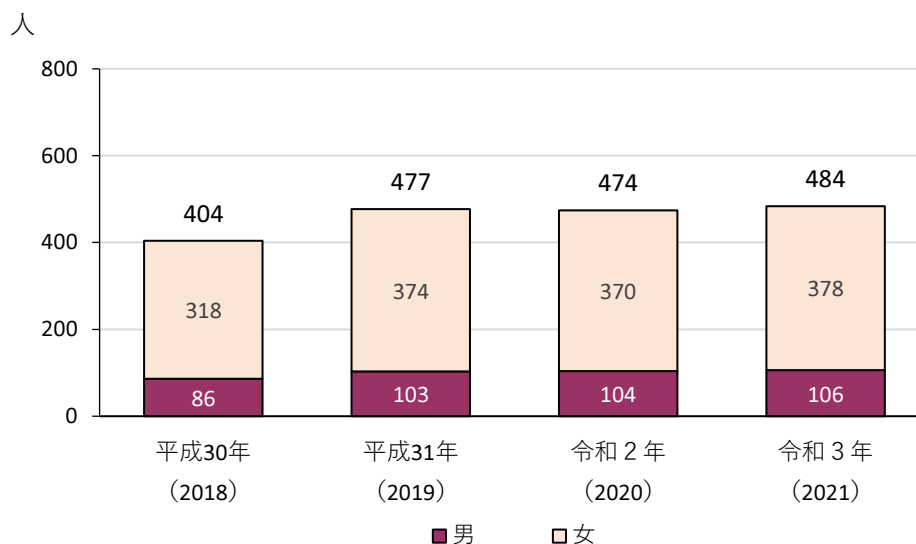
■NPO法人数の推移



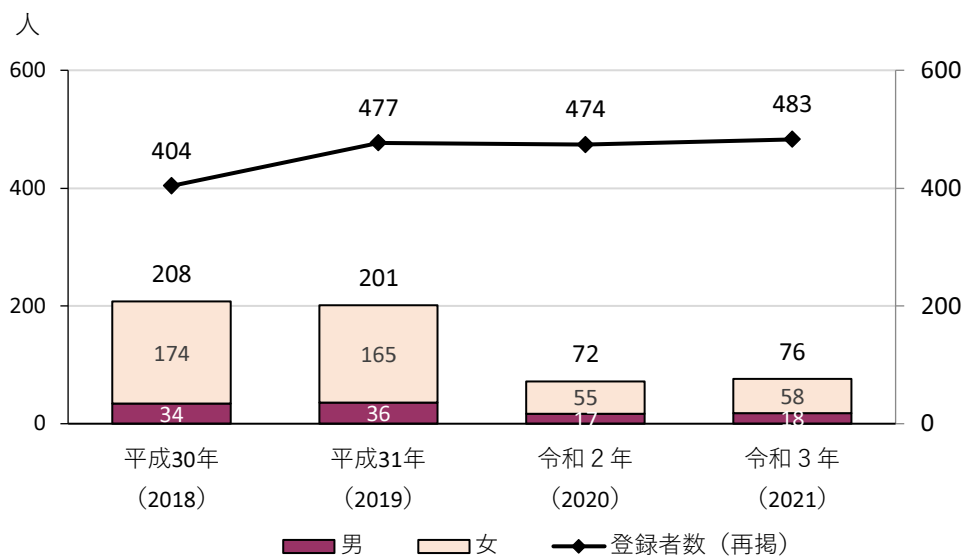
資料：平成28～30：多摩市行政経営報告書
令和元～令和3年：東京都生活文化局「認証NPO法人一覧」（各年12月末現在）
令和4年：東京都生活文化局「認証NPO法人一覧」（8月時点）
（東京都生活文化局ホームページより）

2018（平成30）年から2021（令和3）年にかけて、介護予防ボランティアポイント制度[※]の登録者数は増加傾向にあります。一方、活動申請者は2020（令和2）年以降減少しています。

■介護予防ボランティアポイント制度登録者の推移

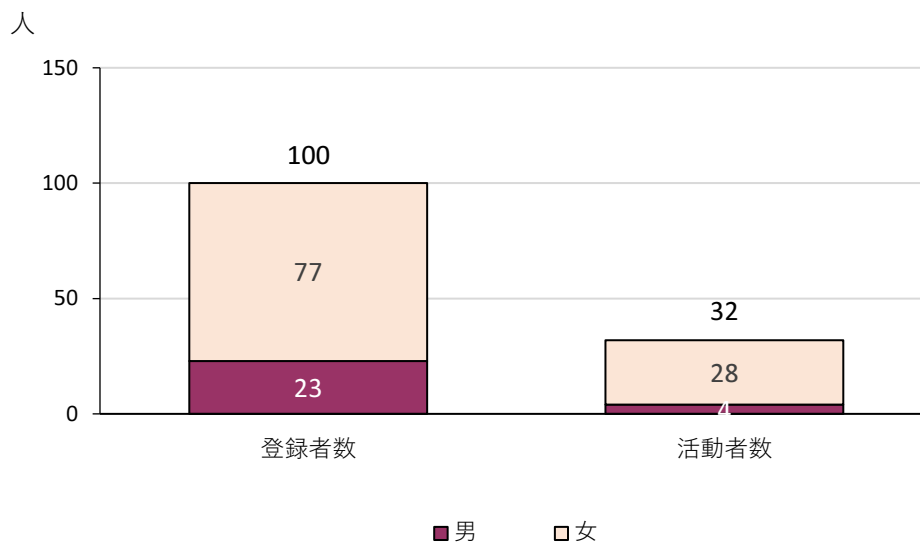


■介護予防ボランティアポイント活動申請者の状況



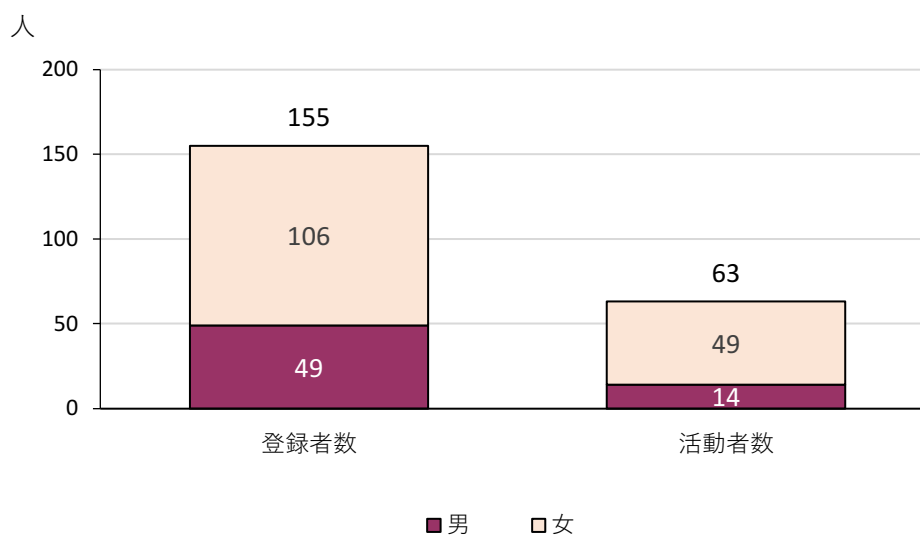
生活サポーター^{*}は 2021（令和 3）年時点で男性 23 人、女性 77 人、計 100 人が登録されており、うち活動割合が男性で 17.4%、女性で 36.4%、合計で 32.0%となっています。

■生活サポーター登録者数及び活動状況（令和 3 年度末時点）



たすけあい有償活動^{*}協力員は 2021（令和 3）年時点で男性 49 人、女性 106 人、計 155 人が登録されており、うち活動割合が男性で 28.6%、女性で 46.2%、合計で 40.6%となっています。

■たすけあい有償活動協力員登録者数及び活動者数（令和 3 年度末時点）



2 アンケート調査集計結果

(1)アンケート調査からみる課題のまとめ

本調査は、市民や地域福祉活動団体、福祉サービス提供者を対象に、地域福祉活動等に関する状況やご意見等を広くお聞きし、多摩市地域福祉計画及び多摩市第5次地域福祉活動計画の策定に反映していくために実施しました。

調査名	対象	配布数	回収数	回収率
市民アンケート調査	・一般市民 ・社協会員、自治会・町会・住宅管理組合役員、地域福祉推進委員会委員、同行援護事業従事者、民生委員・児童委員、生活支援員、たすけあい有償活動従事者	1,550	673	43.4%
地域活動団体調査	・市内で活動する団体	405	246	60.7%
福祉サービス提供者調査	・市内にある福祉サービス事業所	264	105	39.8%

市民アンケート 調査結果

近所付き合いの程度について

- ・全体では約7割の方が町会・自治会・住宅管理組合等に参加していますが、年齢別にみると若い世代で加入率が低い傾向にあります。地区別では第1（関戸・一ノ宮）と第2（連光寺・聖ヶ丘）エリアで加入率が高くなっています。
- ・「現在加入しておらず、今後も入りたいとは思わない」理由については、「加入することで役割や義務が生じるかもしれないから」が最も多く、次いで「会費などの納付を負担に感じるから」、「加入することに利点がないと思うから」となっています。加入することで、身体的・金銭的な負担が増えることを懸念している方が多いと考えられます。

不安や悩み事、地域の問題や課題の相談先について

- ・不安や悩み事、地域の問題や課題の相談先については、7割以上が「いる」となっていますが、女性に比べ男性で「いない」の割合が高くなっています。
- ・相談できる人が「いない」と回答した主な理由については、「誰（どこ）に相談したらよいかわからないから」が約4割と最も多くなっています。

地域の中でのつながりについて

- ・近所付き合いの状況については、「ほとんど近所付き合いをしていない」が約3割となっています。性別にみると、女性に比べ男性でやや多くなっており、年齢別では若い世代で近所付き合いが希薄になっています。
- ・ボランティア活動など社会に貢献する活動への参加希望については、「活動してみたい」、「仕事として（有償）なら活動したい」、「活動してみたいが今は難しい」の参加意欲のある方が約6割となっています。
- ・「活動してみたいが今は難しい」理由については、「活動にかけられる時間が空いてない」や「年齢や体力的な面で活動するのに不安がある」が多くなっています。参加意欲のある方は一定数いるものの、時間的な制限や体力的な不安で参加に結びついていないことが伺えます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響について

- ・新型コロナウイルスの影響については、「友人や家族に会えずにコミュニケーションが不足した」や「様々な行動制限によりストレスがたまった」が多くなっています。
- ・外出や地域・趣味の活動への参加機会については、約8割の方がコロナ以前より減少したと答えています。

災害について

- ・住まいの地域で災害時に支援が必要な方のための助けあいや協力体制があるかについては、「助けあいがあるかどうか分からない」が全体で64.9%、年代別では20～30、50歳代が多くなっており、働き世代を中心に、災害時の協力体制について周知が十分にされていない現状が伺えます。

成年後見制度について

- ・成年後見制度の認知度については、年齢が上がるにつれ「制度の内容をよく知っている」と「制度の概要は知っている」を合わせた『知っている』の割合が高くなっていますが、80歳以上では「知らない」が増加しています。

地域活動団体 調査結果

団体の活動について

- ・活動をしているうえで感じる課題としては、「メンバーの高齢化」が73.6%と最も多く、「活動するメンバーや後継者の育成が十分に行えていない」も37.4%と、将来的な担い手不足の問題があげられています。
- ・これから力を入れていきたい活動については、「地域での高齢者や障がい者の安否確認・話し相手・見守りなど」が35.0%と最も多く、前回と比べ8.2ポイント増加しています。特に高齢独居世帯等の増加により、安否確認や見守り活動の重要性が増していると考えられます。

地域の課題について

- ・地域の課題を解決するために必要だと思うことについては、「地域への集まりへの参加を促す」が最も多くなっています。地域への集まりを活性化させ、地域の課題解決に向けて取り組んでいくことが求められていると考えられます。
- ・市民の地域活動を活性化させていくために必要だと思うことについては、「誰もが地域活動に関する情報を入手しやすい環境があること」が45.5%と最も多くなっています。地域活動に関する情報提供体制の構築が求められていることが考えられます。

福祉サービス提供者 調査結果

地域課題と地域活動について

- ・困りごとや課題については、「高齢者、障がい者への支援」が最も多く 56.2%、次いで「高齢者、障がい者の支援者に関する課題」と「福祉サービスの利用に結びついていない人の存在」がともに 48.6%となっています。高齢者や障がい者に対する福祉ニーズの高まりが見られます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響について

- ・新型コロナウイルス感染症による活動への影響については、「以前と、ほとんど変わらない」が 32.4%と最も多くなっていますが、「以前と比べて、大きく減少した」(15.2%) や「以前と比べて、半減した」(17.1%)、「以前と比べて、やや減った」(20.0%) が合わせて約半数と、活動に影響のある団体も多く見られます。コロナ禍によってコミュニケーションや地域活動が十分に行えなかった団体が多くあったと考えられます。

◆業務への負担

○対面での支援が難しくなり、電話やオンラインが増えた。○これまで実施していた行事のあり方が大きく変化した。○消毒、換気など施設内でやらなければならない仕事が増え、職員の負担が増えている。○助成金の申請等、業務量が増大した。

◆参加者・利用者の減少

○感染を恐れてサービスを休止する利用者がいた。○陽性者、濃厚接触者が学校で多数出て、当事業所に利用者の減少があり、大きく影響を受けた。○人流が減り、入居、新規利用者の人数が減少した。○出席率の低下。

◆活動の制限

○これまで地域の方と交流する機会であった行事が中止となった。○通所の自粛をお願いした時期があり、現在も活動時間を短縮している。○活動そのものの内容を大幅に見直せざるを得なくなった。○研修も開けない。オンラインにて会議等をしてはいますが、やっぱり顔と顔を合わせて話しあうことの大切さを知った。○利用者の不安や心配に対するメンタルケアが実施できず(すべが分からず)引きこもりがちの利用者が増えたが支援しきれていない。

◆経済的な負担の増加

○販売先の減少。○営業している飲食店等の集客に大きな影響が出た。○商品の売り上げが下がり、経営が一層厳しくなった。○備品費の増加。
○土曜日活动の中止。移動支援など外部へ買い物や食事、イベントの不参加や中止により利用者のメンタルが不穏な方が多くなった。

(2)地域の現状と課題

①地域活動に関する情報や相談体制に関する課題

アンケートより	<ul style="list-style-type: none"> ・相談できる人がいない理由をみると、「誰（どこ）に相談したらよいかわからないから」が 40.5%と最も多く、必要な人が相談を受けられるよう相談先の周知が必要です。(P.105) ・今後地域活動やボランティア活動など社会に貢献する活動の希望についてみると、「活動してみたいが今は難しい」「特に活動してみたいとは思わない」が合わせて 67.1%となっており、特に 30～60 歳代で7割を超えており、現役世代がより地域活動やボランティア活動に関心を持ち、参加につながるような取り組みが必要です。(P.107) ・地域活動を活性化させていくために必要なことについてみると、「誰もが地域活動に関する情報を入手しやすい環境があること」が 45.5%と最も多く、さらなる地域活動の活性化に向けて情報提供体制の強化が求められています。(P.113)
検討過程での意見	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢・障害への関心に偏りがち（子ども・子育て支援への関心が薄い）。 ・地域や福祉への関心が少ない。 ・地域での活動自体を知らない人もいる。 ・当事者（困っている人、支援が必要な人）の話を書く機会が少ないため課題認識が薄い。 ・ひきこもりや不登校など実態がよくわかっていない、知られていない。 ・ひきこもり・ヤングケアラー等新たな福祉課題に対する情報が少ない、支援体制が分からない。 ・ヤングケアラーの状況がみえない。 ・必要な人にサービスや情報が行き届いていない、潜在的なニーズをキャッチするのは誰か。



【導き出されたキーワード】

- ①「地域を知る・学ぶ機会がある」身近なところで、様々な方法で地域の情報が得られ、知り・学べる機会をつくる。
- ②必要な情報を必要なひとに届ける仕組みの構築。
- ③地域に出向いて相談窓口を開設するとともに、相談の敷居は低く、間口は広く対応する。

②地域活動やボランティア等に関する課題

アンケートより	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町会・自治会・住宅管理組合の加入状況についてみると、「現在加入しておらず、今後も入りたいと思わない」が20歳代で4割、30歳代で3割と若い世代で多くなっており、特に若い世代が地域に関心を持ち、活動に参加しやすい環境づくりが必要です。(P.103) ・ 町会・自治会・住宅管理組合に今後も入りたいとは思わない主な理由については、「加入することで役割や義務が生じるかもしれないから」「会費などの納付を負担に感じるから」が多くなっており、地域活動に参加しやすくするための取り組みを検討していく必要があります。(P.104) ・ 相談窓口への要望については「どこに相談しても、適切な相談先につながる」が41.6%と最も多く、縦割りを超えた相談体制の構築や重層的支援体制の整備が求められています。 ・ 近所付き合いの有無については、「ほとんど近所付き合いをしていない」が27.2%となっており、特に20～30歳代の4割以上が近所付き合いをしていない状況です。(P.106) ・ 身近な地域で手助けが必要な人（子ども、子育て中の親、障がい者、高齢者など）への支援の考え方についてみると、「何をしたらよいかわからないが、支援したい気持ちはある」が36.1%と最も多く、若い年代で「仕事や家事などで忙しいが、少しの時間なら支援したいと思う」が多くなっていきます。
検討過程での意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域でごみ捨て、買物の荷物持ちなどちょっとしたお手伝いができるボランティアの担い手不足。 ・ 災害時のボランティア活動者の育成が不十分。 ・ 課題を抱えている人の存在が知られていない。 ・ 複数課題を抱えた世帯に対応する窓口がない。 ・ 困りごとをひとりで抱えてしまう（社会的孤立）EX）生活費などの困りごとがあっても相談先・場所を知らない。 ・ これまで活動してきた人が高齢化して引退しはじめている。 ・ ボランティア団体の高齢化に伴う解散。 ・ 異年齢に関わる機会が少ない。 ・ ボランティアしたい気持ちはあっても深入りはしたくない。 ・ 子どもの居場所が少ない（共働き世帯増加）。 ・ 活動の場が少ない（場所がない）。 ・ 地域活動をしたくてもどうやって参加したらよいかわからない。 ・ 地域やサービスにつながっていない人への支援が不十分（ひきこもり、ヤングケアラーなど）。 ・ つながりが必要だと思うが顔見知りになる機会がない。 ・ ボランティア団体と地域住民交流の場が少ない（支援がとどかない、担い手が増えない）。 ・ 近所とのつながりが十分でない、つながりをもちたがらない人もいる。



【導き出されたキーワード】

- ① 「みんなが」子どもたちから高齢者まで、世代や性別、国籍や立場に関係なく参加できるようにする。
- ② 「参加しやすい」身近なところで、無理のない形で参加でき、参加の意義は分かりやすく、参加者自身がその場に貢献できる。
- ③ 「集える・交流できる場がある」情報交換や交流を通じて、地域の人や気の合う仲間とつながりを持ち、人間関係を築ける。

③地域の課題を解決する上での課題

アンケートより	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を解決するために必要だと思う方策については、「地域福祉の担い手となる人々を増やす」が26.0%と3番目に多くなっています。 ・身近な地域で手助けが必要な人（子ども、子育て中の親、障がい者、高齢者など）に対する支援についての考えをみると、「何をしたらよいかわからないが、支援したい気持ちはある」が36.1%と最も多くなっており、地域活動へ参加する意欲のある人が参加しやすくなるよう支援していく必要があります。 ・災害時に支援が必要な方のための助けあいや協力体制があるかについては、「助けあいがあるかどうか分からない」が64.9%となっており、普段から地域交流を行い、緊急時の際にもお互いが支えあえる関係性を築いていくことが重要です。(P.109) ・活動における課題についてみると、「メンバーが高齢化してきている」が73.6%と最も多く、「活動するメンバーや後継者の育成が十分に行えていない」も37.4%と3番目に多くなっています。また、地域の中での問題や困りごとについてみると、「既存の活動・行事の継続」が最も多くなっており、地域活動の担い手を増やしていくための取り組みが必要です。(P.111,113)
検討過程での意見	<ul style="list-style-type: none"> ・たすけあいの必要性は理解していても何をすればよいか分からない。 ・活動に参加している人が限られる（同じ人が複数の活動に参加）。 ・支援する側と支援される側の立場がフラットになりにくい。 ・災害時にたすけあい協力がどうなっているかわからない。 ・地域での継続した関わり（支援者⇄地域）が必要。 ・高齢化による担い手不足と地域の関わり合いを嫌う人かいる事による担い手不足。 ・たすけあい・支えあいが地域でできるつきあいがある割合が少ない。 ・災害時に関する正しい知識を持つ人が少なく、訓練と災害に関する勉強会を受ける機会が必要。 ・自助と互助のイメージ範囲が不明瞭。 ・地域活動が高齢者中心になりがちで若い人が参加しづらい。 ・コロナ禍の不登校、ひきこもりの増加。



「導き出されたキーワード」

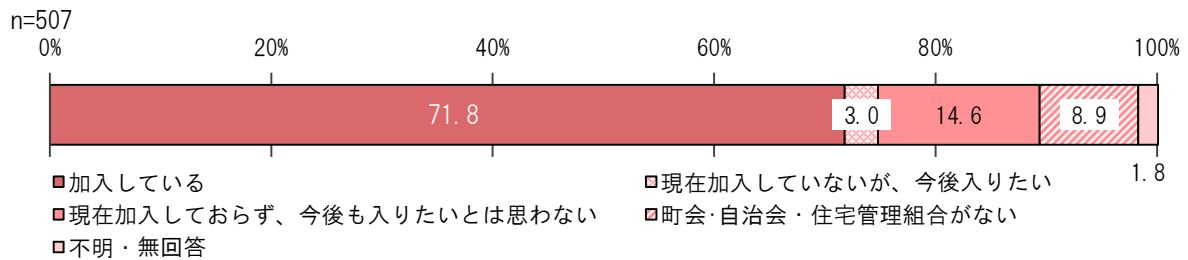
- ①「続けられる」活動を続けるためにモチベーションの工夫や次の地域活動者を育成する。
- ②「つながりの多様性」町会・自治会・管理組合など地域をつながり、子育て・防災などの関心のあるテーマごとのつながり、8050（9060）問題や引きこもり、生活困窮、虐待、孤独死といった目に見えない問題や生活課題に「気づく」ため、日頃からの見守りやいざというときの助けあいの仕組みをつくる。
- ③「活動者や団体同士の横のつながり」お互いの活動内容の共有や顔の見える関係づくりを行い、相互協力のつながりをつくる。
- ④「多様な専門機関の横のつながり」多様な専門機関の連携・協働により、制度の狭間や潜在化した生活課題を持つ人の早期発見につながる仕組みをつくる。

④ 調査結果データ

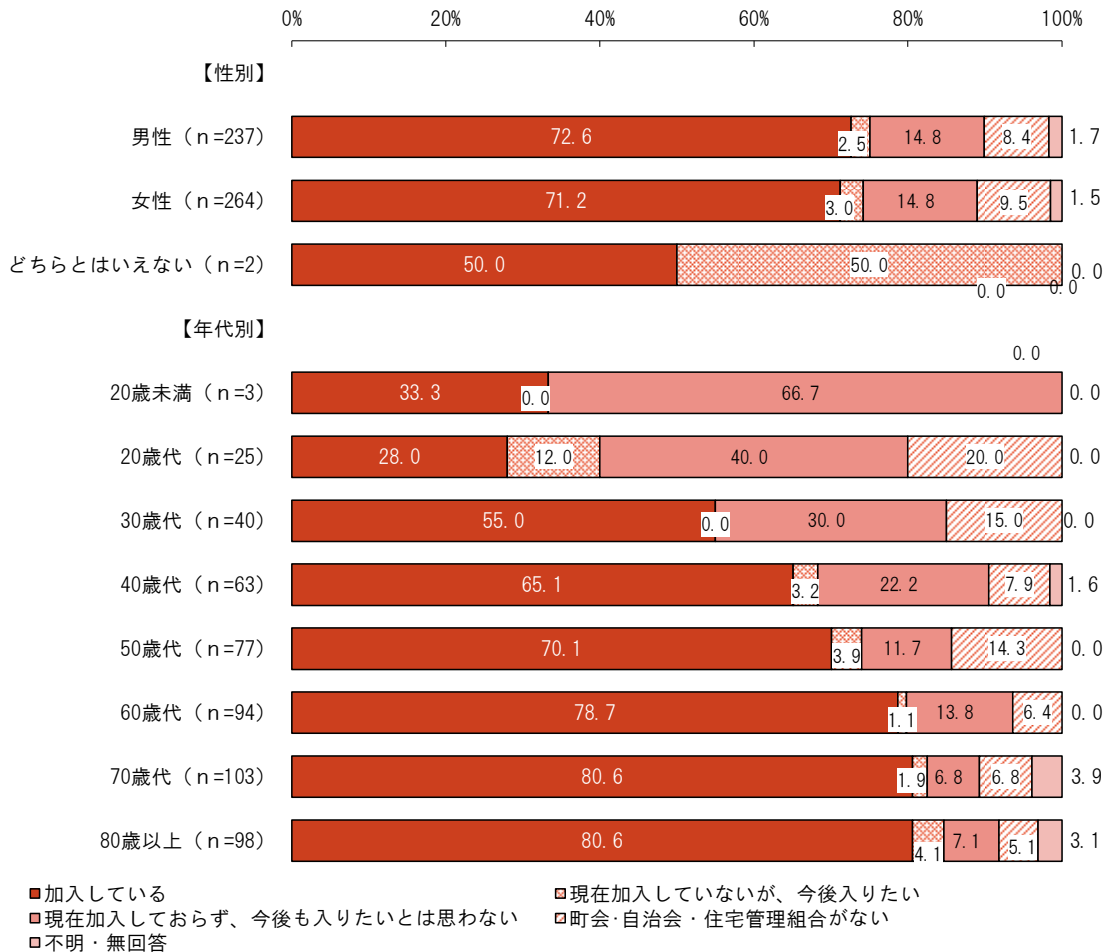
市民アンケート 調査結果データ

自治会・町会・住宅管理組合等への加入状況について

自治会・町会・住宅管理組合等の加入状況についてみると、「加入している」が71.8%と最も多く、次いで「現在加入しておらず、今後入りたいとは思わない」が14.6%、「町会・自治会・住宅管理組合がない」が8.9%となっています。年代別にみると、年齢が上がるにつれて「加入している」が多くなっており、60歳以上では約8割となっています。

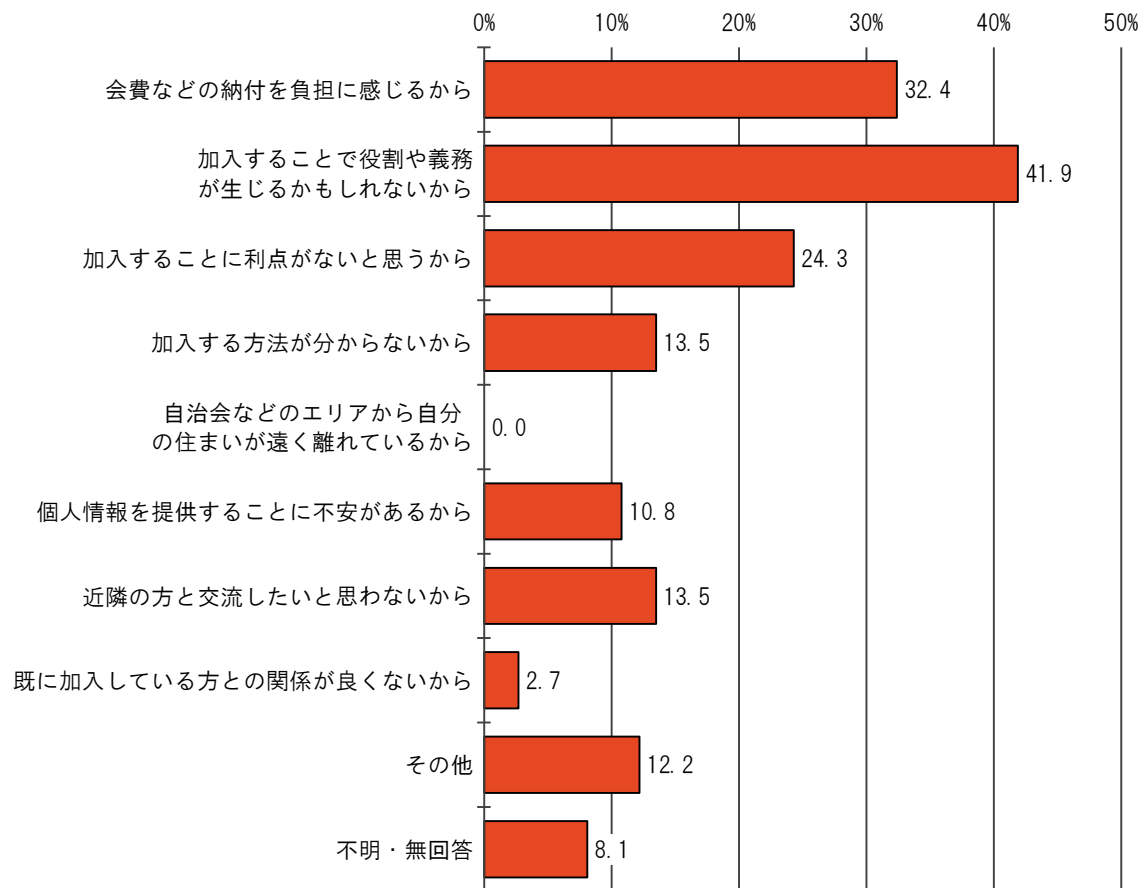


■ クロス集計



自治会・町会・住宅管理組合に現在加入しておらず、今後も入りたいとは思わない主な理由についてみると、「加入することで役割や義務が生じるかもしれないから」が41.9%と最も多く、次いで「会費などの納付を負担に感じるから」が32.4%、「加入することに利点がないと思うから」が24.3%となっています。

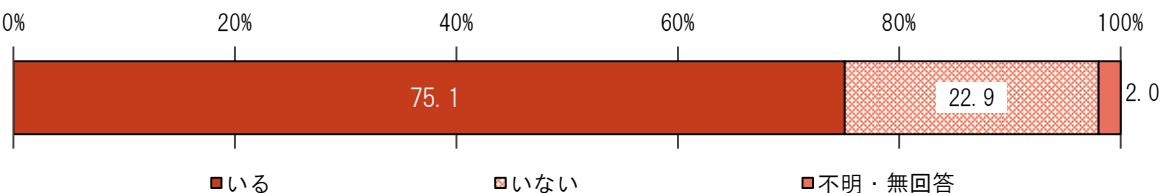
n=74



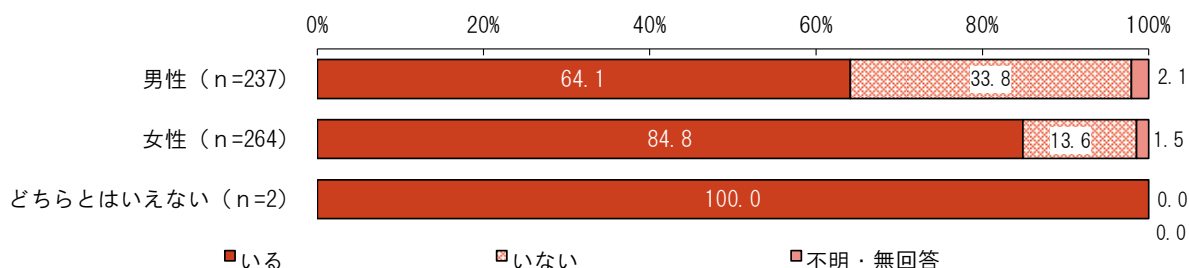
不安や悩み事、地域の問題や課題の相談先について

不安や悩み事、地域の問題や課題を相談できる人についてみると、「いる」が75.1%と、「いない」の22.9%を上回っています。性別にみると、男性で「いない」が33.8%と多くなっています。

n=507

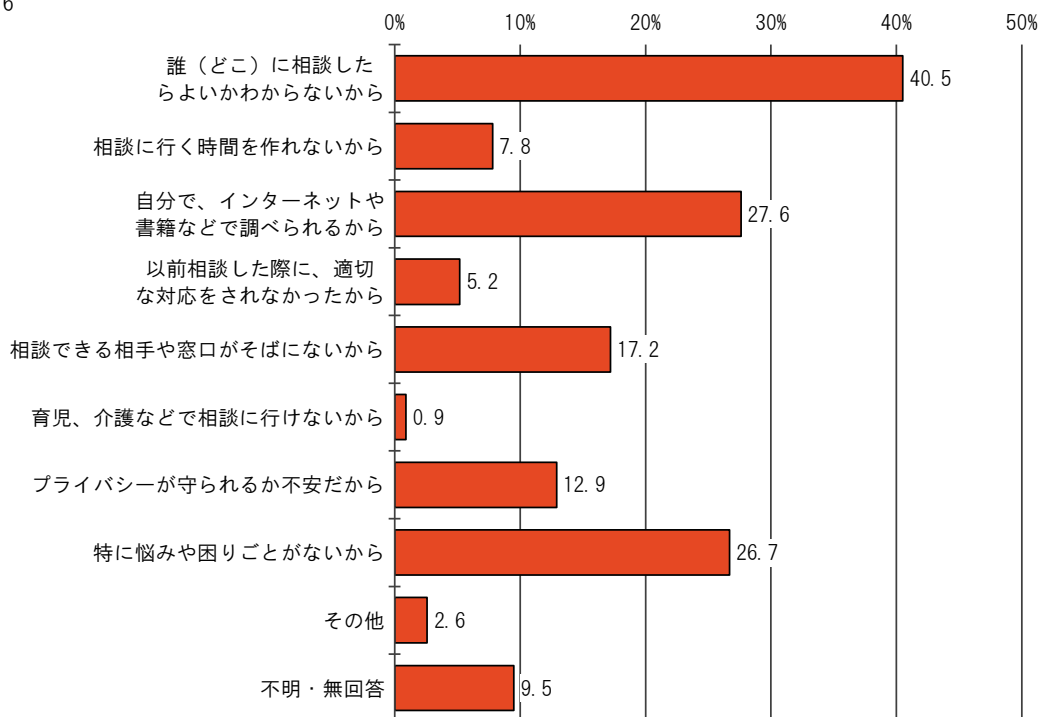


■クロス集計



不安や悩み事、地域の問題や課題を相談できる人がいない理由についてみると、「誰（どこ）に相談したらよいかわからないから」が40.5%と最も多く、次いで「自分で、インターネットや書籍などで調べられるから」が27.6%、「特に悩みや困りごとがないから」が26.7%となっています。

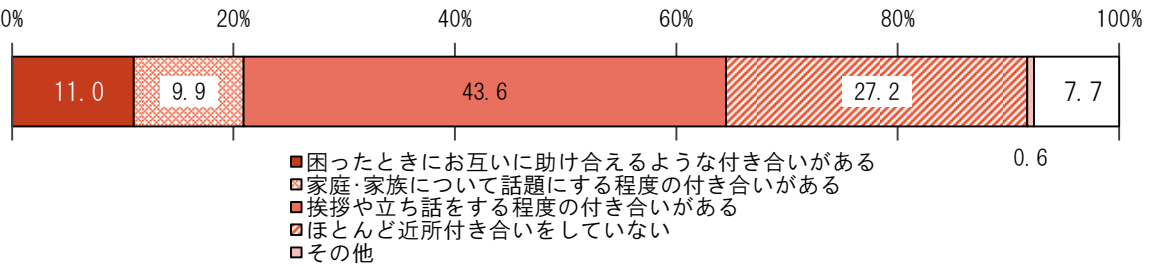
n=116



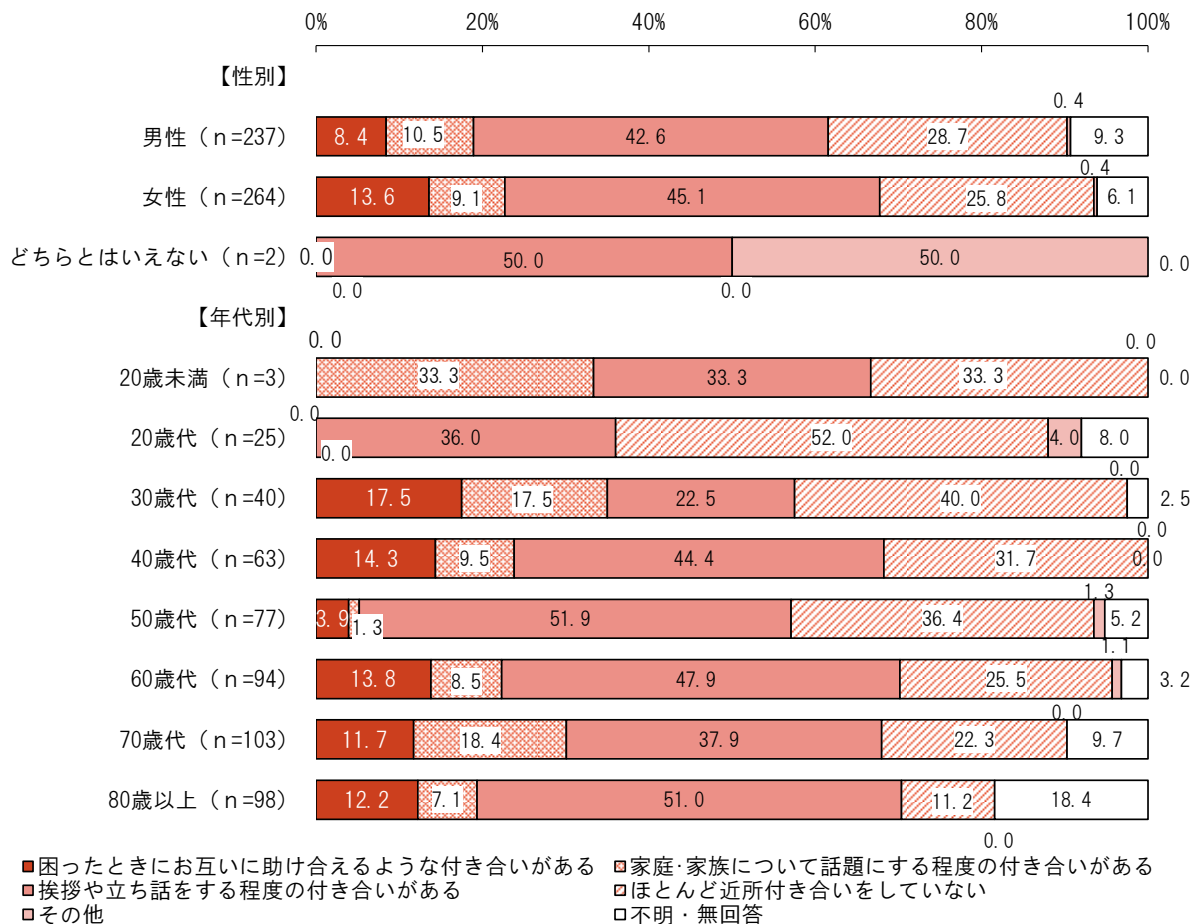
地域の中でのつながりについて

近所付き合いについてみると、「挨拶や立ち話をする程度の付き合いがある」が 43.6%と最も多く、次いで「ほとんど近所付き合いをしていない」が 27.2%、「困ったときお互いに助け合えるような付き合いがある」が 11.0%となっています。年代別にみると、「ほとんど近所付き合いをしていない」が20歳代で 52.0%、30歳代で 40.0%と多くなっています。

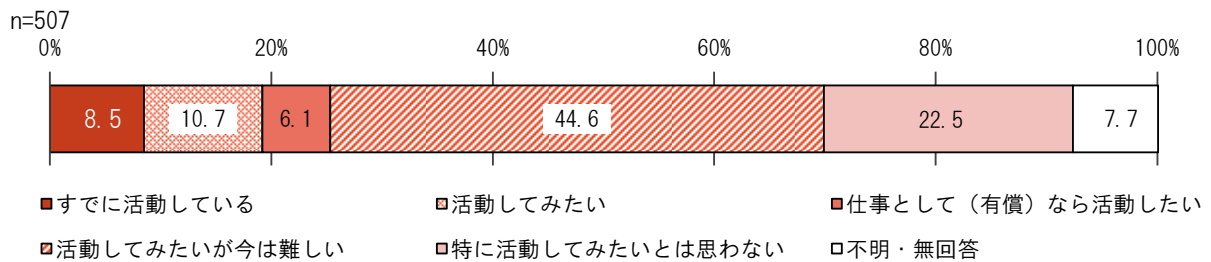
n=507



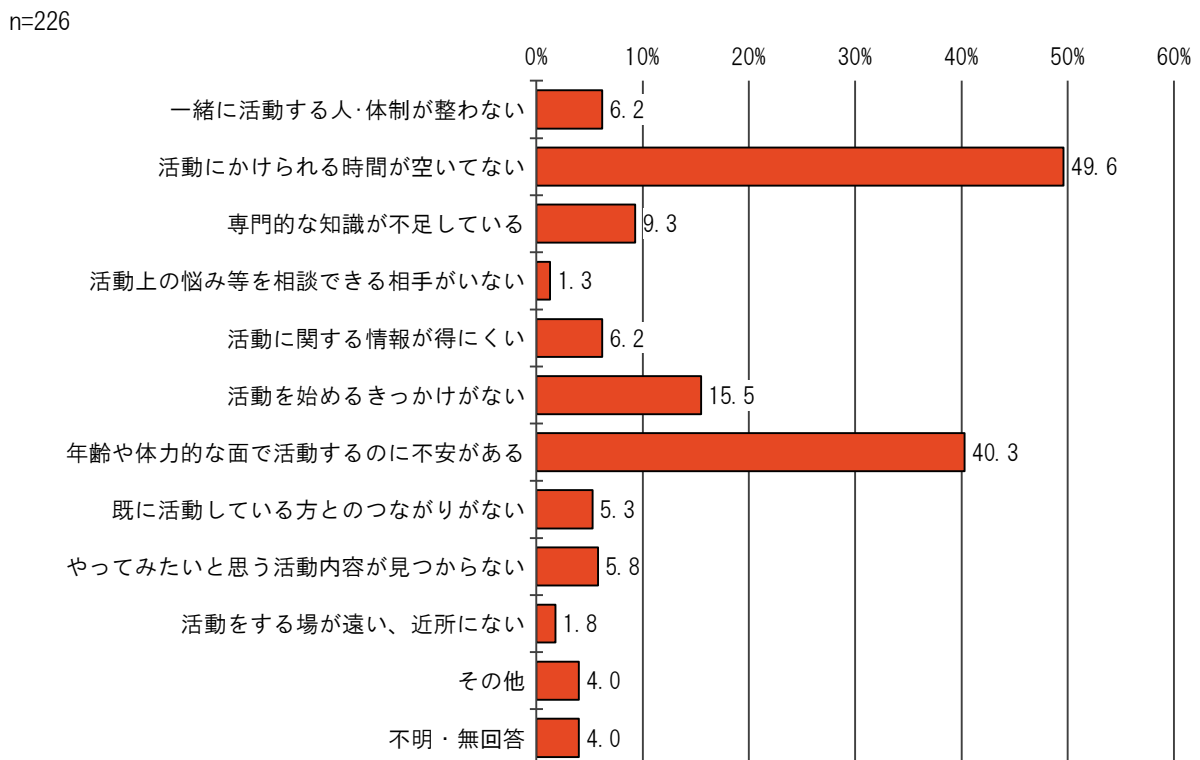
■クロス集計



今後地域活動やボランティア活動など社会に貢献する活動の希望についてみると、「活動してみたいが今は難しい」が44.6%と最も多く、次いで「特に活動してみたいとは思わない」が22.5%、「活動してみたい」が10.7%となっています。



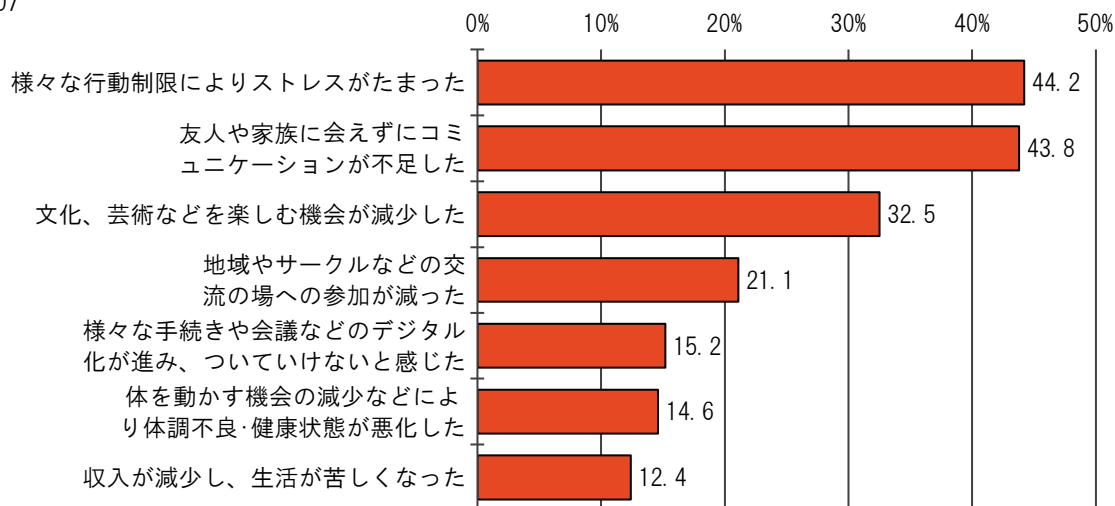
今後地域活動やボランティア活動など社会に貢献する活動をしてみたいが今は難しい主な理由についてみると、「活動にかけられる時間が空いてない」が49.6%と最も多く、次いで「年齢や体力的な面で活動するのに不安がある」が40.3%、「活動を始めるきっかけがない」が15.5%となっています。



新型コロナウイルス感染症拡大の影響について

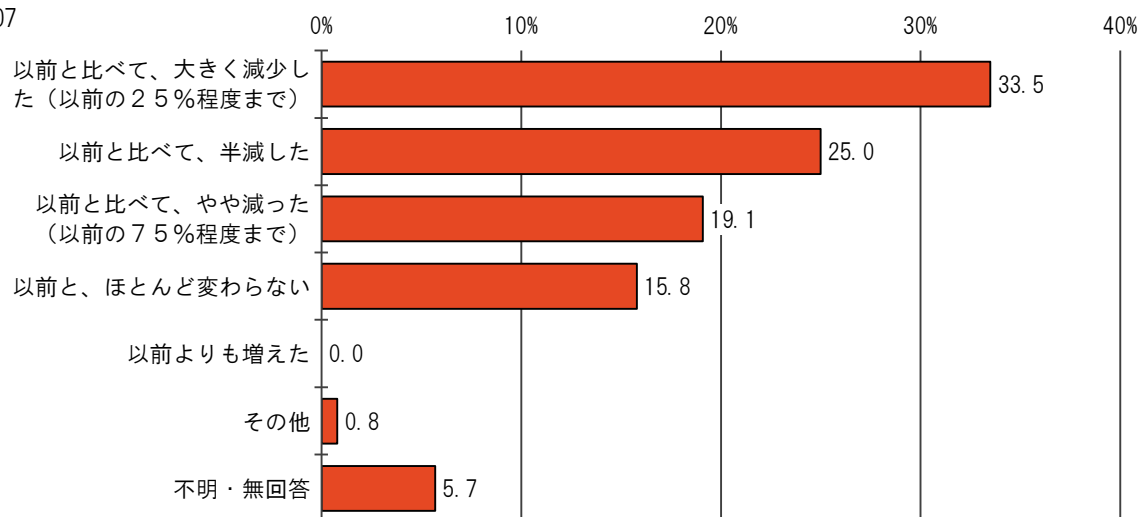
新型コロナウイルス感染症の拡大の影響についてみると、「様々な行動制限によりストレスがたまった」が44.2%と最も多く、次いで「友人や家族に会えずにコミュニケーションが不足した」が43.8%、「文化、芸術などを楽しむ機会が減少した」が32.5%となっています。

n=507



以前（新型コロナウイルス感染症拡大の前）と比較して、外出や地域・趣味の活動への参加機会の変化についてみると、「以前と比べて、大きく減少した（以前の25%程度まで）」が33.5%と最も多く、次いで「以前と比べて、半減した」が25.0%、「以前と比べて、やや減った（以前の75%程度まで）」が19.1%となっています。

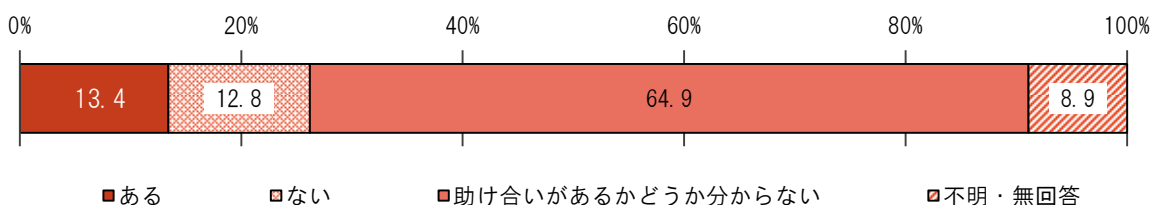
n=507



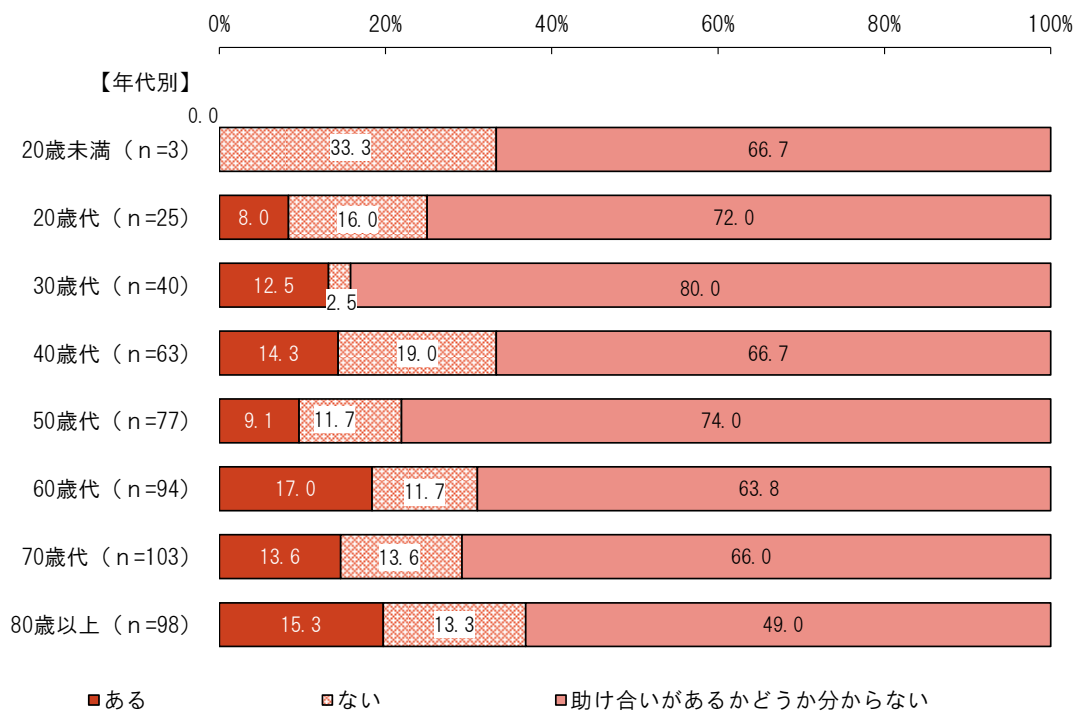
災害について

災害時に支援が必要な方のための助けあいや協力体制の有無についてみると、「助けあいがあるかどうか分からない」が64.9%と最も多く、次いで「ある」が13.4%、「ない」が12.8%となっています。年齢別にみると、年齢が上がるにつれて「ある」が増加傾向にあります。

n=507

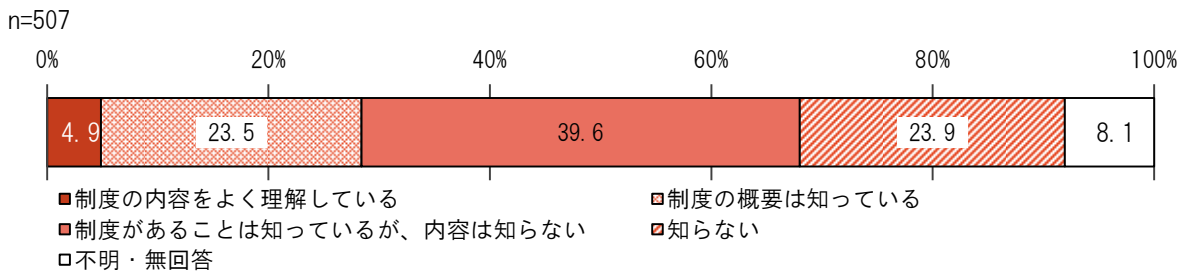


■クロス集計

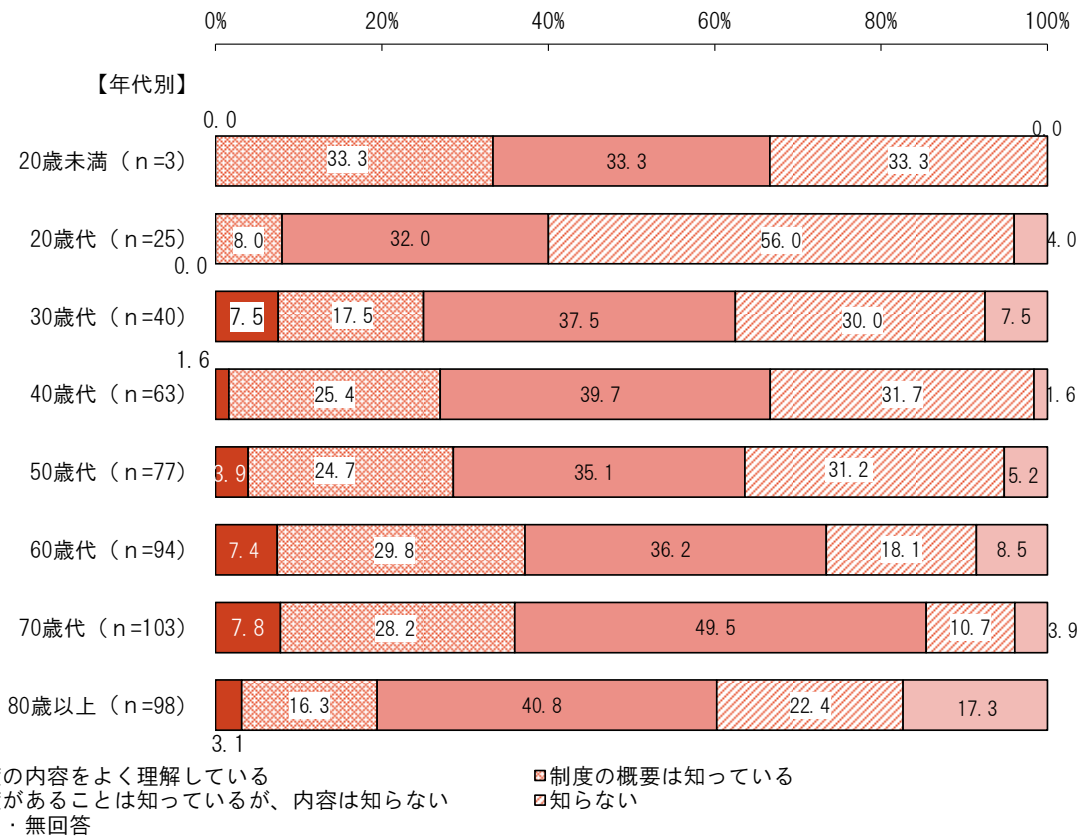


成年後見制度について

成年後見制度の認知度についてみると、「制度があることは知っているが、内容は知らない」が39.6%と最も多く、次いで「知らない」が23.9%、「制度の概要は知っている」が23.5%となっています。年代別にみると、若い年代で「知らない」が多く、20歳代で56.0%、30～50歳代で3割台となっています。



■クロス集計

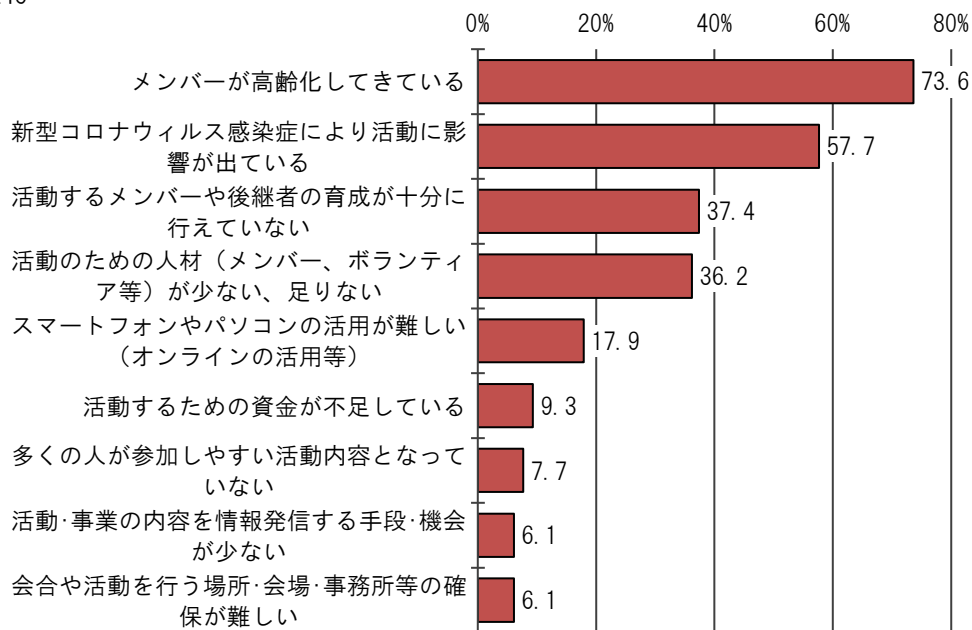


地域活動団体 調査結果データ

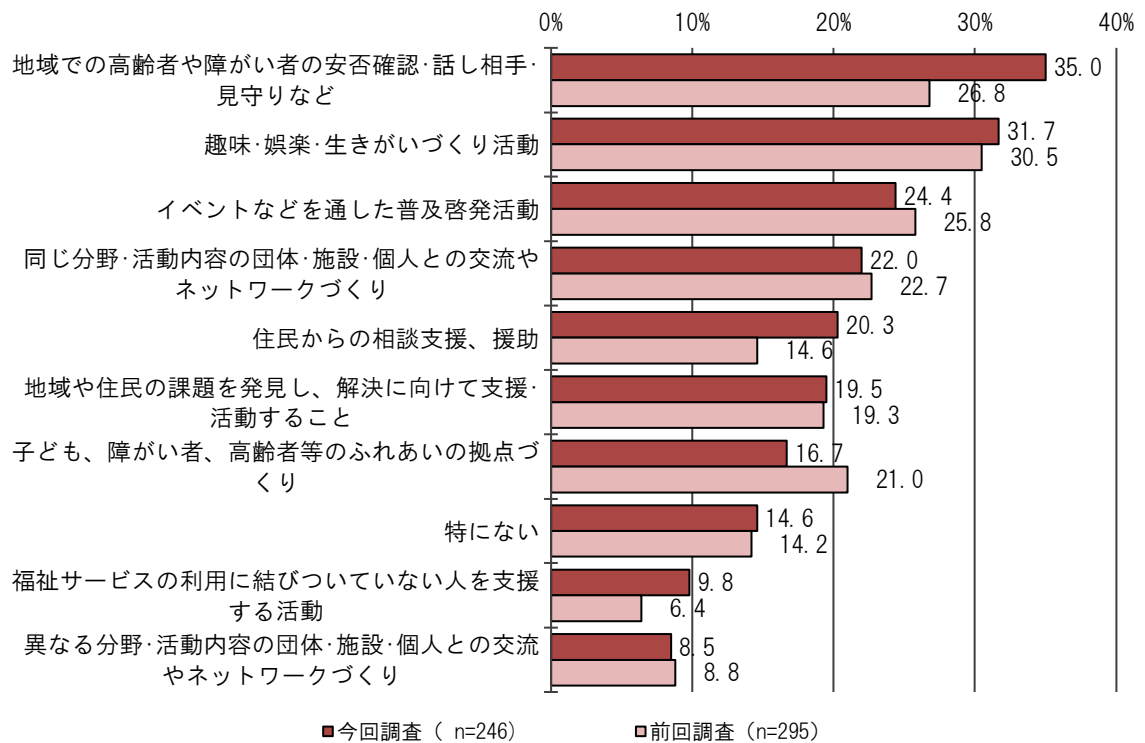
団体の活動について

活動における課題についてみると、「メンバーが高齢化してきている」が73.6%と最も多く、次いで「新型コロナウイルス感染症により活動に影響が出ている」が57.7%、「活動するメンバーや後継者の育成が十分に行えていない」が37.4%となっています。

n=246



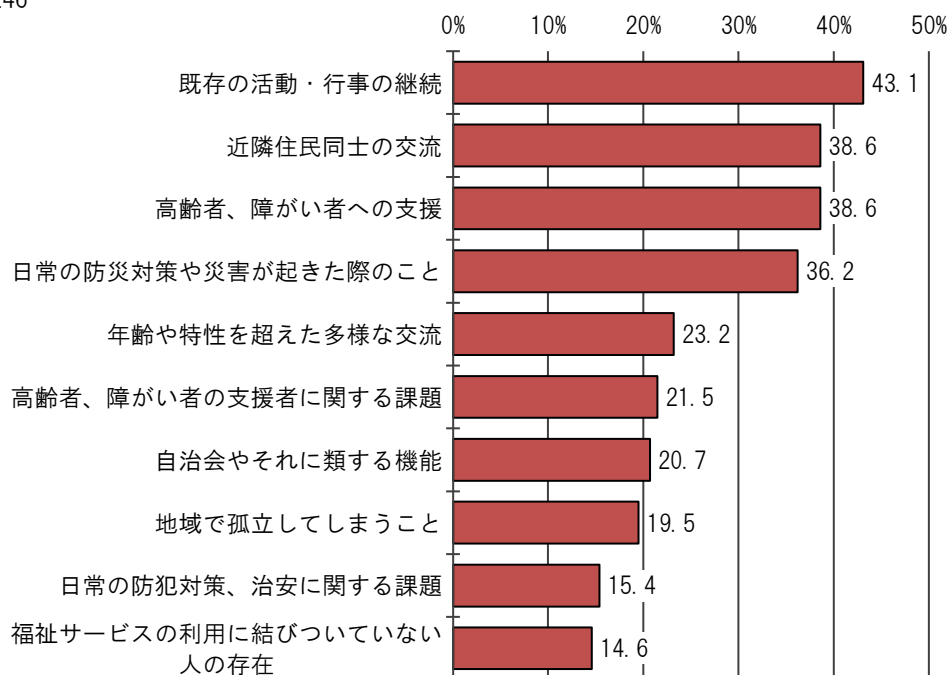
力を入れていきたい活動についてみると、「地域での高齢者や障がい者の安否確認・話し相手・見守りなど」が 35.0%と最も多く、次いで「趣味・娯楽・生きがいきづくり活動」が 31.7%、「イベントなどを通じた普及啓発活動」が 24.4%となっています。



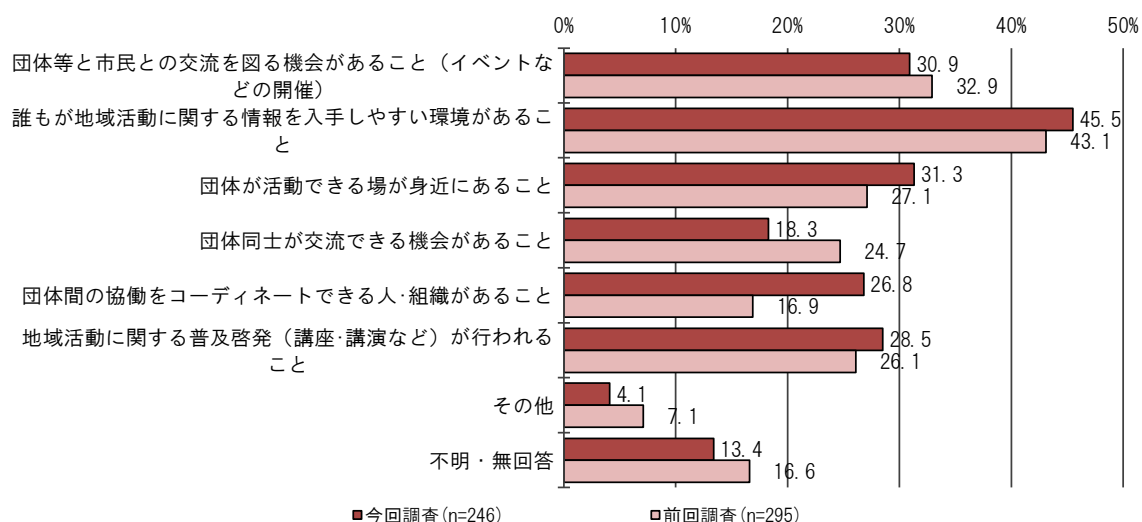
地域の課題について

地域の中での問題や困りごとについてみると、「既存の活動・行事の継続」が43.1%と最も多く、次いで「近隣住民同士の交流」「高齢者、障がい者への支援」が38.6%、「日常の防災対策や災害が起きた際のこと」が36.2%となっています。

n=246



地域活動を活性化させていくために必要なことについてみると、「誰もが地域活動に関する情報を入手しやすい環境があること」が45.5%と最も多く、次いで「団体が活動できる場が身近にあること」が31.3%、「団体等と市民との交流を図る機会があること（イベントなどの開催）」が30.9%となっています。

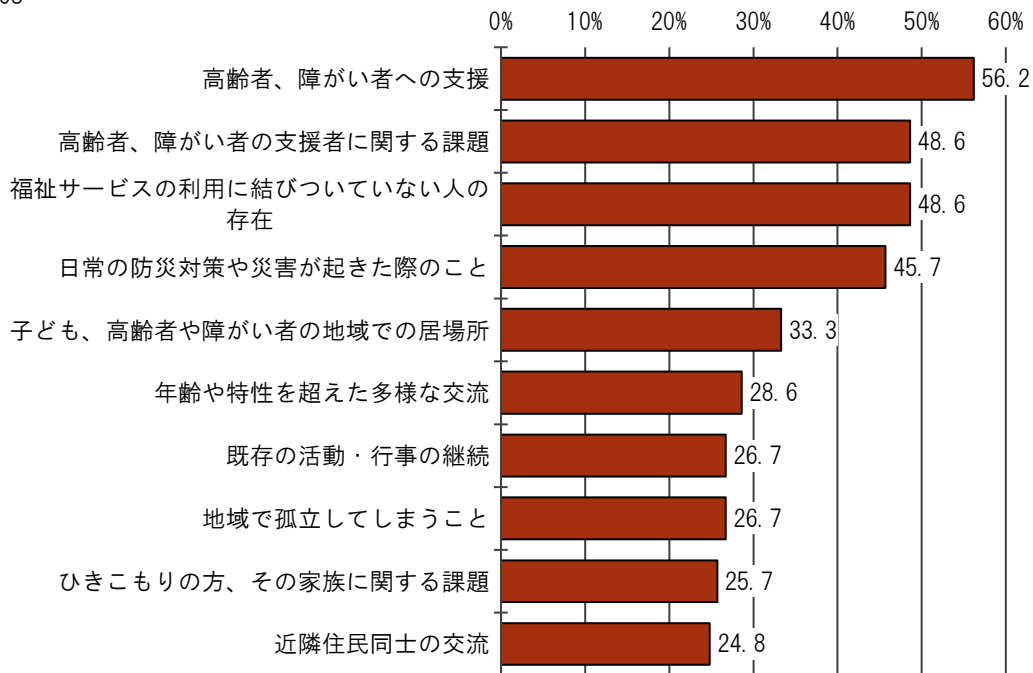


福祉サービス提供者 調査結果データ

地域課題と地域活動について

お住いの地域の中で感じる問題や課題についてみると、「高齢者、障がい者への支援」が56.2%と最も多く、次いで「高齢者、障がい者の支援者に関する課題」「福祉サービスの利用に結びついていない人の存在」が48.6%、「日常の防災対策や災害が起きた際のこと」が45.7%となっています。

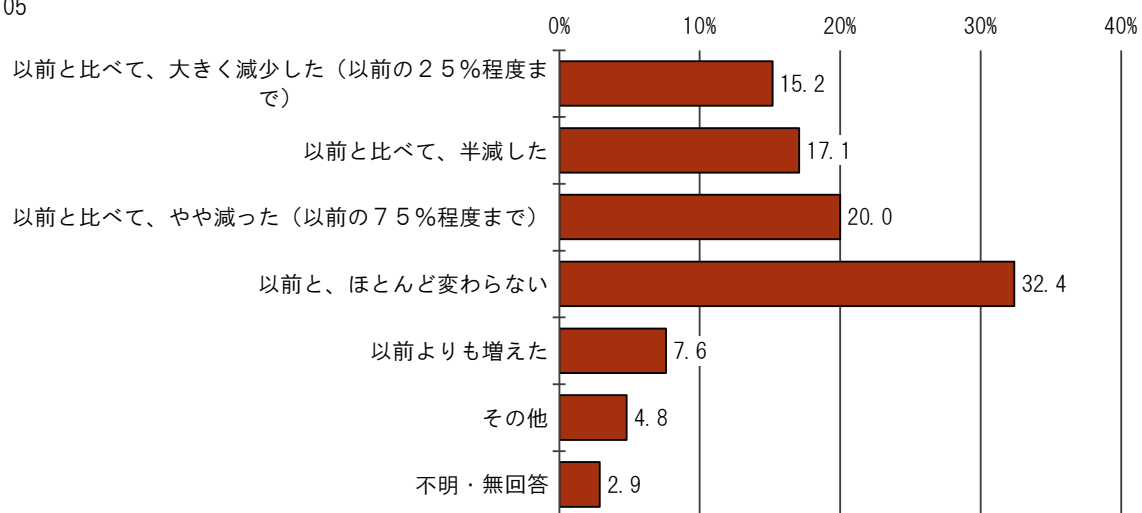
n=105



新型コロナウイルス感染症拡大の影響について

コロナ禍での団体の活動頻度についてみると、「以前と、ほとんど変わらない」が32.4%と最も多く、次いで「以前と比べて、やや減った（以前の75%程度まで）」が20.0%、「以前と比べて、半減した」が17.1%となっています。

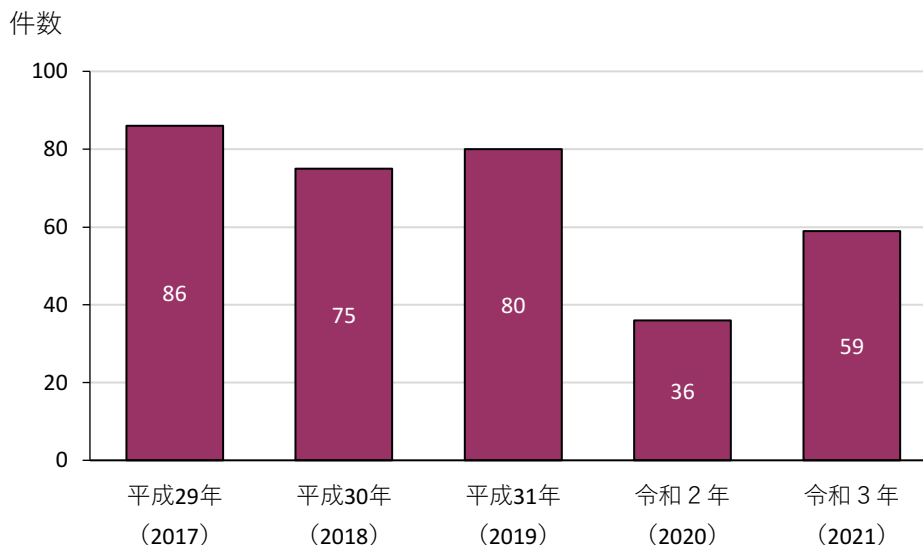
n=105



3 多摩市社協の事業からみる相談件数の推移

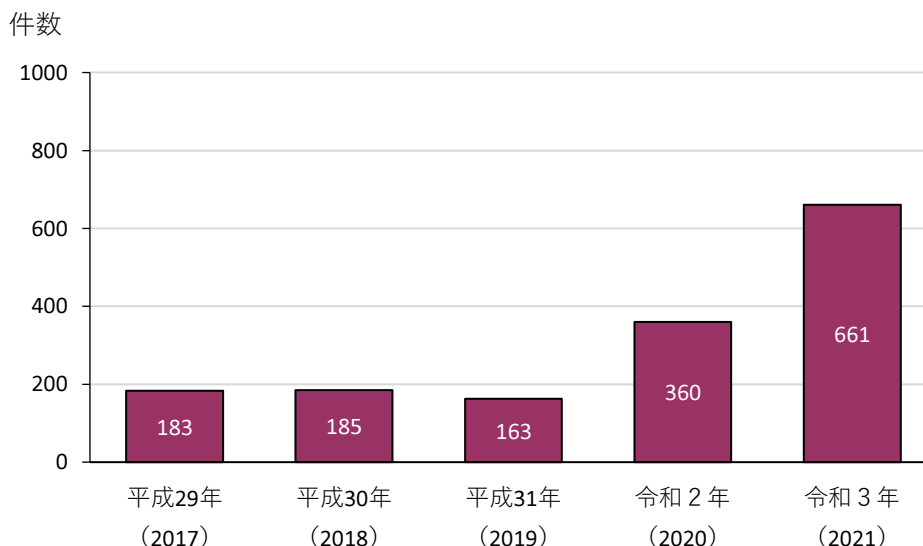
①福祉なんでも相談※件数

福祉なんでも相談件数については、毎年80件前後で推移していましたが、新型コロナウイルスの影響により、2020(令和2)年以降大きく減少しています。



②成年後見に関する相談件数

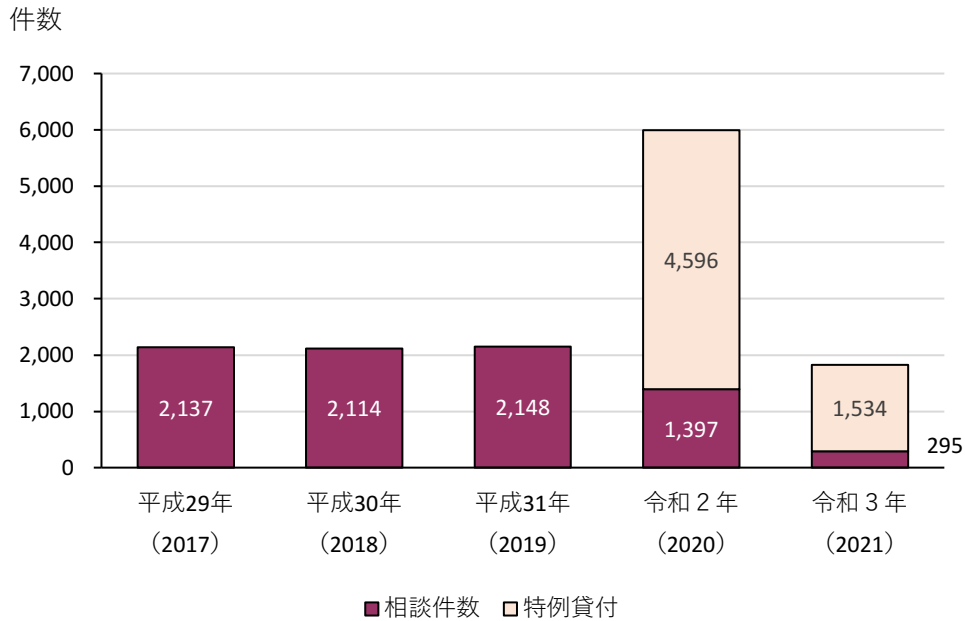
成年後見に関する相談件数については、多摩市より事業を受託した2020(令和2)年以降、増加傾向にあり、2021(令和3)年では661件となっています。



※R2.4.1 より多摩市成年後見制度利用者支援事業を多摩市より受託

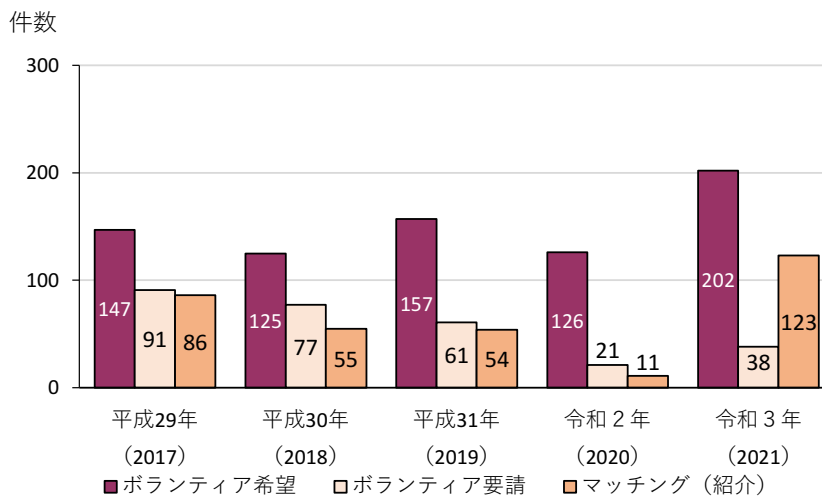
③生活福祉資金に関する相談件数

生活福祉資金[※]に関する相談件数については、新型コロナウイルス発生以降は減少で推移しております。新型コロナウイルスの影響による特例貸付[※]の相談については、2020(令和2)年で4,596件、2021(令和3)年で1,534件となっています。



④ボランティアに関する相談件数

ボランティアに関する相談件数については、新型コロナウイルス発生により高齢者施設等のボランティア要請件数が減少になる一方、2021(令和3)年度は大学生など若者からのボランティア希望が増え、ボランティア活動に繋げることができました。



4 本計画の策定における検討組織について

(1) 第5次多摩市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会
第5次多摩市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第5次多摩市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、多摩市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、活動計画の策定に関し必要な事項について協議し、答申する。

(委員の構成)

第3条 委員会は、次の各号に属する者の内から、会長により委嘱された委員16名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 多摩市社会福祉協議会理事
- (3) 多摩市社会福祉協議会評議員
- (4) 多摩市自治連合会
- (5) 多摩市民生委員協議会
- (6) 福祉施設・団体関係者
- (7) 市内の地域福祉推進委員会
- (8) 多摩ボランティア・市民活動支援センター運営委員会
- (9) 多摩市医師会
- (10) 商工業関係者
- (11) 行政関係者
- (12) その他会長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は施行した日から令和5年3月31日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第5条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて召集し、会議を主宰する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(幹事会及び作業部会)

第7条 委員会の効率的な運営を図るため、補助組織として会職員による幹事会及び作業部会をおく。

2 幹事会及び作業部会の運営は、第5条を準用する。

(費用弁償)

第8条 第5条第1項に規定する委員長には、委員会指導料として日額13,000円、副委員長には11,500円の謝金を支給する。

2 委員会委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給額は、日額2,000円とする。ただし、本会常務理事、「社会福祉法人多摩市社会福祉協議会一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規程」により採用された職員及び本会職員が兼務している場合並びに市職員は除くものとする。

(庶務)

第9条 委員会及び各部会の庶務は、法人管理課総務係に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年1月12日から施行し、令和5年3月31日をもって廃止する。

(2)第5次多摩市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

	氏名	選出区分(所属)	備考
1	宮城 孝	学識経験者 (法政大学現代福祉学部教授)	委員長
2	室田 信一	学識経験者 (東京都立大学人文社会学部准教授)	副委員長
3	荒井 永理	福祉施設・団体関係者 (多摩市ひとり親家庭の会ほほえみ)	
4	河本 博治	福祉施設・団体関係者 (多摩市老人クラブ連合会)	
5	角川 昇吾	福祉施設・団体関係者 (多摩市地域自立支援協議会)	
6	山口 明日子	福祉施設・団体関係者 (多摩市私立保育園園長会)	
7	川井 博之	民生委員・児童委員 (多摩市民生委員協議会)	
8	小島 明	地域活動団体 (多摩市自治連合会)	
9	深尾 香子	市民活動団体 (多摩ボランティア・市民活動支援センター運営委員会)	
10	佐竹 有香子	商工業関係者 (京王電鉄株式会社沿線価値創造部)	
11	田村 豊	保健医療関係者 (多摩市医師会)	
12	松崎 亜来子	行政関係者 (多摩市健康福祉部福祉総務課)	
13	山田 祐子	地域福祉推進委員会 (鶴牧・落合・南野地域福祉推進委員会)	
14	丹野 眞紀子	多摩市社会福祉協議会理事 (多摩市社会福祉協議会理事会)	
15	吉村 宏	多摩市社会福祉協議会評議員 (多摩市社会福祉協議会評議員会)	
16	多田 尚子	その他会長が必要と認める者 (東京都社会福祉協議会)	

(3)第5次多摩市地域福祉活動計画幹事会及び作業部会名簿

(1) 幹事会

	氏名	役職	備考
1	東島亮治	常務理事兼事務局長	令和4年3月31日まで 幹事長
2	井上勝	常務理事兼事務局長	令和4年3月31日まで 法人管理課長、副幹事長 令和4年4月1日より 事務局長、幹事長 令和4年6月9日より常 務理事（事務局長兼務）
3	川辺一成	法人管理課長	令和4年3月31日まで ボランティア担当主査 令和4年4月1日より法 人管理課長、副幹事長
4	大久保雅司	地域福祉推進課長	
5	畔上なつ美	総務係長	
6	藤原大助	総務係主査	令和4年4月1日より
7	浦田純二	権利擁護センター長	
8	森久	権利擁護センター主査	令和4年3月31日まで 総務係主査 令和4年4月1日より権 利擁護センター主査
9	立山裕子	センター係長	
10	森田一光	まちづくり推進担当主査	
11	石井真紀子	まちづくり推進担当主査	
12	河原基人	ボランティア担当主査	令和4年3月31日まで 権利擁護センター長 令和4年4月1日より ボランティア担当主査
事務局：藤原大助（総務係主任）令和4年3月31日まで 吉村貴子（総務係主任）令和4年4月1日より			

任期：令和3年10月1日～令和5年3月31日

(2) 作業部会

	氏名	役職	備考
1	岩崎望	総務係主事	
2	功刀有理	権利擁護センター主事	
3	古庄早春	センター係主事	
4	渡邊直子	まちづくり推進担当主任	部会長
5	大槻純子	まちづくり推進担当主事	
6	三浦龍	ボランティア担当主事	
事務局：藤原大助（総務係主査）			

任期：令和4年6月1日～令和5年3月31日

(4) 策定経過

年月日	会議・内容など
令和3年10月22日	○第1回幹事会 …第5次地域福祉活動計画の策定にあたって、策定スケジュールについて、計画骨子について
令和3年11月29日	○第2回幹事会 …ニーズ調査について
令和3年12月27日	○第3回幹事会 …ニーズ調査について
令和4年2月16日	○第1回策定委員会 …委員長・副委員長の選出、委員会の運営について、地域福祉活動計画の概要について
令和4年5月27日	○第2回策定委員会 …アンケート調査の結果及び課題の抽出について、地域福祉活動計画の形式について
令和4年6月15日	○第4回幹事会 …住民活動計画への転換について、計画（基本理念・基本目標・施策）の見直しについて
令和4年6月28日	○第1回作業部会 …第5次地域福祉活動計画について、作業部会の役割について
令和4年7月1日	○第5回幹事会 …計画（基本理念・基本目標）の見直しについて、作業部会の進捗状況について

令和4年7月6日	○第6回幹事会 …計画（基本目標）の見直しについて
令和4年7月12日	○第2回作業部会 …第5次地域福祉活動計画体系（図）について
令和4年7月21日	○第3回策定委員会 …アンケート調査分析からみる課題のまとめ、第5次地域福祉活動計画の骨子（基本理念・基本目標）について
令和4年8月3日	○第3回作業部会 …第5次地域福祉活動計画体系（図）について
令和4年8月18日	○第7回幹事会 …エリア別小地域福祉活動計画の策定について、第3回地域福祉活動計画策定委員会の意見について
令和4年8月30日	○第4回作業部会 …幹事会にて検討した内容の確認、地域の具体像及び地域での活動例の再検討
令和4年9月2日	○第8回幹事会 …作業部会の報告、計画体系（骨子）について
令和4年9月26日	○第9回幹事会 …計画体系（骨子）について、エリア別小地域福祉活動計画について
令和4年9月27日	○第4回策定委員会 …多摩市地域福祉計画、多摩市地域福祉活動計画の骨子について ※多摩市地域福祉計画推進市民委員会と合同開催
令和4年10月12日	○第5回作業部会 …体系図（社協に求められる役割）について
令和4年11月4日	○第10回幹事会 …計画体系（骨子）について、エリア別小地域福祉活動計画について
令和4年11月16日	○第6回作業部会 …体系図（施策・取り組み）について
令和4年11月22日	○第5回策定委員会 …第5次地域福祉活動計画の骨子（基本理念・基本目標）について
令和4年11月24日	○第11回幹事会 …計画体系（骨子）について
令和4年12月9日	○第7回作業部会 …実施計画について
令和4年12月15日	○第12回幹事会 …計画体系（骨子）について、社協強化・発展計画について

令和4年12月23日	○第13回幹事会 …計画体系（骨子）について
令和5年1月6日	○第14回幹事会 …計画体系（骨子）について、事業実施計画(前期)について
令和5年1月17日	○第15回幹事会 …計画体系（骨子）について、事業実施計画(前期)について
令和5年1月27日	○第6回策定委員会 …第5次多摩市地域福祉活動計画の素案について、パブリックコメントについて
令和5年2月20日	○第7回策定委員会 …第5次多摩市地域福祉活動計画の原案について、第4次地域福祉活動計画進捗状況について

5 用語解説

あ行

アウトリーチ

英語で「手を伸ばす」ことを意味し、社会福祉分野では、事業実施機関が潜在的な利用希望者などに手を差し伸べ利用を実現させるような取り組みのことを指す。

か行

介護予防ボランティアポイント制度

高齢者を対象に、介護ボランティアの参加で交付金を付与する制度。制度の利用、ボランティア登録の対象は「65歳以上（介護保険の第1号被保険者）」

学習支援

経済的に苦しい家庭の子どもに無償で勉強を教え、子どもの居場所づくりを行う支援。

協働

複数の主体が同じ目的のために協力して働くこと。

コーディネート

様々な活動や部分がある一定の方向に沿って組み合わせ、全体を調整すること。

後期高齢者

75歳以上の人。

高次脳機能障害

病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障害をきたす病態をいう。

コミュニティソーシャルワーク

地域単位、市町村単位で、公的サービスを提供する機関や社会資源をコーディネートすることにより、表面化していないニーズを発見したり、公的サービスと地域における支えあいの取り組みとを組み合わせ、最適な支援を提供する機能のこと。

さ行

社会福祉法人

社会福祉法の定めるところにより、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人のこと。

自主防災組織

地域住民による任意の防災組織のこと。主に自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体を指す。

小地域福祉活動

地域住民自身が身近な地域で支え合う仕組みを築き、それぞれの地域の困り事や心配事などの解決に向けた方法や活動内容を考え、取り組んでいく地域活動のこと。

シルバー人材センター

一定地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会の確保・提供を目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人。

生活困窮者等自立相談支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた相談や支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした事業のこと。

生活サポーター

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス B（日常生活に対する援助を行う住民主体による支援のサービス）で支援活動を行う人のこと。

生活福祉資金貸付制度

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度のこと。東京都社会福祉協議会より受託。

成年後見制度

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方の権利を守るため、家庭裁判所に申立を行い、財産管理や身上監護を行う成年後見人等を選任する制度。

た行

たすけあい有償活動

多摩市社協で実施している住民参加型の有償の家事援助サービスのこと。

地域福祉コーディネーター

本計画においては、住民の皆さんと一緒に地域福祉活動をすすめる多摩市社協の職員をいう。児童から高齢者、障がい者など様々な相談対応や専門機関・サービスへのつなぎ、居場所や見守りの仕組みづくり等地域課題の解決に向けた取り組みを行う。

地域福祉推進委員会

多摩市の10エリア（概ね中学校区）を単位とし、その地域で活動する団体及び住民が主体となって、地域に関する情報の共有や専門機関等も含めた横のつながりをつくり、コミュニティづくりや地域課題の解決に向けた取り組みを行う組織。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される仕組みのこと。

地域包括支援センター

福祉・介護・保健が一体となって、高齢者の生活を支える機関で、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等の専門職が連携して、介護サービスをはじめ、福祉サービス・権利擁護・高齢者虐待等、様々な相談を受ける。

特例貸付

新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になった世帯への生活福祉資金(緊急小口資金及び総合支援資金)のこと。令和2年3月24日～令和4年9月末日の期間で実施された。

は行

フードドライブ

家庭などで余っている食品や食材を学校や職場に持ち寄り、それらをフードバンクや必要とする方々に提供する取り組み。

フードバンク

包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄付を受け生活困窮者などに配給する活動。

フードパントリー

ひとり親家庭や生活困窮世帯など、様々な理由で日々の食品や日用品の入手が困難な方に対して、企業や団体などからの提供を受け、身近な地域で無料で配布する活動(場所)

福祉なんでも相談

市内 10 カ所で概ね月 1 回実施している、出張相談のこと。

フレイル予防

主に加齢により、心身が老い衰え、介護が必要な状態となることをフレイル状態と呼び、食事や運動習慣の改善等によりフレイル状態になることを防ぐこと。

ボランティア

営利を目的とせず、自主的に社会事業などに参加し、奉仕活動をする人。

ま行

マッチング

お互いの条件が合うことや、何かと何かがつり合うこと。

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、福祉関係について問題をかかえている方の相談や必要な援助を行う一方、福祉事務所、児童相談所など関係機関に対する協力活動を行い、社会福祉の増進に努める者。なお、多摩市では、一部の委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員として活動している。

ら行

ライフステージ

人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のこと

アルファベット等

ICT

「Information and Communication Technology」の頭字語。通信技術を使い、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

NPO

「Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization」の頭字語。非営利団体ともいう。ボランティア活動や市民活動などの社会貢献活動を行う団体のこと。また、利益の再分配を行わない非営利の組織や団体のこと。1998年（平成10年）3月に「特定非営利活動促進法」が制定され、一定の条件を満たせば特定非営利活動法人として法人格を得られることとなった。

SDGs（持続可能な開発目標）

「Sustainable Development Goals」の頭字語。2015年（平成27年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

【持続可能な開発目標（SDGs） 17のゴール】

 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	国内および各国家間の不平等を是正する。
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する。
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な消費生産形態を確保する。
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う。	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する。
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る。		

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

「Social Networking Service」の頭字語。ネットワーク上での、掲示板機能による参加者の相互交流や、メッセージ・画像・プロフィールの公開などを通じて、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイト及びインターネットサービスのこと。自己情報のコントロールや人との出会いといった目的を掲げ、各社がサービス行っている。

8050(9060)問題

80（90）歳代の親が 50（60）歳代の子どもの生活を支えている家族状態のこと。

地域福祉活動計画等に関する対談動画について

地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に関わった、両計画の策定委員会の正副委員長、多摩市長、多摩市社会福祉協議会会長で、両計画についての対談を行いました。YouTube でご視聴いただけますので、下記 URL よりアクセスし、ぜひご覧ください。

地域福祉活動計画 四者対談全体版
URL : https://youtu.be/bvEVgUSj_F8



地域福祉活動計画 四者対談概要版
URL : <https://youtu.be/OIXuwx4eBL0>



第5次多摩市地域福祉活動計画

令和5年3月発行

発行：社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会

〒206-0032 多摩市南野 3-15-1

二幸産業・NSP 健幸福祉プラザ内

(多摩市総合福祉センター)

電話 042-373-5611 (代表)